

第2期森町子ども・子育て支援事業計画

子育てに夢をもてるまち

～みんなで子育て いきいきまちづくり～



2020(令和2)年3月
静岡県森町



はじめに

森町では、平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援新制度」の施行に合わせ、第1期森町子ども・子育て支援事業計画を策定し「子育てに夢をもてるまち」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

計画期間の5年間には、「子ども・子育て支援新制度」が社会に根付く一方、家庭における子育ての状況や子育てに対する意識が大きく変化しています。

次期の5年間において、森町の全ての子どもにより良い育ちを保障し、子どもと子育て家庭の安全・安心な子育てを支え合うまちづくりを一層充実させるため、このほど第2期森町子ども・子育て支援事業計画を策定します。

本計画の推進にあたっては、子どもにより良い育ちのため最善の利益を求めるとともに、全ての子どもがこころ豊かに健やかに育つよう、地域の皆様をはじめ、関係諸機関の方々にも御理解、御協力と御支援をいただきながら進めてまいります。また、計画における施策の情報発信にあつては、ICTを活用し、広く多くの方々に届くよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました森町子ども・子育て会議委員の皆様、アンケートに御協力いただきました保護者の皆様に、改めて心から深く感謝申し上げます。

令和2年3月



森町長 **太田 康雄**

目次

はじめに.....	1
第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の背景及び趣旨.....	1
第2節 計画の性格と位置づけ.....	2
第3節 計画策定の経緯.....	3
第4節 計画の対象.....	3
第5節 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く環境.....	4
第1節 人口及び世帯等の状況.....	4
第2節 子育て支援の状況.....	10
第3節 アンケート結果からみられる現状.....	16
第4節 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
第1節 計画の基本理念.....	29
第2節 計画の基本目標.....	30
第3節 計画の施策大綱.....	31
第4章 基本計画.....	33
基本目標1 すべての子育て家庭を支援します.....	33
基本目標2 親と子どものこころと身体の健康づくりを支援します.....	42
基本目標3 子どもがいきいきと育つことのできる環境を整備します.....	46
基本目標4 子育て・子育てしやすい安全な地域をつくります.....	52
基本目標5 職業生活と家庭生活の両立を支援します.....	56

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保の方策.....	59
第1節 森町の将来の人口推計.....	59
第2節 教育・保育提供区域の設定.....	63
第3節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業.....	64
第4節 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保.....	69
第5節 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保.....	75
第6章 計画の推進に向けて.....	87
1 計画の周知.....	87
2 計画推進及び進捗状況の把握.....	87
3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業.....	87
4 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業との連携.....	87
5 小学校等との連携.....	88
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	88
資料編.....	89
1 アンケート調査結果抜粋.....	89
2 子ども・子育て会議設置要綱.....	117
3 森町子ども・子育て会議委員.....	119
4 子ども・子育て会議の開催.....	120
5 諮問書.....	121
6 答申書.....	122

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景及び趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展、中でも単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、育児休業取得の関係等、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、国は、2012(平成24)年8月に認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、2018(平成30)年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後の子どもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、2019(令和元)年10月からは「幼児教育の無償化」が始まるなど、子ども・子育てに関する法制度を次々に整備しています。これに加えて、配慮を要する貧困家庭や外国にルーツをもつ子どもへの支援体制についても明確化することとなりました。

今後も、全ての家庭が安心して子育てができるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことを求めています。

町においても、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、2015(平成27)年3月に第1期「森町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第1期計画では、「子育てに夢をもてるまち～のびのび子育ていきいきまちづくり」の基本理念の下で、森町に住み、子どもを産み育てていきたいという若者が安心して子育てできる社会を実現するためにも、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割を担いながら連携・協働して、森町全体で子ども・子育てを支援する支え合いの取組を進めてきました。

第2期となる本計画は、第1期「森町子ども・子育て支援事業計画」を継承しつつ、森町の全ての子どもと子育て家庭の安心・安全な子育てを、行政を含む地域社会全体が支え合って実現していくために、アンケート結果と子ども・子育て会議での審議を踏まえ、策定するものです。

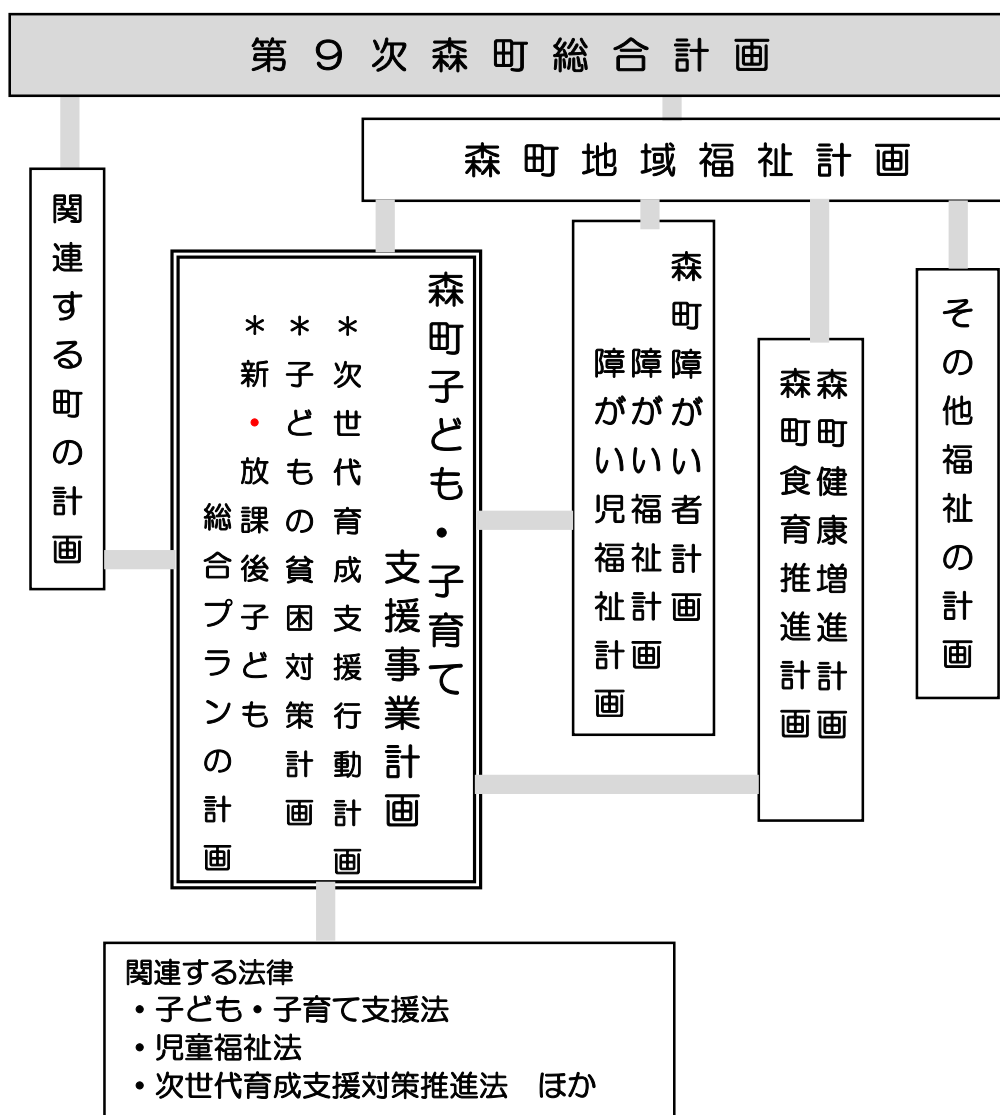
第2節 計画の性格と位置づけ

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）並びに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく市町村行動計画、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画としての位置づけも含む計画として策定します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野において、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、第9次森町総合計画に掲げられた、保健福祉や教育・保育を含む「子育て支援」の分野の施策を総合的に推進していくことができるよう、森町地域福祉計画、森町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、森町健康増進計画・森町食育推進計画を始めとした、他の計画等との整合を図ります。

【関連計画との関係】



第3節 計画策定の経緯

1 町民ニーズ調査の実施

この計画を策定するにあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として「森町子育てに関するアンケート調査」を実施しました。調査結果の概要を資料編にまとめるとともに、一部を第2章第3節で取り上げました。

2 「子ども・子育て会議」の設置

計画の策定に際し、子育て当事者等の意見を本計画へ反映するとともに、森町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、保護者代表、有識者、事業者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「森町子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

第4節 計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳からおおむね11歳まで）と子育て家庭（左記子どもがいる家庭）であり、教育や保育を始め、様々な支援施策や事業を盛り込んでいます。こうした施策や事業の展開にあたっては、事業所や地域、関係機関等の協力や連携が不可欠であるほか、子どもの数の大幅な減少を抑制する少子化対策にも一部触れており、広く町民全般に対する取組も記載しています。

第5節 計画の期間

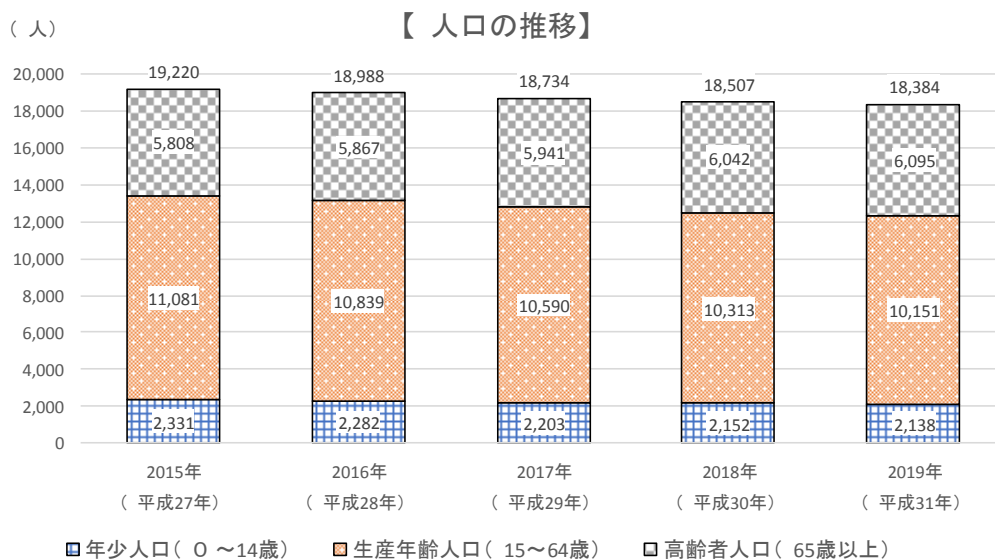
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
第1期計画 2015(平成27)年度～2019(令和元)年度		第2期計画 2020(令和2)年度～2024(令和6)年度					次期計画 2025(令和7)年度～2029(令和11)年度	

本計画は、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年間を計画期間とします。
なお、子ども・子育て支援事業計画は5年を1期とされていることから、2024(令和6)年度中に本計画の見直しを行い、2025(令和7)年度を始期とする次期計画を策定します。

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

第1節 人口及び世帯等の状況

1 人口の推移



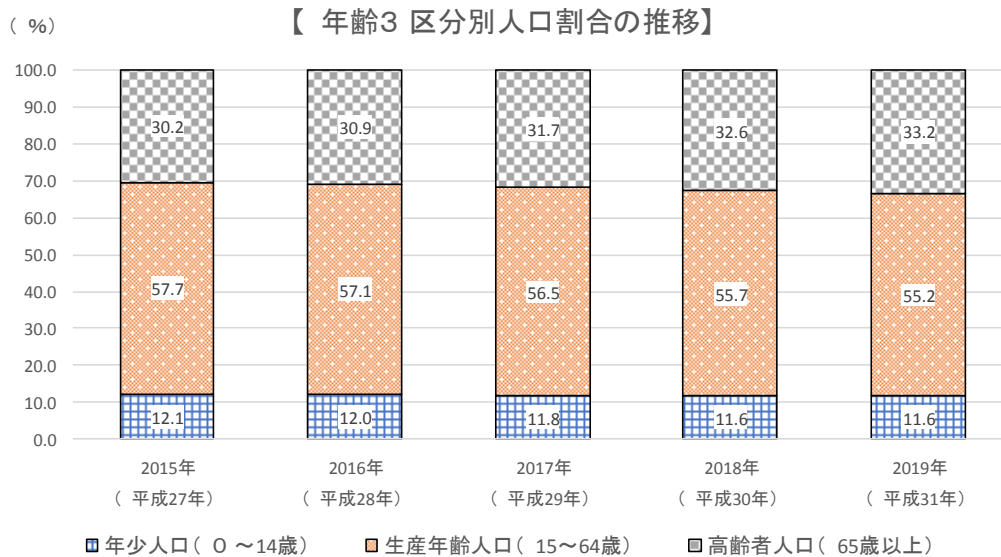
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

町の人口は、2015(平成27)年以降減少しており、2019(平成31)年では18,384人となっています。

年齢3区分別に見ると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は2015(平成27)年以降減少を続けており、2019(平成31)年では年少人口は2,138人、生産年齢人口は10,151人となっています。

一方、高齢者人口(65歳以上)は2015(平成27)年以降増加しており、2019(平成31)年では6,095人となっています。

(1) 年齢3区分別人口割合の推移



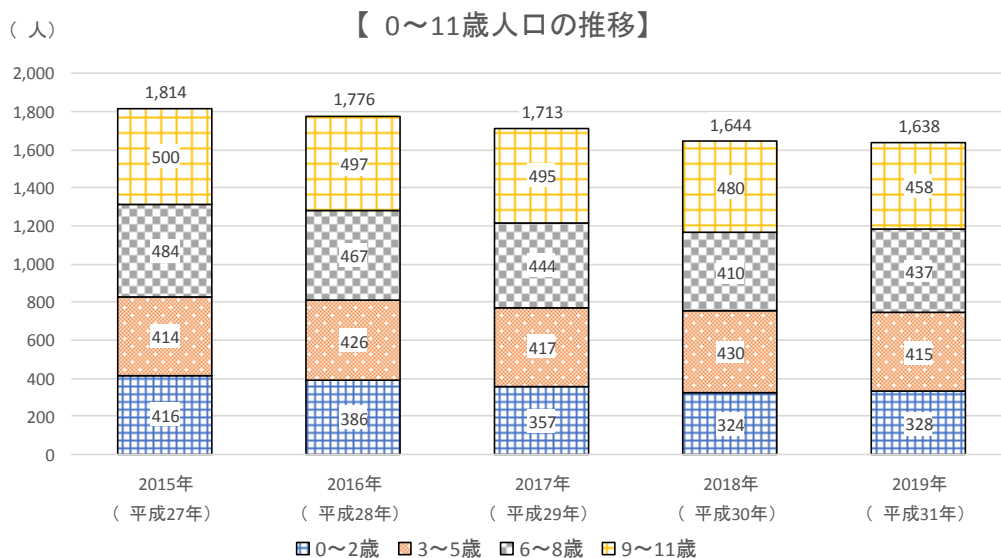
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

町の年齢3区分別人口割合を見ると、年少人口割合は2015(平成27)年から2019(平成31)年にかけて低下しており、2019(平成31)年では11.6%となっています。

生産年齢人口割合は2015(平成27)年から2019(平成31)年にかけて低下しており、2019(平成31)年では55.2%となっています。

高齢者人口は2015(平成27)年から2019(平成31)年にかけて増加しており、33.2%となっています。

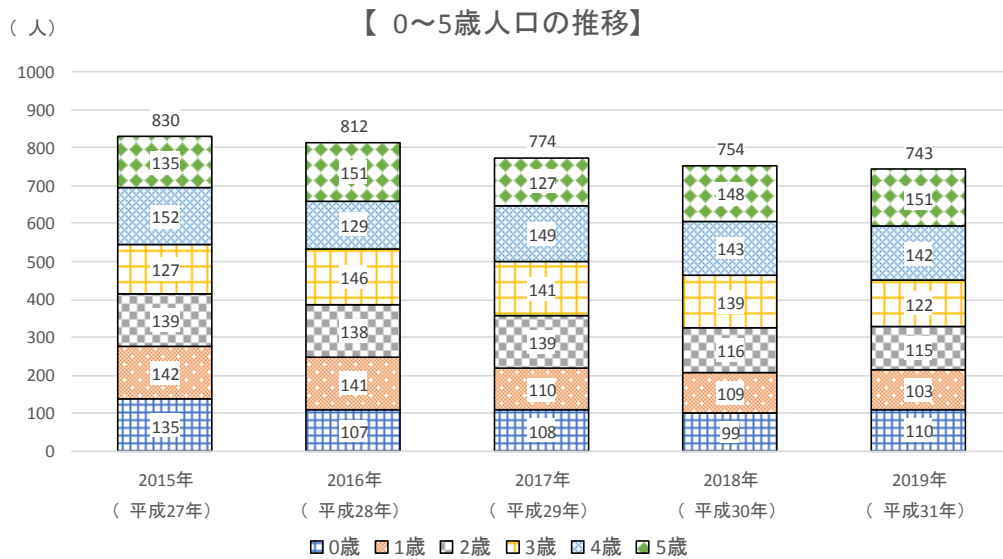
(2) 0~11歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

町の0~11歳人口は、2015(平成27)年から2019(平成31)年にかけて減少しており、2019(平成31)年では1,638人となっています。

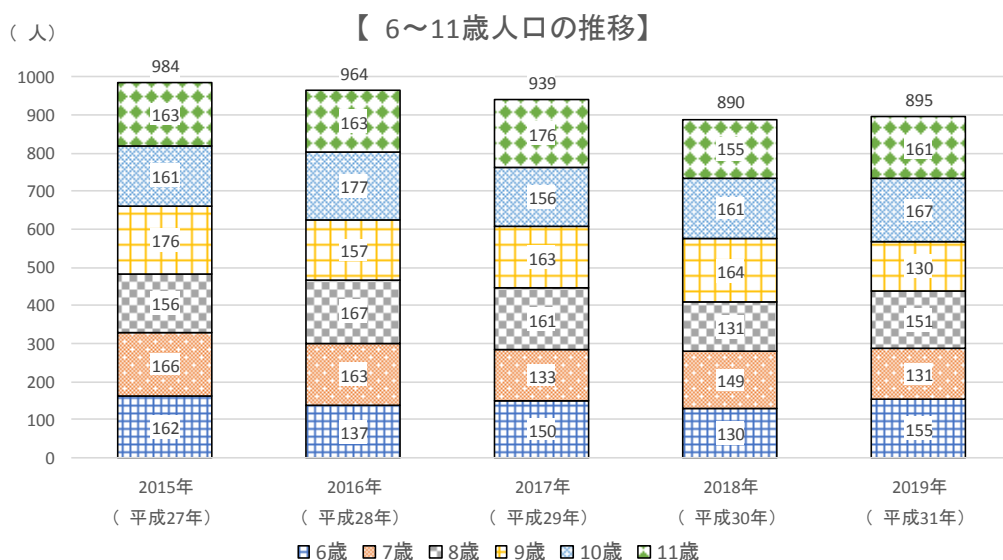
ア 0～5歳人口の推移



町の0～5歳人口は、2015(平成27)年以降減少しており、2019(平成31)年では743人となっています。

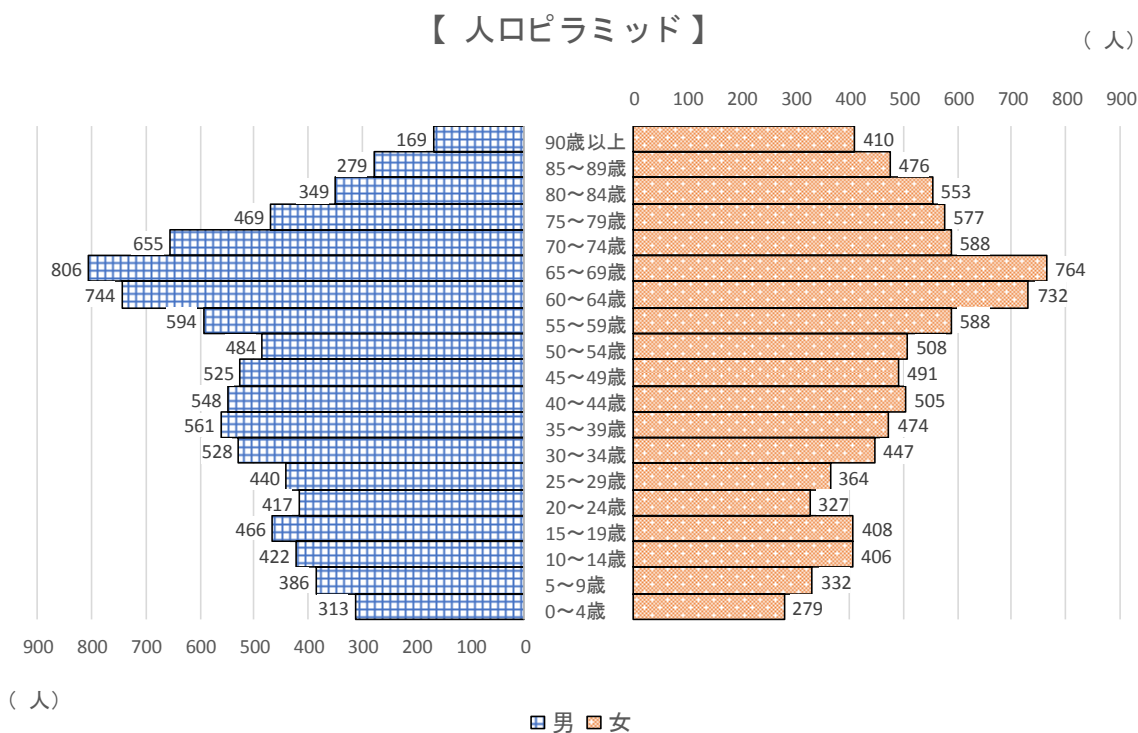
0歳人口は2015(平成27)年から2018(平成30)年にかけて減少し、2018(平成30)年では99人と100人を下回りましたが、2019(平成31)年では再び増加し、110人となっています。

イ 6～11歳人口の推移



町の6～11歳人口は、2015(平成27)年から2018(平成30)年にかけて減少し、2018(平成30)年では890人となっていましたが、2019(平成31)年では再び増加し、895人となっています。

(3) 5歳階級別人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（2019(平成31)年3月末日現在）

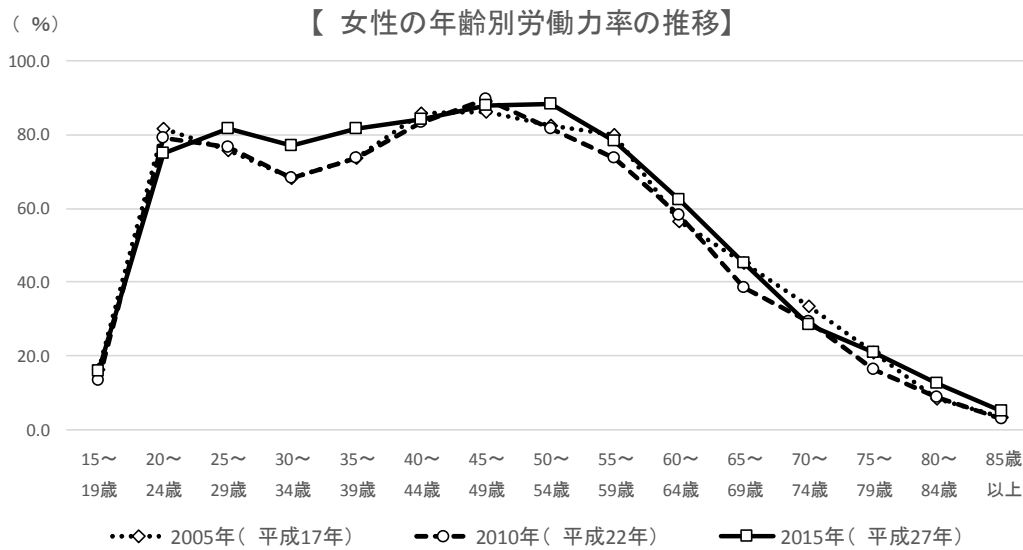
町の人口ピラミッドは「つぼ型」になっています。

5歳階級別人口を見ると、男性、女性ともに65～69歳の人口が最も多く、次いで60～64歳の人口が多くなっています。

また、65～69歳のいわゆる「団塊の世代」を含む前期高齢者と、第二次ベビーブームで団塊の世代から生まれた子どもたちの世代である40～44歳のいわゆる「団塊ジュニア世代」を含む人口が多くなっています。

一方、20歳未満の人口の中で、0～4歳の人口が最も少なくなっており、少子化が進んでいることがわかります。

2 女性の年齢別労働力率の推移



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
2005年(平成17年)	16.5	81.6	75.6	68.3	73.6	85.6	86.1	82.6
2010年(平成22年)	13.3	79.2	76.7	68.2	73.7	83.5	89.6	81.4
2015年(平成27年)	15.7	74.8	81.7	76.9	81.4	84.3	87.9	88.2

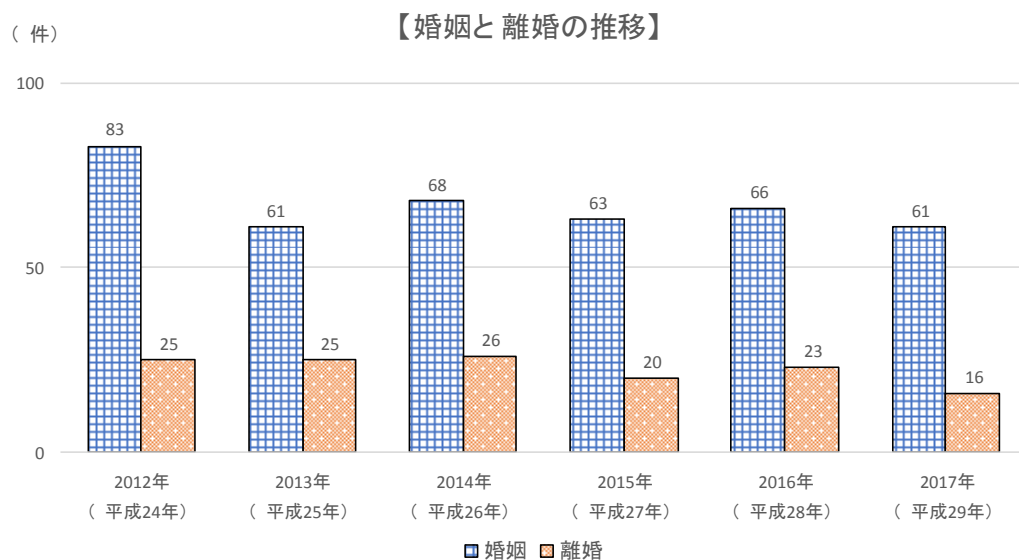
	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
2005年(平成17年)	79.8	56.7	45.3	33.5	21.0	8.2	3.2
2010年(平成22年)	73.8	58.3	38.4	29.3	16.3	8.9	3.0
2015年(平成27年)	78.1	62.4	45.4	28.3	20.8	12.6	4.9

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

町の女性の労働力率のグラフを見ると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」が見られます。

2015(平成27)年では、2005(平成17)年と比べると25～64歳の労働力率が上昇しています。特に25～39歳の女性の労働力率が高くなっており、そのため、M字カーブの谷が浅くなっています。これは、女性が結婚・出産した後も働き続ける女性が増えたことによるものと考えられます。

3 婚姻と離婚の推移



資料：静岡県人口動態統計（各年12月末日現在）

町の婚姻数の推移を見ると、2012(平成24)年には83件となっていました、2013(平成25)年以降は60件台で推移しており、2017(平成29)年では61件となっています。

離婚数の推移を見ると、2012(平成24)年から2016(平成28)年にかけて20件台で推移していましたが、2017(平成29)年では減少し、16件となっています。

第2節 子育て支援の状況

1 幼稚園の状況

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
公立	幼稚園数(園)	6	5	5	5	5
	認可定員数(人)	595	595	595	595	595
	在園児童数(人)	244	251	251	267	240
	入園率(%)	41.0	42.2	42.2	44.9	40.3

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

現在、町では公立幼稚園が6園ありますが、2016(平成28)年度から1園が休園し、2019(令和元)年度時点では5園体制で行っています。

2 保育所の状況

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
私立	保育所数(か所)	2	2	2	2	2
	小規模保育所数(か所)	1	1	1	1	1
	認可定員数(人)	229	239	239	239	259
	在所児童数(人)	270	273	245	257	292
	入所率(%)	117.9	114.2	102.5	107.5	112.7

資料：保健福祉課（各年度10月1日現在）

現在、町では公立保育所はなく、私立の「ときわ保育園」、「摩耶保育園」と、小規模保育所である「もりの保育所」があります。認可定員を超える入所児童は、弾力化により受け入れてきました。このほか、認可外施設として公立森町病院内の院内保育所（かわせみ保育園）等があります。



3 小学校の状況

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
1年生 (人)	162	136	148	127	156
2年生 (人)	165	160	131	147	125
3年生 (人)	154	164	157	130	149
4年生 (人)	176	155	162	161	129
5年生 (人)	159	175	155	159	163
6年生 (人)	161	161	175	154	159
合計 (人)	977	951	928	878	881

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

現在、町では公立小学校が5校あります。

小学校児童数は減少傾向にあり、2015(平成27)年度から2017(平成29)年度にかけては900人台で推移していましたが、2018(平成30)年度以降は900人を下回り、2019(令和元)年度では881人となっています。

4 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み (人)	10	10	10	10	10
第1期実績 (人)	14	14	15	20	
施設数 (か所)	2	2	2	2	2

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）

現在、町では私立の「ときわ保育園」、「摩耶保育園」で18時～19時までの延長保育事業を行っています。週あたりの平均利用人数は増加傾向にあり、2015(平成27)年度の14人が、2018(平成30)年度には20人となっています。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
第1期実績（人日）	0	0	0	0	
施設数（か所）	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）

町では、第1期計画推進中の実績がありませんでした。

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み（人回）	959	962	954	952	944
第1期実績（人回）	1,629	1,597	1,653	1,839	
施設数（か所）	1	1	1	1	1

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）

現在、町では森町保健福祉センター内に森町児童館併設の森町子育て支援センターで事業を実施しています。2015(平成27)年度以降町の0歳～5歳人口は減少していますが、活動の見直しを図ったこと等から、利用者数は2015(平成27)年度1,629人から2018(平成30)年度1,839人と増加しています。

(4) 一時預かり事業（幼稚園型）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み（人日）	11,774	11,660	11,402	11,602	11,660
第1期実績（人日）	4,305	10,698	10,673	10,849	
幼稚園数（園）	2	5	5	5	5

資料：学校教育課（各年度3月末日現在）

2015(平成27)年度に町内2園の公立幼稚園で開始し、現在では5園で幼稚園の教育時間終了後17時まで実施しています。2018(平成30)年度の延べ利用者は10,849人となっています。

(5) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み（人日）	69	81	80	80	80
第1期実績（人日） 緊急一時預かり※1	64	94	47	262	
施設数（か所）	3	3	3	3	3
第1期実績（人日） 一時預かり※2	0	0	0	0	0
施設数（か所）	0	0	0	0	1

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）

※1 町独自事業

※2 子ども・子育て支援事業に基づく事業

町では、子ども・子育て支援新制度以前から緊急的・一時的預かり事業を継続してきました。緊急一時預かり事業の2018(平成30)年度は、特例児童があったため262人となっています。

2019(令和元)年度からは、私立の「摩耶保育園」において、子ども・子育て支援事業に基づく一時預かり事業が始まりました。

(6) 病児・病後児保育事業

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み（人日）	25	25	25	25	25
第1期実績（人日）	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）

町では、第1期計画推進中の実績がありませんでした。

(7) 利用者支援事業（母子保健型）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
第1期実績（か所）	0	1	1	1	1

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）

町では、2016(平成28)年度に保健福祉課内に子育て世代包括支援センターを設置し、子育て支援コーディネーターを配置しました。主に母子保健を中心とした相談に応じています。

(8) 妊婦健康診査事業

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み（回）	2,185	2,130	2,100	2,100	2,085
第1期実績（回）	1,302	1,278	1,256	1,185	

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）

町では、妊婦健診費用の公費負担を実施しています。2015(平成27)年度の1,302回から2018(平成30)年度の1,185回と減少傾向にあります。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み（人）	147	146	142	142	140
第1期実績（人）	116	110	83	108	

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）

町では、こんにちは赤ちゃん訪問事業として生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭への訪問を実施しています。2015(平成27)年度の116件から2018(平成30)年度の108件と減少傾向にあります。

(10) 養育支援訪問事業

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み(件)	8	8	8	8	8
第1期実績(件)	0	10	8	11	

資料：保健福祉課（各年度3月末日現在）

町では、2016(平成28)年度から家庭養育に支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育ができるよう支援を行っています。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み(人)	166	182	174	167	160
第1期実績(人)	100	107	149	150	151
クラブ数(クラブ)	5	5	5	5	5

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

町では、森小学校・宮園小学校・飯田小学校の校舎内に設置する併設型で実施しています。2015(平成27)年度から対象を「小学3年生まで」から「小学6年生まで」に引き上げ、森クラブ、宮園クラブではクラブ数を増設し取り組んできました。利用人数は増加傾向にあり、2015(平成27)年度100人が、2019(令和元)年度には151人となっています。

(12) 放課後子ども教室

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
第1期時の量の見込み(人)	34	35	33	33	35
第1期実績(人)	39	47	45	49	45
三倉小学校(人)	18	18	17	17	18
天方小学校(人)	21	29	28	32	27
実施校数(校)	2	2	2	2	2

資料：社会教育課（各年度4月1日現在）

町では、放課後児童クラブの設置が無かった三倉小学校で2011(平成23)年度から、天方小学校では2015(平成27)年度から実施してきました。

第3節 アンケート結果からみられる現状

●アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、町民の子育てやサービスの利用に関する状況や利用希望を調査するため、調査対象を就学前の児童がいる保護者と小学生の児童がいる保護者に分け、アンケート調査を行いました。

【調査期間・方法】

- ・調査期間：2019(令和元)年7月18日～2019(令和元)年7月31日
- ・調査方法

	調査対象者	
1	就学前児童保護者	就学前の児童の保護者を対象に郵送配布・回収
2	小学生保護者	小学1～6年生の保護者を対象に郵送配布・回収

【回収結果】

	調査対象者	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童保護者	547人	280件	51.2%
2	小学生保護者	432人	205件	47.5%

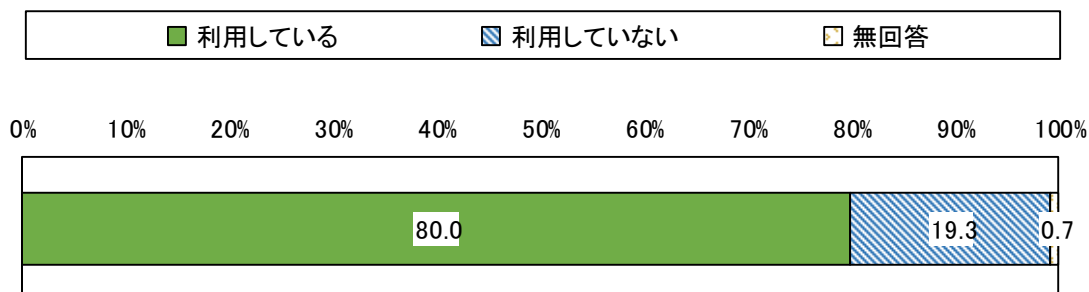
※アンケート調査で複数回答を可としたものは、アンケート結果が100%を超える場合があります。

1 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

(1) 教育・保育事業の利用状況

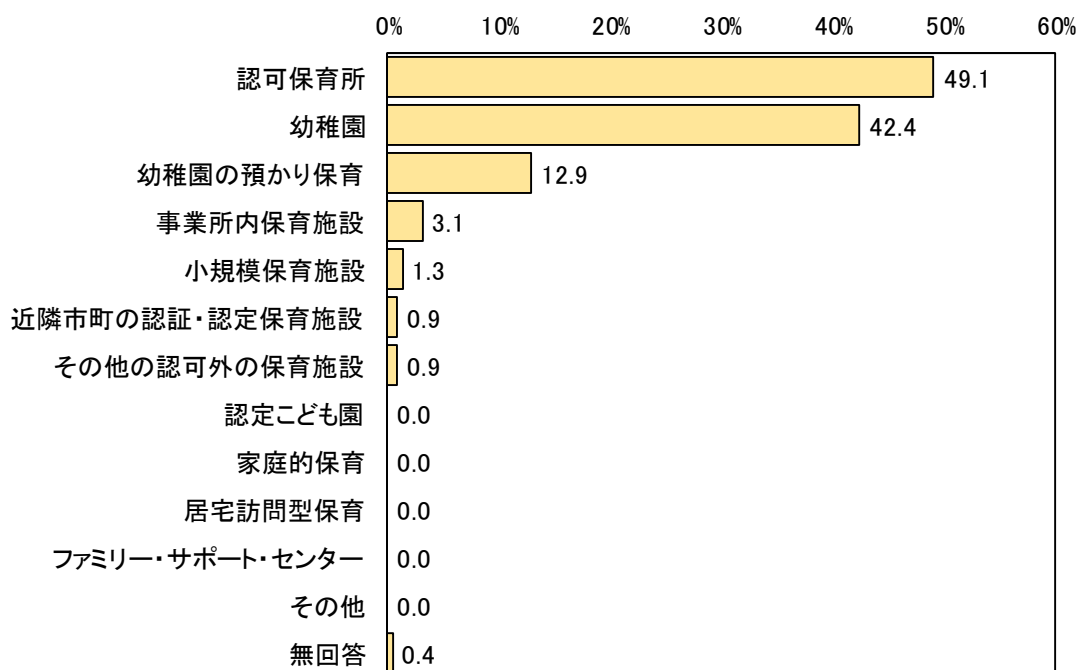
ア 定期的な教育・保育

(n=280)



イ 利用している平日の定期的な教育・保育の事業

(n=224)



平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況は、「利用している」が80.0%、「利用していない」が19.3%となっています。

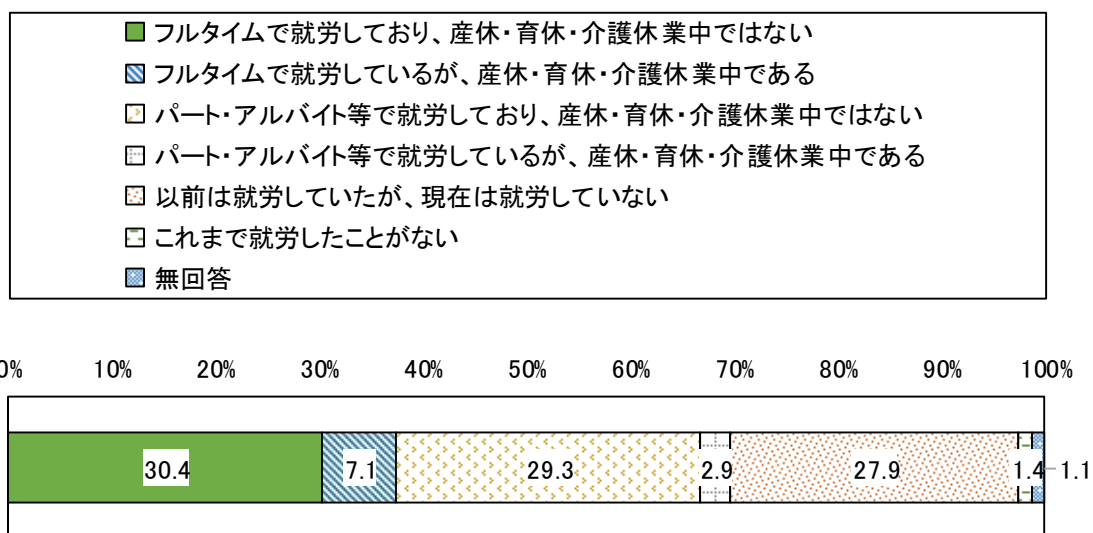
利用している平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所（市町に申し込んで入る保育所）」が49.1%で最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が42.4%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して定期的に預かる）」が12.9%、などとなっています。

(2) 親の就労状況

ア 母親の就労状況

(ア) 未就学児

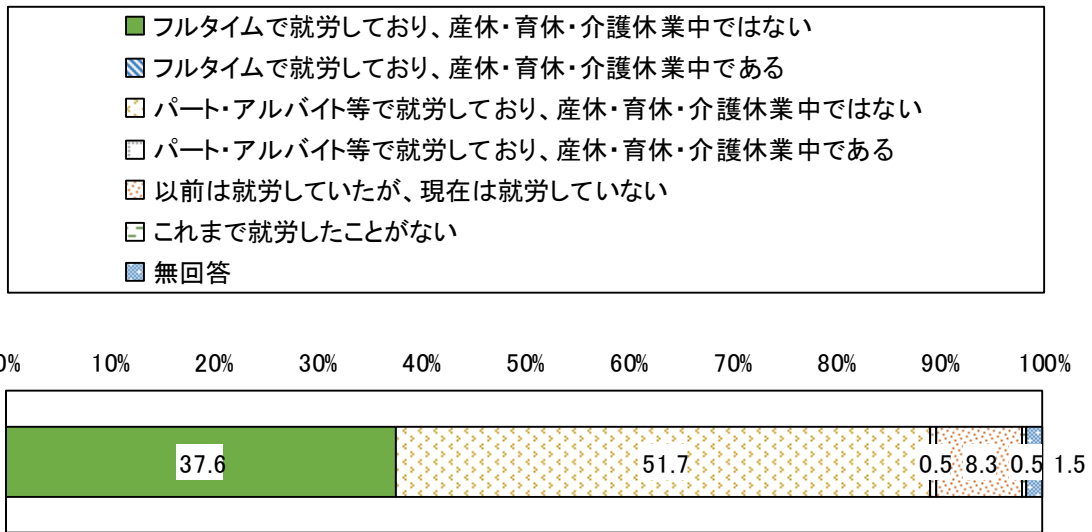
(n=280)



未就学児の母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.4%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.9%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が7.1%、「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が2.9%などとなっています。

(イ) 就学児

(n=205)

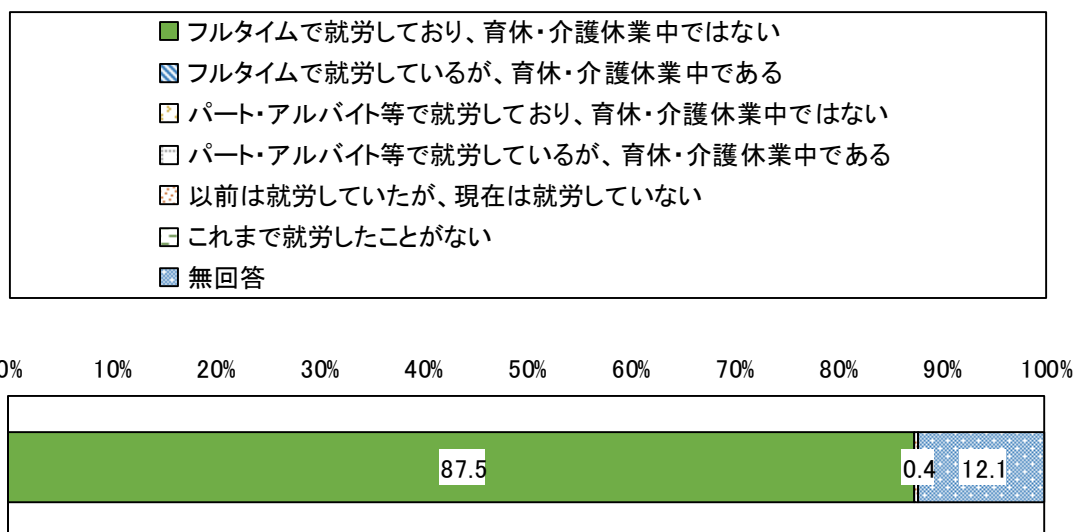


就学児の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が51.7%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が8.3%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である」と「これまで就労したことがない」が共に0.5%となっています。

イ 父親の就労状況

(ア) 未就学児

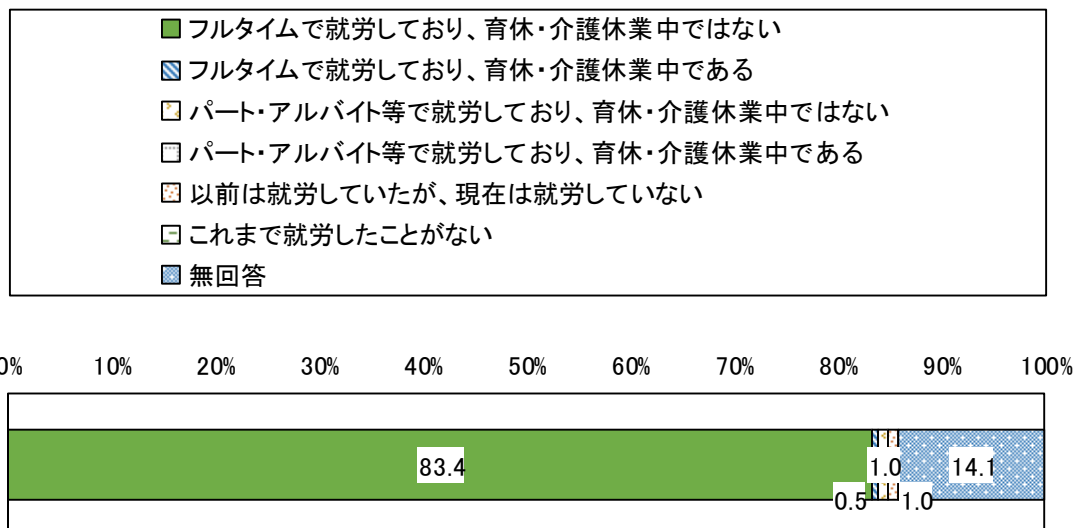
(n=280)



未就学児の父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が87.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0.4%となっています。

(イ) 就学児

(n=205)

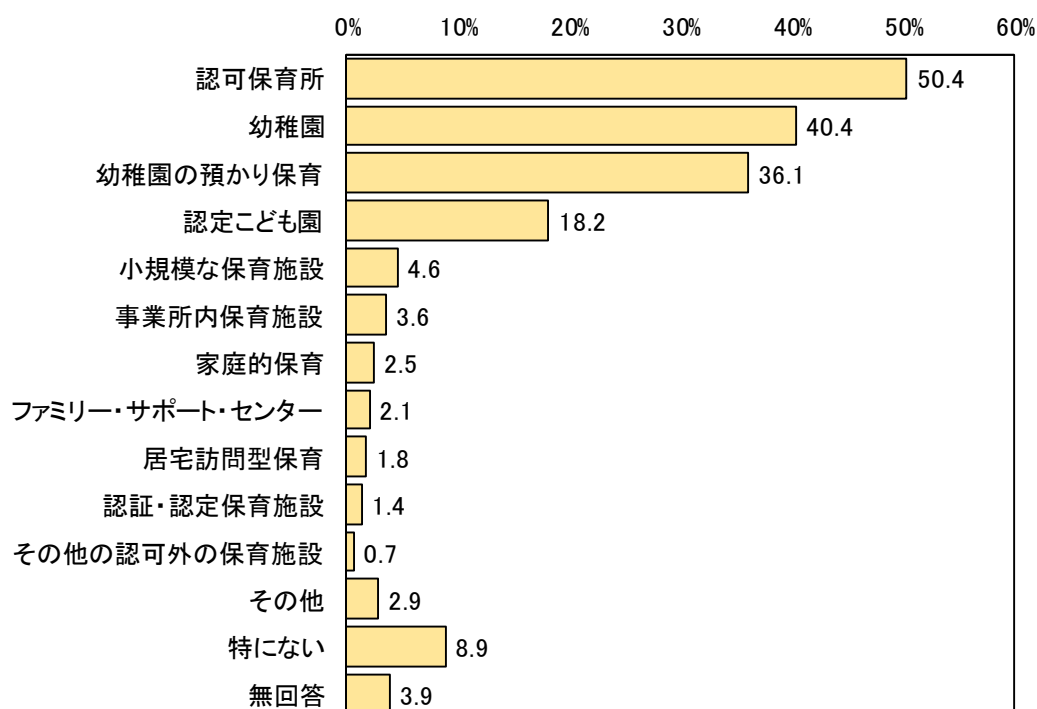


就学児の父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が83.4%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」と「以前は就労していたが、現在は就労していない」が共に1.0%、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中である」が0.5%となっています。

(3) 教育・保育事業の利用希望

ア 今後利用したい平日の定期的な教育・保育の事業

(n=280)



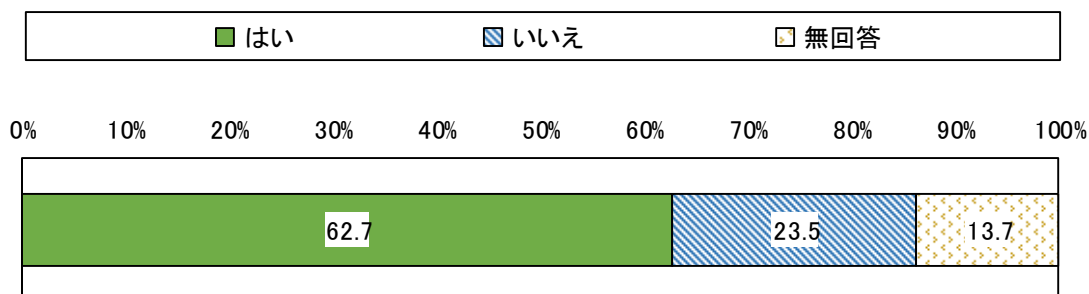
現在の利用状況にかかわらず、利用したい平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所」が50.4%で最も多く、次いで「幼稚園」が40.4%、「幼稚園の預かり保育」が36.1%、「認定こども園※」が18.2%などとなっています。

〔※認定こども園：教育と保育を一体的に提供する施設です。地域の子育て支援の役割も担います。〕

(4) 認定こども園の利用希望

ア 町に認定こども園が設立された場合、利用したいと考えるか

(n=255)

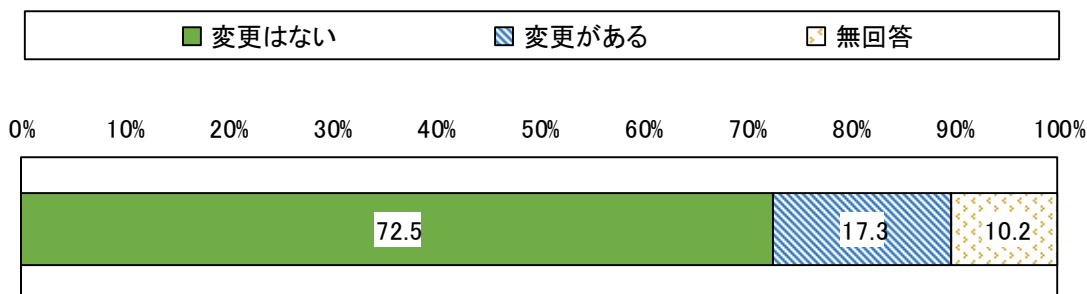


町に認定こども園が設立された場合、利用したいと考えるかは、「はい」が62.7%、「いいえ」が23.5%となっています。

(5) 無償化に伴う定期的な教育・保育の事業の利用希望の変更と変更先

ア 幼稚園、保育所、認定こども園等の費用が無償化された場合、利用したいと考える施設に変更があるかどうか

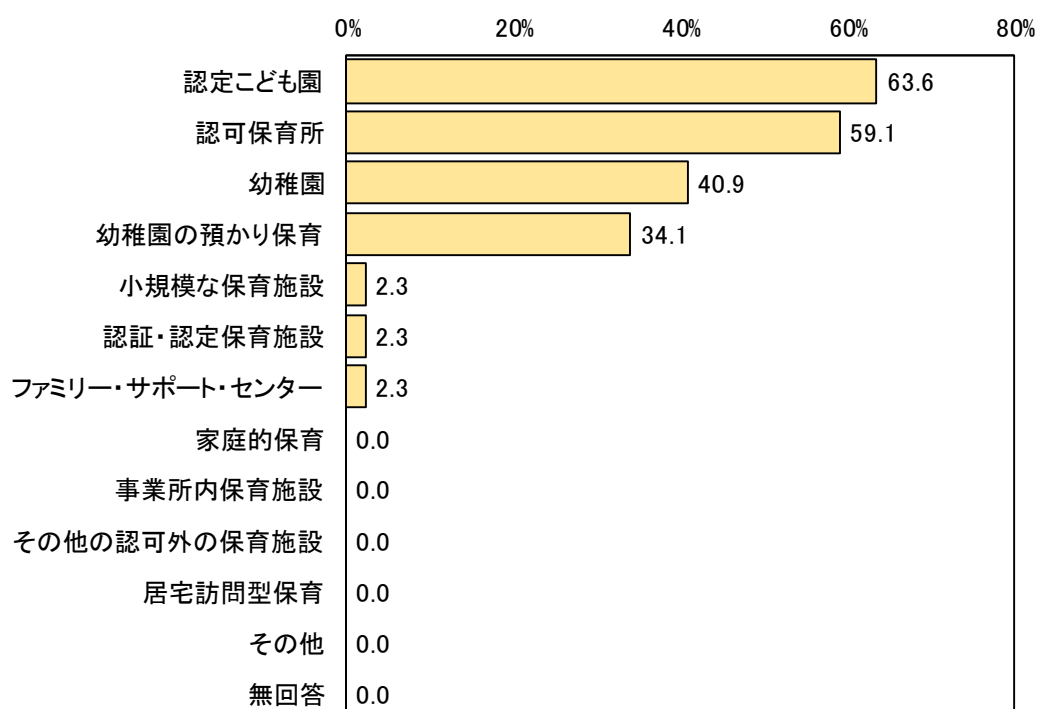
(n=255)



幼稚園、保育所、認定こども園等の費用が無償化された場合、利用したいと考える施設に変更があるかどうかは、「変更はない」が72.5%、「変更がある」が17.3%となっています。

イ 利用したい施設の変更先

(n=44)

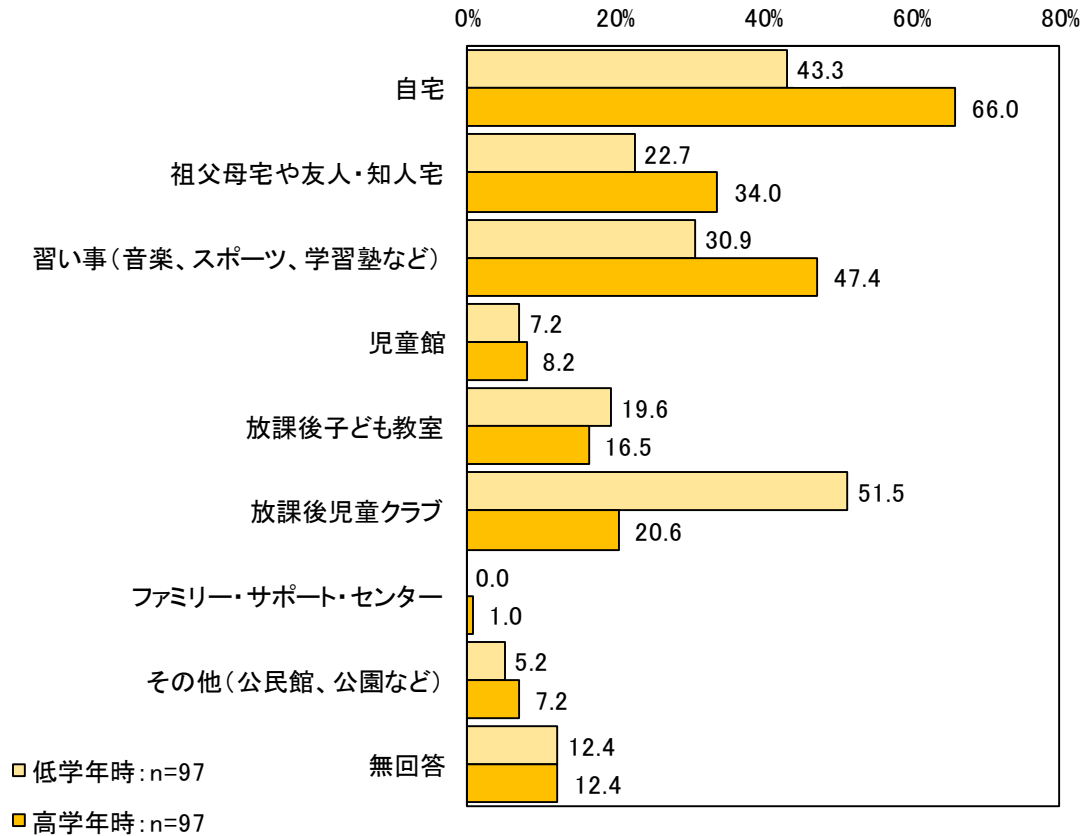


利用したいと考える施設の変更先は、「認定こども園」が63.6%で最も多く、次いで「認可保育所」が59.1%、「幼稚園」が40.9%、「幼稚園の預かり保育」が34.1%などとなっています。

2 地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用ニーズ

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

ア 小学校就学後の放課後の過ごさせ方の希望（就学前児童調査）

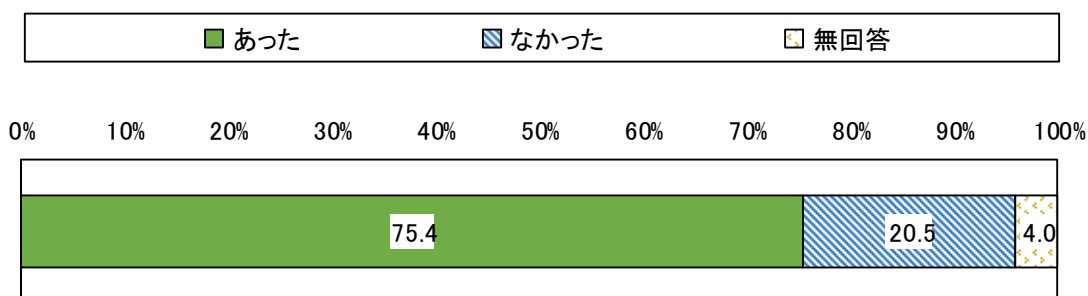


小学校就学後の放課後の過ごさせ方について、小学校低学年時は放課後児童クラブの利用希望は51.5%となっています。

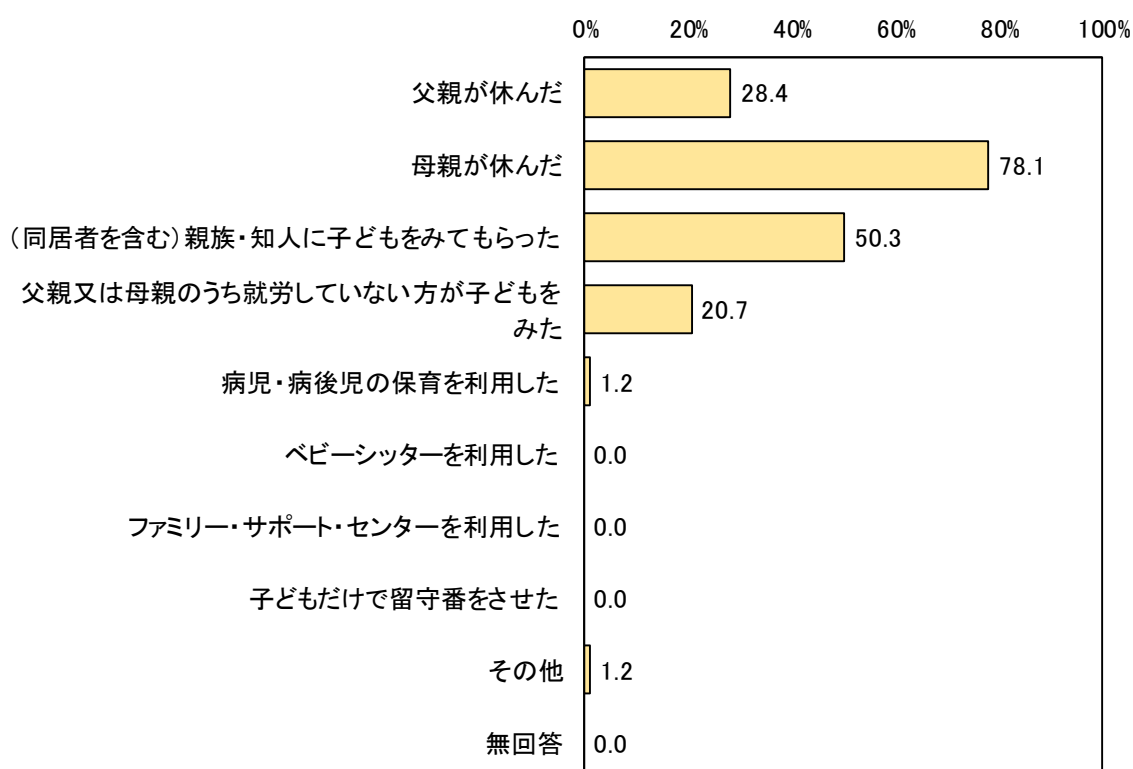
小学校高学年時では利用希望は20.6%と低学年時より低くなっており、「自宅」や「習い事」の利用希望が低学年時より多くなっています。

(2) 病児・病後児保育

ア この1年間に、子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったこと
(n=224)



イ 通常の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法
(n=169)

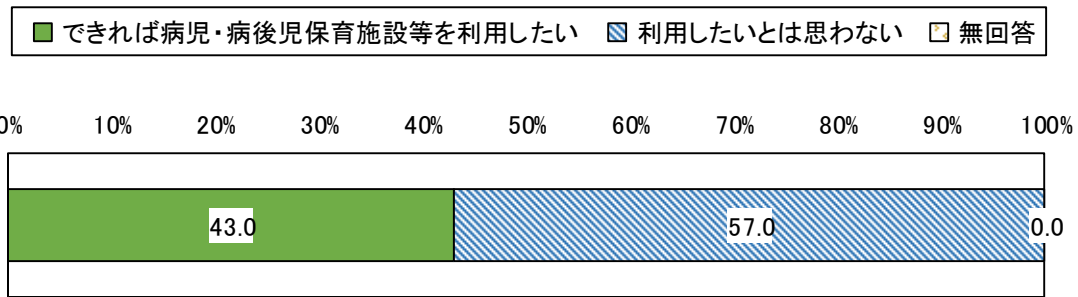


子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったことは、「あった」が75.4%、「なかった」が20.5%となっています。

通常の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」が78.1%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が50.3%、「父親が休んだ」が28.4%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が20.7%などとなっています。

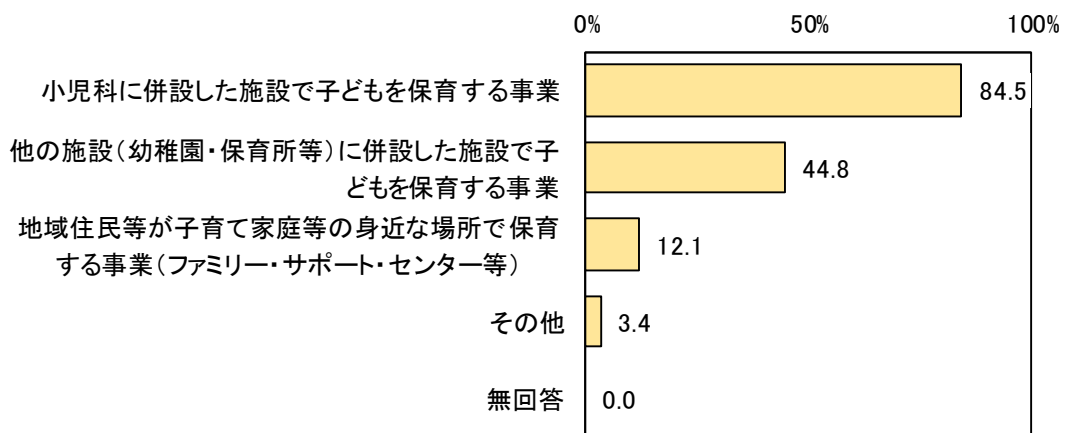
ウ 病児・病後児保育施設等の利用希望

(n=135)



エ 病児・病後児保育施設等の望ましい事業形態

(n=58)



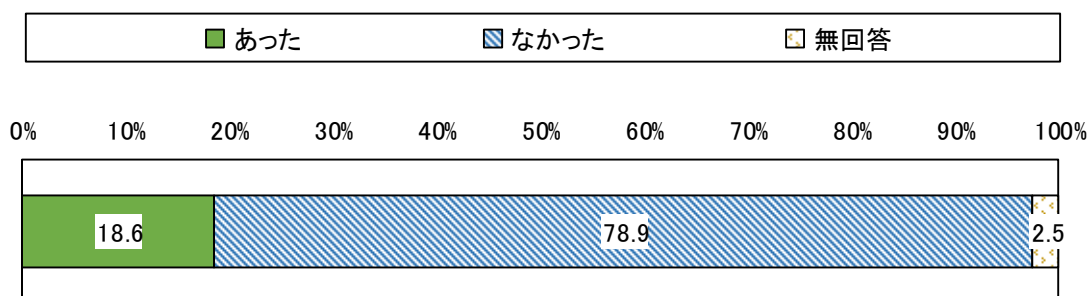
父親又は母親が休んだ家庭の病児・病後児保育施設等の利用希望は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が43.0%、「利用したいとは思わない」が57.0%となっています。

病児・病後児保育施設等の望ましい事業形態は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が84.5%で最も多く、次いで「他の施設(幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業」が44.8%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(ファミリー・サポート・センター等)」が12.1%などとなっています。

(3) 子育て短期支援事業

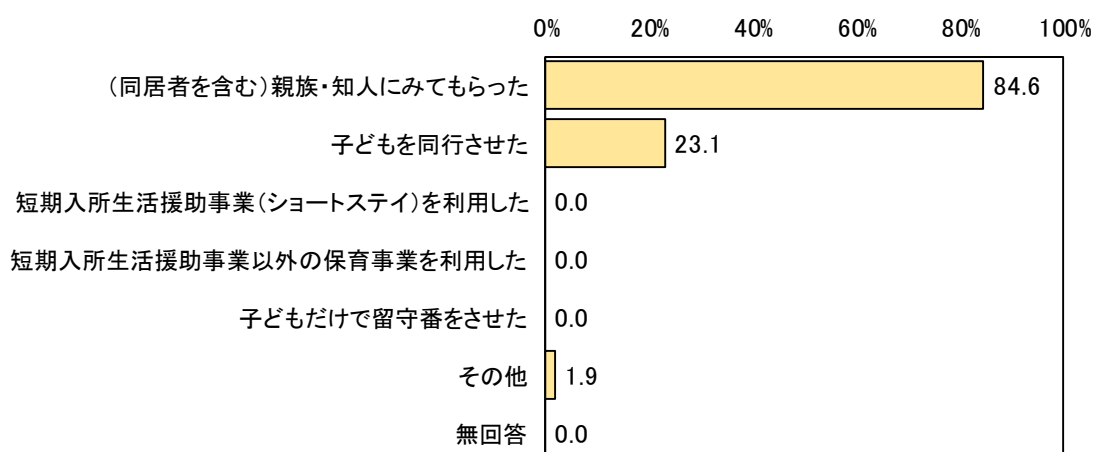
ア 子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかったこと

n=280



イ 子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかった場合の対処方法

(n=52)



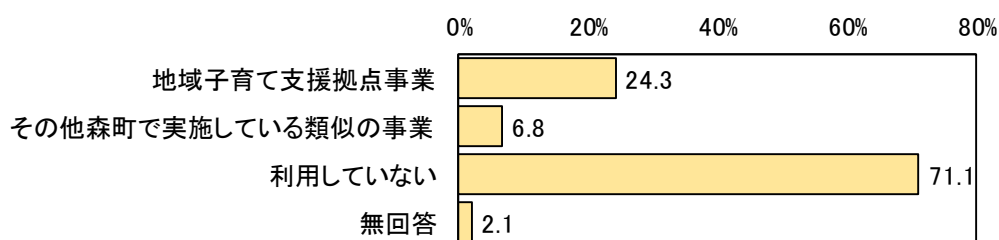
この1年間に、保護者の用事により、子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらったことは、「あった」が18.6%、「なかった」が78.9%となっています。

対処方法は、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が84.6%で最も多く、次いで「子どもを同行させた」が23.1%などとなっています。

(4) 地域子育て支援拠点事業

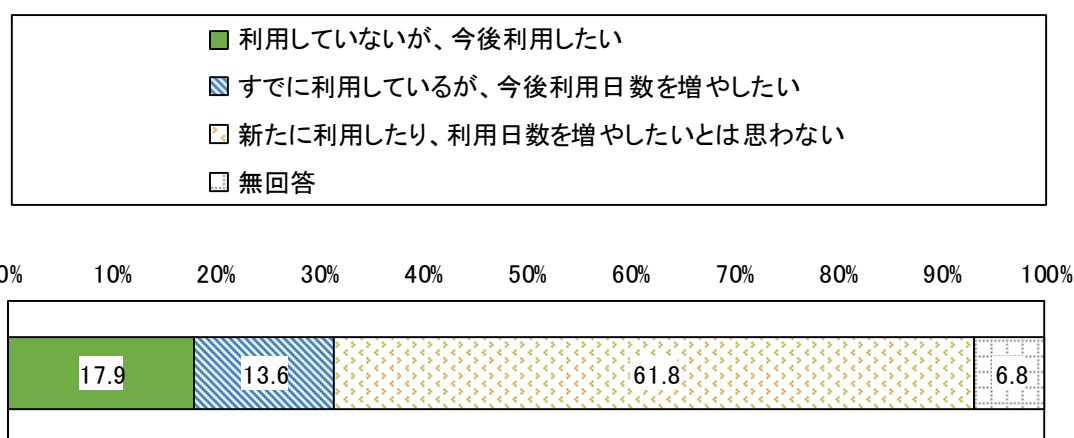
ア 地域子育て支援拠点事業の利用状況

(n=280)



イ 地域子育て支援拠点事業の利用希望

(n=280)



町では、児童館内の子育て支援センターで行っています。利用状況は、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」が24.3%、「その他森町で実施している類似の事業」が6.8%となっています。

また、「利用していない」が71.1%となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が17.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が13.6%となっています。

また、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が61.8%となっています。

第4節 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
幼稚園	量の見込み	300人	298人	293人	297人	298人
	確保方策	300人	298人	293人	297人	298人
	実績	244人	251人	251人	267人	240人
保育所	量の見込み	259人	258人	254人	284人	284人
	確保方策	229人	239人	239人	239人	259人
	実績	270人	273人	245人	257人	292人
時間外保育事業	量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
	確保方策	10人	10人	10人	10人	10人
	実績	14人	14人	15人	20人	
子育て短期支援事業	量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	959人回	962人回	954人回	952人回	944人回
	確保方策	959人回	962人回	954人回	952人回	944人回
	実績	1,629人回	1,597人回	1,653人回	1,839人回	
幼稚園の預かり保育	量の見込み	11,774人日	11,660人日	11,402人日	11,602人日	11,660人日
	確保方策	16,000人日	16,000人日	16,000人日	16,000人日	16,000人日
	実績	4,305人日	10,698人日	10,673人日	10,849人日	
保育所の緊急一時預かり	量の見込み	69人日	81人日	80人日	80人日	80人日
	確保方策	81人日	81人日	80人日	80人日	80人日
	実績	64人日	94人日	47人日	262人日	
病児・病後児保育	量の見込み	25人日	25人日	25人日	25人日	25人日
	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績	0人日	0人日	0人日	0人日	
利用者支援事業	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦健診	量の見込み	2,185回	2,130回	2,100回	2,100回	2,085回
	確保方策	2,185回	2,130回	2,100回	2,100回	2,085回
	実績	1,302回	1,278回	1,256回	1,185回	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	147人	146人	142人	142人	140人
	確保方策	147人	146人	142人	142人	140人
	実績	116人	110人	83人	108人	
養育支援訪問事業	量の見込み	8件	8件	8件	8件	8件
	確保方策	8件	8件	8件	8件	8件
	実績	0件	10件	8件	11件	
放課後児童クラブ	量の見込み	166人	182人	174人	167人	160人
	確保方策	200人	240人	240人	240人	240人
	実績	100人	107人	149人	150人	151人
放課後子ども教室	量の見込み	34人	35人	33人	33人	35人
	確保方策	40人	40人	40人	40人	40人
	実績	39人	47人	45人	49人	

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

第1期森町子ども・子育て支援事業計画では、「子育てに夢をもてるまち～のびのび子育ていきいきまちづくり～」を基本理念として計画を推進してきました。

第2期となる本計画では、第1期計画を継承し、さらに地域社会全体で支え合いを推進していくため、次のとおり基本理念を定めます。

【計画の基本理念】

子育てに夢をもてるまち
～みんなで子育て いきいきまちづくり～

子どもは、家庭にとってかけがえのない存在であり、地域の宝です。子どもの一人一人が心身ともに健やかに育ち、これからの社会を担う力となっていくことは、全ての人々の共通した願いです。

子育ては、基本的には家庭の役割であり、保護者が子どもの生活習慣や社会性について身に付けさせる必要があります。しかしながら、近年の急速な少子化の進行や家庭、地域、社会又は労働環境等の変化により、子育ての孤立化や保護者の負担増から、子育てにおける家庭としての役割を果たすことが困難な状況が増えてきており、子育ての意識も変わってきています。

このような中でも、子育て家庭では、子どもの成長を温かく見守り、育てていくことが何よりも必要です。貧困家庭や外国にルーツをもつ子どもの家庭を含む、全ての子育て家庭が、子どもを未来の担い手として育てていく責任を持ち、愛情深く子育てをして、子どもと共に成長し合えるよう、地域社会全体では、子どもや子育て家庭を切れ目なく見守り、応援することが大切です。

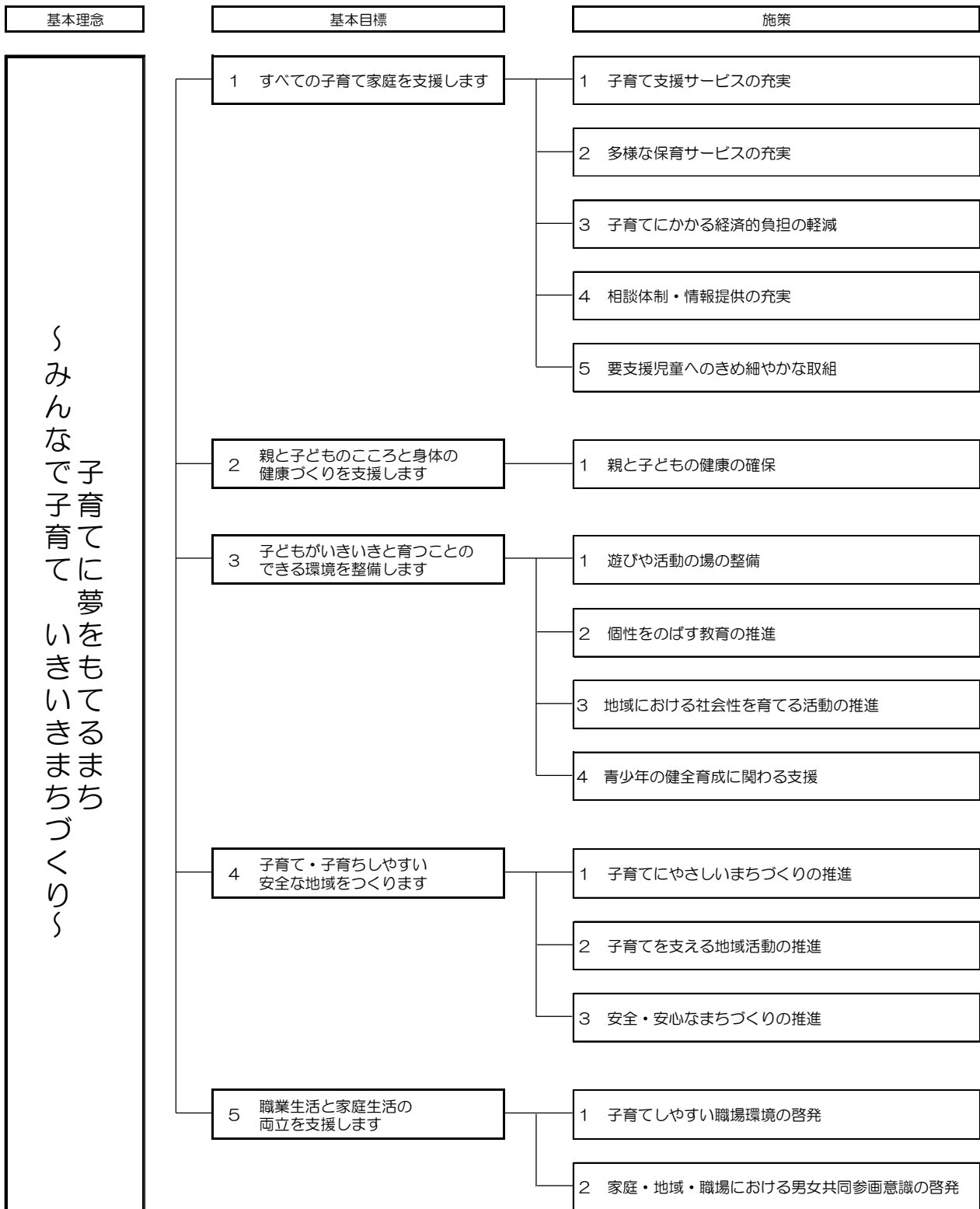
森町に住み、子どもを産み育てていきたいという若者が、安心して子育てできる地域社会を実現するためにも、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割を担いながら連携・協働し、森町全体で子どもの育ちや子育てを支援する支え合いの取組を進めていきます。

第2節 計画の基本目標

森町での子どもの育ちや子育てを取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を実現するため、次の5項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1	すべての子育て家庭を支援します
<p>妊娠から出産、乳幼児期における育児への助言や公的サービスの紹介、親子同士や異なる世代間の交流、気軽に相談ができる場の設置等、子育て家庭に対して様々な子育て支援サービスの提供を図ります。</p> <p>また、障害のある子どもや支援を必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、特性に合わせた個別的・継続的な支援の充実を目指すとともに、地域ぐるみで虐待や貧困等から子どもを守る仕組みを整えます。</p>	
基本目標2	親と子どものこころと身体の健康づくりを支援します
<p>子どもが健やかに成長していくためには、妊娠、出産、乳幼児期における健康診査や健康指導の充実を図るとともに、健康支援体制を確立して、妊娠や出産、子育てに対する不安を軽減することが必要です。母親の心身の健康確保と子どもがこころ豊かに健やかに育つ環境の整備を進めていきます。</p>	
基本目標3	子どもがいきいきと育つことのできる環境を整備します
<p>子どもが、地域の中で自由に遊び、安全に過ごすことのできる場を確保するため、公園などの環境整備と活用を図ります。</p> <p>また、個性を伸ばす教育を推進するため、幼児教育・小学校教育を一層充実させ、子どもが主体的にいきいきと学ぶことのできる教育環境の整備に努めます。</p> <p>さらに、子どもに学びと経験の機会を提供するとともに、保護者支援も担う児童館等の充実を図り、各種団体と連携し、青少年の健全育成を図ります。</p>	
基本目標4	子育て・子育てしやすい安全な地域をつくります
<p>安心して子育て・子育てのできる生活環境を守るために、子どもの成長にとって大切な森町の豊かな自然環境を保全し、自然と共生したまちづくりを推進するとともに、社会教育団体や子育て団体、ボランティア団体等の育成支援を通して、子育て・子育てしやすい地域をつくります。</p>	
基本目標5	職業生活と家庭生活の両立を支援します
<p>経済状況及び企業経営環境が依然として厳しい中で、非正規雇用労働者の割合も増えてきており、子育てと仕事の両立ができる環境整備が必要とされています。</p> <p>女性が出産後も安心して職場に復帰でき、仕事を続けられるよう、男女共に子育て参画できる環境づくりを推進します。</p>	

第3節 計画の施策大綱



第4章 基本計画

基本目標 1 すべての子育て家庭を支援します

【現状と課題】

地域において、人と人とのつながりが希薄化し、身近に相談できる人、協力できる人が少なくなったことから、育児の孤立化が進み、保護者の育児負担が増えています。

こうした保護者の不安や負担感を軽減し、安心して子育てができるような地域社会を築くためには、全ての子育て家庭に対して、様々な子育て支援サービスの提供を図ることが必要です。子どもの命を脅かしかねない虐待や貧困等に重点を置きつつ、支援を要する全ての子どもの育ちについて、切れ目のない専門的・総合的支援体制が求められています。

1 子育て支援サービスの充実

(1) 子育て関連施設の充実、利用促進

子育て支援センターを子育て支援の拠点として、気軽に親子が集い、身近に相談できる場となるよう整備・拡充に努めます。

また、乳幼児期の親子に出会いの機会を提供するために、子育て関連施設についての情報を発信します。

事業・施策	内容
子育て支援センターの充実	子育て支援の拠点となる子育て支援センターにおいて、関係機関との連携や調整を図るとともに、子育てセミナー等各種講座や行事を通じて、育児不安等についての相談対応や情報の提供をします。また、子育てボランティアの育成等を推進します。活動の内容は、あらゆる機会を捉え、情報発信に努めます。
児童館の充実・利用促進	乳幼児期の親子から高校生世代までの全ての利用者にとって、出かける機会と友達づくりの場として最適な施設となるよう、子どもの視点に立った施設づくりを推進します。
ファミリー・サポート・センターの利用促進	ふくろいファミリー・サポート・センターの制度等を、子育て支援センター利用者を始め、広く町民に情報提供し、利用を促進します。

(2) 子育て講座の充実

家庭での教育力の向上を目指して、保護者又は保護者と子どもを対象とした子育てを支援する講座等を充実させるとともに、情報提供により参加を促します。

事業・施策	内容
すくすくクラブ (子育て支援センター事業)	1歳児を対象とした子育て講座で、各種行事や子育て相談、子育て情報の提供などを行います。
のびのびクラブ (子育て支援センター事業)	2歳児を対象とした子育て講座で、各種行事や子育て相談、子育て情報の提供などを行います。

(3) 子育て支援ネットワークづくりの推進

子育てに不安や負担を感じている家庭が増え、子どもの発達段階に応じた子育てに関する相談や情報の提供、仲間づくりが気軽にできる場が求められています。こうしたニーズを踏まえて、利用しやすい相談体制を整備するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを推進します。

事業・施策	内容
子育て支援関係検討会の実施	子育て事業に関係する部署が集まり、活動報告及び意見交換を行い共通理解や情報交換を行います。
子育て世代包括支援センター (利用者支援事業・母子保健型)	専任の母子保健コーディネーターが、妊娠期から子育て期までの総合的相談に応じます。

(4) 放課後児童対策の充実

共働き家庭の増加に伴い、放課後の児童に生活と遊びの場を提供する放課後児童クラブでは、利用者のニーズに対応できるよう、より一層の充実を図ります。

また、放課後子ども教室による地域の教育力の活性化を図ります。

事業・施策	内容
放課後児童クラブの運営	放課後、家庭で保育できない児童の健全育成を目的に実施する放課後児童クラブでは、家庭・学校と連携し、質の高い放課後の生活と遊びの場を提供します。 また、放課後子ども教室との連携を図ります。
放課後子ども教室の運営	三倉小・天方小放課後子ども教室は、今後のあり方について検討しつつ、放課後児童クラブとの連携を図ります。

2 多様な保育サービスの充実

(1) 需要に合わせた保育内容の充実

女性の社会進出や就労形態の変化に伴い、保育サービスに関するニーズはますます多様化、高度化していることから、ニーズに応じた保育の充実を図ります。

事業・施策	内容
ニーズに応じた保育の実施	乳幼児保育、延長保育、障害児保育、緊急一時保育、広域保育、病児保育等、ニーズに合わせた保育をさらに充実していきます。
保育施設の拡充	保育ニーズに対応した保育の提供を確保するため、地域型保育施設等による低年齢児の受け入れ拡充や、保護者の就労状況等に左右されない、子どもの安定した教育・保育を確保するため、認定こども園の開設を検討します。

(2) 保育サービスの質の向上

子ども一人一人に対応した質の高い保育サービスを提供するため、保育士等保育に携わる職員に対する研修の充実等による資質の向上を図ります。

事業・施策	内容
保育内容の充実	保育従事者の研修を充実し、時代に即した情報を学び、子どもの発達や個性に応じた保育の質の向上に努めるとともに、子どもの健康や安全に配慮した保育内容の充実を図ります。
保育所等の地域活動	地域住民が、子育て支援に主体的に関われるよう、地域に開かれた行事等の開催及び交流などにより、地域社会全体で子育てを応援する意識の向上を図ります。



3 子育てにかかる経済的負担の軽減

(1) 保健・医療にかかる経済的負担の軽減

子どもは、病気に対する抵抗力が弱く、さまざまな疾病にかかりやすいことから、町では、子どもに関わる医療費負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。

事業・施策	内容
こども医療費助成	子どもの疾病を早期に発見し、早期に適切な療養を受けさせることで、疾病の慢性化予防を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校生世代までを対象に通院・入院に関わる医療費の助成を行います。
特定・一般等不妊治療費助成	医療保険が適用されない体外受精及び顕微受精等の特定不妊治療、人工受精等の一般不妊治療等を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。

(2) 子育てにかかる経済的負担の軽減

子育てにかかる費用が、保護者に過度な負担とならないよう、また、貧困により育ちが妨げられないよう、各種手当の充実や負担の軽減に努めます。

事業・施策	内容
出産育児一時金	妊娠4か月を超える者に対し、出産などの事実に基づき保険給付します。
森っ子出産祝金	子どもの誕生を祝い、出産祝い金として新生児1人につき第1子に8万円、第2子に10万円、第3子以上は15万円を保護者に交付します。
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活安定と自立促進のため、児童扶養手当制度の周知に努めます。
特別児童扶養手当	障害のある子どもの家庭生活の安定のため、特別児童扶養手当制度の周知に努めます。
児童手当	子育て家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成のため、児童手当を支給します。

(3) 教育・保育にかかる経済的負担の軽減

教育・保育に関する経済的な負担感が大きいことは、子どもをもつことや子どもを育てることへの不安に影響を及ぼします。教育・保育にかかる費用の軽減に向けた支援の充実を図るとともに、奨学金制度などの周知を図ります。

事業・施策	内容
保育料の負担軽減	就学前の教育・保育の無償化が、効果的に子育て支援となるよう、低所得層への更なる助成を検討します。
就学援助	経済的理由により就学困難な児童や特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、就学援助制度の周知を行い、必要な援助を行います。
教育費の負担軽減	教育諸費用の負担が困難な保護者に対して就学援助を行うとともに、就学に際しての奨学金制度などの周知を図ります。

4 相談体制・情報提供の充実

(1) 身近な相談体制の充実

施設が持つ子育ての知識や情報が、地域の家庭の子育てに活かされるよう、幼稚園、保育所、児童館等における相談事業を推進します。

また、専門機関と連携した相談事業の充実に努めます。

事業・施策	内容
子育て世代包括支援センター (利用者支援事業・母子保健型) (再掲)	専任の母子保健コーディネーターが、妊娠期から子育て期までの総合的相談に応じます。
DV相談の実施	配偶者等からの暴力に関わる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ります。 また、要保護児童対策地域協議会にてDVの早期発見、被害者支援を図るなど、総合的に推進していきます。
児童相談支援拠点の設置	児童虐待と併せて総合的に相談支援を行う、児童相談支援拠点の設置を検討します。
子ども相談	乳幼児健診や園生活において、運動・言語発達に心配がある乳幼児に対して、心理士による療育相談を実施するとともに、相談機会を適時に提供できるよう充実に図ります。

事業・施策	内容
親支援教室	<p>育児ストレスや育児不安が強く、子どもとの関わりに悩んでいる母親を対象に、コモンセンスペアレンティングを取り入れた親支援の教室を実施します。</p> <p>また、親同士が悩みを共有したり、情報交換をする場としての活用も図り、育児支援を推進します。</p>
専門相談機関との連携	<p>発達センターめばえや児童相談所と連携を取りながら相談を行います。専門性を高め総合的に実施できるように相談機関の拠点化を検討します。</p>
子育て支援センター等の相談事業	<p>子育て支援センター・児童館における相談事業を推進するとともに、これらの施設が持つ子育ての知識や情報が、地域の家庭の子育てに活かせるよう、相談機能の充実と周知に努めます。</p>

(2) 情報提供の充実

様々な子育て支援サービスや事業を、関連機関や関係課、団体などとの連携の下に実施するとともに、地域社会全体で子育てを支援するため、相互の情報提供・連携に努めます。

事業・施策	内容
生涯学習情報誌の発行	<p>生涯学習関係の情報を集めた生涯学習情報誌を発行し、学習情報の提供を図るとともに、生涯学習の振興を図ります。</p>
幼稚園・学校だよりの発行	<p>幼稚園・学校だより等の発行による情報提供などを実施し、地域に開かれた幼稚園・学校づくりを推進します。</p>
子育て情報誌の配布	<p>保育園、幼稚園、児童館等の施設のほか、子育て家庭を支援する施設を掲載した子育てマップ、ガイドブックを配布します。</p> <p>また、適時最新情報提供のためのホームページ等の活用を図ります。</p>

5 要支援児童へのきめ細やかな取組

(1) ひとり親家庭への自立支援の推進

母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭は、経済的負担による子育ての困難さや、子育てを含めた家庭生活への不安等が大きいことから、ひとり親家庭が安心して子育てできるよう自立を支援します。

また、学習支援により就学を支援し、貧困の連鎖防止に努めます。

事業・施策	内容
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に対し、子育てや就業についての相談体制を充実させ、自立を支援します。
児童扶養手当 (再掲)	ひとり親家庭等の生活安定と自立促進のため、児童扶養手当制度の周知に努めます。
母子家庭等医療費助成	低所得の母子家庭等を対象に医療費の助成をし、経済支援をします。
学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもへ土曜日や長期休業中に学習支援を実施し、進学への支援をすることで将来の社会的自立を支援します。

(2) 障害のある子どもをもつ家庭への支援

障害のある子どもが、家庭や地域、学校で安心して生活できるよう、関係機関、ボランティア団体等との連携を図りながら、社会的、精神的な支援を充実します。

事業・施策	内容
地域療育ネットワークの推進	こども発達センターめばえや児童相談所、保健所等と連携・協力し、地域ぐるみでより良い支援・療育体制の整備を推進します。
地域療育体制の整備	健診の結果等により、療育の必要な子どもに対する支援を地域で行うことができるよう、体制整備の充実を目指します。
ことばの教室	吃音（どもり）や発音に不安がある子どもに対して、言語訓練を個別に実施することで、不安の解消や改善を図ります。

事業・施策	内容
あそびの教室「そうさん」	就園児を対象に、幼稚園の育児機能を活用し個別的・集団的な指導を行います。保護者の不安を解消し、子どもの健全な育成や発達を促す「小集団療育」として充実を目指します。
特別支援教育	小学校には必要に応じて特別支援学級を設置し、障害をもつ児童の発達や障害に個別的・継続的支援を行います。 また、通常学級においても発達障害等の児童に対する支援を行います。
通級指導教室	発達に課題のある子どもに、必要な指導が受けられるよう指導拠点を設置し、発達課題の改善・克服を目的とした指導を行います。
教育支援センター	不登校等の子どもと保護者について、学校や関係機関と連携し、社会的自立を目指した支援を行います。
放課後児童対策事業 (放課後等デイサービス事業)	障害のある子どもの健全な育成と、保護者の療育負担の軽減を図るため、学校等の放課後及び長期休業において、個別計画に基づく丁寧な指導とともに、療育上必要な活動を利用できるようにします。 また、地域でサービスが受けられるよう、施設拡充の支援をします。
療育教室	発達に支援が必要な子どもと保護者に対して、集団活動を通じて支援方法を検討し、子どもの健全な発達を促します。 また、保護者が安定した状態で育児ができるよう専門機関と連携した療育教室を実施します。
特別児童扶養手当 (再掲)	障害のある子どもの家庭生活の安定のため、特別児童扶養手当制度の周知に努めます。
医療費等の助成	障害のある子どもの家庭生活の安定のため、医療費や生活支援に係る経費等の助成による支援をします。

(3) 外国にルーツをもつ子ども・日本語指導が必要な子どもへの支援

近年さまざまな理由で保護者とともに入国してくる子どもや、外国にルーツを持つ子どもの中には、日本語指導が必要な子どもや、信仰や慣習において配慮を要する子どもが増えています。このような子どもが、地域社会や学校でコミュニケーション不足による不利益を受けないよう支援します。

事業・施策	内容
学習支援員の配置	学校等において、関係機関と連携し日本語指導や家庭への通知を翻訳するなど、コミュニケーションへの支援をするため、支援員を配置します。
通訳機の整備	日本語によるコミュニケーションが困難な場面でも意思疎通ができるよう、通訳機の整備を推進します。
学習支援事業 (再掲)	ひとり親家庭等の子どもへ土曜日や長期休業中に学習支援を実施し、就学への支援をすることで、将来の社会的自立を支援します。

(4) 児童虐待防止対策の充実

全ての子どもを虐待の危険から守るため、児童虐待防止法の啓発に努めるとともに、家庭、地域、幼稚園・保育所、学校、警察、児童相談所などの関係機関と調整及び情報交換を行い、早期発見、早期対応に向けたネットワークづくりを始めとする、子どもの人権を守るシステムの確立を推進します。

事業・施策	内容
要保護児童対策地域協議会	要保護児童に適切な支援を図るための情報交換、支援内容を協議する場として、関係機関との連携強化と組織の充実を図るとともに、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施します。
子ども家庭総合支援拠点の整備	地域の全ての子どもを切れ目なく支援するため、専門性の高い組織体制を整備し、総合的支援を目指します。
「児童の権利に関する条約」の普及	一人一人の子どもの、より良い利益について、全ての大人が考え、行動するよう定められた「児童の権利に関する条約」について、更に広く町民に普及・啓発します。

基本目標2 親と子どものこころと身体健康づくりを支援します

【現状と課題】

近年、社会的な環境の変化により、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、核家族化が進んだことによって孤立した家庭における子育ては、育児不安や子どもへの虐待、子どものこころの病気などの問題を深刻化させています。

これらの現状から、親と子どものこころと身体を守る健診、相談・指導体制をより一層充実し、妊娠や出産、子育てへの不安を軽減していくことが必要です。

また、「子育て支援は妊娠、出産から」という考えのもと、中高生や初めて子どもをもつ若い世代に対して、妊娠、出産、子育て等について学習する機会を提供するとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。

1 親と子どもの健康の確保

(1) 母子保健の充実

妊娠・出産・新生児期・乳幼児期の各時期における健康診査や保健指導の充実を推進するとともに、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めます。

事業・施策	内容
妊婦健康診査	妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査費用の助成充実を推進します。
産婦健康診査	産後初期段階における支援を強化し、産後うつ病予防や乳児への虐待を予防するため、産後おおむね2週間後と1か月後の産婦健康診査に対する費用を助成します。身体面だけでなく、「こころの健康チェック票」を使用して心理面での確認も行います。
産後ケア事業	出産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的として、産後ケア事業を実施します。 産婦の状況に合わせて宿泊型・デイサービス型・訪問型の利用ができ、健康管理、乳房のケア、育児相談、育児指導等が受けられるようにします。

事業・施策	内容
新生児聴覚スクリーニング検査	新生児期における聴覚障害の早期発見及び早期療育の推進のため、検査費用を助成することにより、新生児期の受診率の向上を図ります。
4か月児・10か月児健康診査	乳児の健康保持増進のため、適切な時期に健康診査を受けられるよう、乳児1人につき、4か月と10か月での乳児健康診査を公費で助成します。
赤ちゃん健康相談	生後12か月までの乳児を対象に、身体計測、育児相談などを実施します。
乳幼児健康相談	6か月児、1歳児、2歳児、2歳6か月児を対象に健康相談を実施し、子どもの発達や育児に関する相談・保健指導、歯科衛生士による歯科指導、栄養士による栄養指導を行い、適時支援の体制を推進します。
1歳6か月児、3歳児健康診査	疾病や障害の早期発見と適切な指導を行うとともに、幼児の健康の保持・増進を図るため、身体計測、内科診察（小児科医師）、歯科診察（町内歯科医師）を、1歳6か月児と3歳児を対象に行います。
乳幼児歯科健診・幼児フッ素洗口	1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査までの半年ごと4回にわたり、健診や相談の際に歯科衛生士によるフッ化物塗布を実施します。 また、保育所・幼稚園では年中・年長児を対象にフッ素洗口を実施します。
乳幼児訪問	家庭を訪問することによって、子どもの健康状態や母親の健康状態の確認を行い、子育てに対する不安の解消を図ります。
妊婦及び産婦訪問指導	妊娠・出産に対する母親の不安を解消するとともに、異常な妊娠や出産の発生を防ぐために、母子健康手帳交付時や医療機関からの連絡により訪問が必要となる妊婦に対し、家庭訪問し、保健指導・栄養指導などの妊娠・出産に必要な指導を行います。
養育支援家庭訪問	育児不安や養育能力に心配がある養育者に対して、子育て世代包括支援センターと連携し、支援内容に応じて栄養士や保育士が訪問します。子どもとの関わり方や離乳食の進め方等を指導するなど支援を実施します。
母子健康手帳の交付	妊娠の届出を受けて母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の栄養や生活についての指導や妊婦の相談に応じ、安心して妊娠期を過ごせるよう支援します。

事業・施策	内容
予防接種のしおり交付	乳児（生後2か月）の保護者を対象に予防接種のしおりを交付し、予防接種の内容や接種時期などの説明を行うとともに、乳児の身体計測、保健指導、栄養指導を行います。あわせて自己紹介を行い、母親同士の交流を図ります。
各種予防接種	各種感染症を予防するため、磐周医師会内の医療機関に委託し、定期的に予防接種を実施します。
子育て支援モバイルサービス （予防接種ナビ）	複雑な予防接種のスケジュールを個別に自動で作成し、接種日が近づくとメールで通知するサービスを案内します。 乳幼児健診や妊婦健診・成人向けのスケジュール管理も追加でき、受診率の向上や育児不安の軽減を図ります。

（2）学校保健の充実

児童の健康診断を実施することにより、学齢期の健康の保持増進を図ります。

事業・施策	内容
就学時健康診断	小学校入学予定児童を対象に、より良い就学のために健康診断を実施し、保健及び就学についての指導を行います。
児童の健康管理	定期的な健康診断を実施し、学校保健計画の推進、保健だよりの発行とともにスクールカウンセラーを活用することで、児童の心身の健康管理の支援を行います。



(3) 思春期保健の充実

学校や地域等の関係機関と連携し、喫煙や薬物に関する教育や思春期におけるこころの問題についての相談体制の充実に努めます。

事業・施策	内容
学校保健と地域保健の連携強化	学校薬剤師等の協力のもと、薬物乱用防止教室を開催します。 また、健康上特段の配慮を必要とする子どもについては、主治医及び地域医療と連携し、適切な支援を行います。
生徒指導及び教育相談活動	学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー等による相談活動を推進します。

(4) 食育の推進

乳幼児期から良い食習慣や規則正しい生活リズムを身に付け、こころも身体も元気な子どもを育てるため、食育を推進するとともに、食育推進計画の普及を図ります。

事業・施策	内容
食育の推進	乳幼児期から良い食習慣や規則正しい生活リズムを身に付け、こころも身体も元気な子どもを育てるため、食育教室等を開催するとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校では、食に対する興味をもたせたり、調理実習や給食を通して食事バランスと健康のつながりについて学ぶ機会を提供します。あわせて、森町食育推進計画の普及を図ります。
小児生活習慣病予防	養護教諭を中心に生活習慣とこころと身体の健康について集団指導や個別指導を実施します。

(5) 小児医療の充実

公立森町病院・森町家庭医療クリニックと連携し、小児医療の充実に努めます。

事業・施策	内容
小児医療の確保・充実	公立森町病院・森町家庭医療クリニックと連携を深め、小児医療の充実に努めます。

基本目標3 子どもがいきいきと育つことのできる環境を整備します

【現状と課題】

近年、児童虐待の増加やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化していますが、その背景には、少子化の進行や、経済的困窮、地域社会における地縁的なつながりの希薄化などがあると考えられています。保護者からは、思い通りにならない子育てにストレスを感じ支援を求める声も聞かれ、地域ぐるみの子育て支援体制づくりが急務となっています。

また、学校教育には、子ども一人一人が自らの能力を伸ばし、いきいきと学校生活を送ることができる学校づくりが求められており、学校と地域とが連携しながら、地域や子どもたちの実態に応じた特色ある学校づくりに努めることが必要です。

さらに、家庭は全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣やモラル、自律心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。家庭の教育力が向上するためには、学校や地域の協力を得ながら、子育てに対する不安や悩みを解消するための相談体制をより一層充実させるとともに、若い世代から親の役割や責務を自覚できる社会環境をつくっていくことが必要です。

1 遊びや活動の場の整備

(1) 身近な遊び場の確保

乳幼児の安全な遊び場を確保するため、公園の整備促進を図るとともに、子どもが身近に利用できる遊び場や運動場を確保するため、保育所や幼稚園の園庭等を安全に利用できるよう推進します。

また、児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場を確保するため、各種講座や子ども体験教室を開催するなど、児童館等を拠点とする地域活動を活発にします。

さらに、児童館利用の困難な地域に居住する親子のために、移動児童館を実施し、各地域における児童健全育成活動を推進します。

事業・施策	内容
公園の整備・点検	子どもの視点に立った遊び場の確保などの整備を進めるとともに、遊具等の安全性を確認するため、定期的な点検を行います。
児童館の充実	児童を対象とした健全な遊び等を指導するとともに、安全面に配慮した遊び場を提供します。 また、児童館の活動を地域で展開する移動児童館事業を充実させ、より多くの遊びの提供を推進します。

事業・施策	内容
各種講座の充実	子どもが様々な体験を通して、心身が健やかに育ち、自主性・社会性を身に付けられるよう、多様化する家庭のニーズに合わせた講座や、子ども体験教室を開催します。
おはなしぶんこ (読み聞かせ)	ボランティアグループ「おはなしぶんこ」による絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。

2 個性をのばす教育の推進

(1) 幼児教育の充実

保育所や幼稚園の職員の研修を充実させるとともに、家庭、地域社会との連携協力を深め、自然とのふれあい、高齢者や福祉施設との交流、健康づくり、芸術文化の鑑賞などを通して、豊かなところとたくましく生きる力を育む教育を推進します。

事業・施策	内容
幼児教育の充実	幼児期における教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、職員の研修機会を確保するとともに、より良い教育環境を整えて、丁寧で包括的な教育の充実を図ります。
預かり保育の充実	保護者のニーズに応じ、教育時間終了後及び長期休業中に提供する幼稚園型預かり保育、未就園児を対象に一時的に必要な保育を提供する保育所における預かり保育について、弾力的な運用に配慮するとともに、安定した運営のための検討を進めます。
幼児教育相談の充実	幼児教育の専門機能を活かし、関係機関と連携しながら、就園・未就園を問わず安心して相談ができるよう、幼児教育相談の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

子どもの能力と個性を伸ばす教育を充実させるとともに、地域社会や子どもの実態に応じた多様な教育を推進し、子どもが主体的にいきいきと学ぶことのできる教育環境の整備に努めます。

事業・施策	内容
幼・小・中一貫教育の推進	幼稚園・小学校・中学校の教育の段階に応じた教育内容の充実を図るとともに、一貫した指導体制の充実を図ります。保育所とも連携し、確かな就学へ繋がります。
確かな学力の向上	子どもの学力と学習状況の関係などの分析・検証を進め、授業改善に取り組みます。
信頼される学校づくり	家庭・地域との連携・協力を深め、地域に開かれた教育を推進しコミュニティ・スクールの設置を検討します。

(3) いじめ、不登校、非行への対応の充実

いじめや不登校など子どもの課題に対する地域の連携、相談指導体制の充実を図り、健やかに育つ環境の整備を図ります。

事業・施策	内容
生徒指導及び教育相談活動 (再掲)	学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー等による相談活動を推進します。
インターネット利用環境の安全確保	インターネットへの書き込みによるいじめ等をネットパトロールにより防止するとともに、タブレット等を活用した学習活動を通し、適切なインターネットの活用指導を推進します。 また、子どもがネットトラブルの被害者・加害者にならないよう、家庭においても、安全な環境づくりができるよう支援します。

(4) 家庭教育の充実

子育てに関する不安感や負担感を軽減し、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じ、子どもと保護者がともに成長していけるよう、子育てに関する学習の機会や情報の提供、相談などを充実します。

事業・施策	内容
地域に開かれた幼稚園の推進	幼児期の生活や遊びは、常に家庭・地域と密着し、連続性を持っていることから、幼稚園が地域における幼児教育の中核となり、情報提供・相談活動などの子育て支援を進められるよう、地域に開かれた幼稚園を推進します。
3歳児親子学級	3歳児とその保護者を対象に、親子のふれあいや親同士の交流を通じて、保護者の資質を高める講座を実施します。
幼児教育学級	保護者を対象に、各幼稚園・保育所を通じて望ましい家庭教育のあり方について学ぶ機会を提供し、各幼稚園・保育所と家庭の密接な連携のもとで幼児家庭教育が進められるように、各種講座を実施します。
家庭教育学級	人格形成に重要な時期である小学校1年生の保護者を対象に、各小学校を通じて家庭教育のあり方や親としてのあり方などの各種講座を実施します。

3 地域における社会性を育てる活動の推進

(1) 子どもの体験・交流活動の充実

子どもが、多世代の多くの人々とのふれあい体験活動を通して、社会の仕組みや人間関係、豊かな情操を育ていけるよう、福祉や芸術・文化に触れる機会や多様な文化活動を促進します。

また、森町に存在する長い歴史の中で生まれてきた伝統的文化に直接触れることで、ふるさと意識が育つよう、地域文化の中での児童育成に努めます。

事業・施策	内容
各種スポーツ教室の開催	スポーツ推進委員をリーダーとして、夏休みの期間を利用して、小・中学生を対象にスポーツ教室を実施します。

事業・施策	内容
各種講座の充実 (再掲)	子どもが様々な体験を通して、心身が健やかに育ち、自主性・社会性を身につけられるよう、多様化する家庭のニーズに合わせた講座や子ども体験教室を開催します。
ボランティア体験入門講座	福祉・ボランティア活動を身近に感じ、思いやりのこころを育て奉仕のこころを養うよう、ボランティアの体験講座を開催します。
世代間交流の推進	高齢者施設を活用した、子どもと高齢者の交流の場づくりや、地域の高齢者が講師になる遊び教室などの開催を推進します。
少年少女ふるさと学級	豊かな自然や文化に触れ、今まで知らなかった「森町」を、様々な体験を通して学ぶ講座を開催します。
文化の伝承・保存	森町歴史伝統文化保存会等地域住民と連携し、子どもが地域に伝わる伝統的行事や文化に触れたり、体験することで、文化の伝承・保存を意識する環境づくりを推進します。
森町子ども会育成連合会	豊かな人間性による「生きる力」を育む子ども会の発展と育成に努めるとともに、単位子ども会、世話人相互の交流と親睦を図ります。



4 青少年の健全育成に関わる支援

(1) 青少年健全育成に関わる活動の推進

全ての子どもが社会的自立を果たせるよう、家庭・学校・地域社会が一体となって青少年健全育成に取り組み、インターネット上の有害情報やメディア依存の弊害等から子どもを守るため、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

事業・施策	内容
青少年健全育成啓発活動	<p>青少年健全育成団体が連携し、青少年の健全育成について町民全てが関心を持ち、町民が一体となって次代を担う青少年の健全育成を図ります。</p> <p>また、メディア依存の弊害についての啓発や情報モラル教育を推進するとともに、町民も参加できるような青少年の健全育成に関する情報交換会を開催します。</p>

(2) 次代の親の育成支援

若い世代から親の役割や責務を自覚できる社会環境をつくっていくため、ボランティア活動や世代間交流での異年齢の関わりを通して、それぞれの世代の役割について学ぶ機会を提供します。

事業・施策	内容
ボランティア体験入門講座 (再掲)	<p>福祉・ボランティア活動を身近に感じ、思いやりのこころを育て奉仕のこころを養うよう、ボランティアの体験講座を開催します。</p>
世代間交流の推進 (再掲)	<p>高齢者施設を活用した、子どもと高齢者の交流の場づくりや、地域の高齢者が講師になる遊び教室などの開催を推進します。</p>

基本目標4 子育て・子育てしやすい安全な地域をつくります

【現状と課題】

子どもを育てるにあたっては、地域における生活環境が安全で潤いがあり、子どもや乳幼児期の子どもを連れた保護者が利用しやすいよう、子育てに配慮した施設や設備が整っているまちであることが大切です。

安心して子育てのできるまちづくりを推進するため、子どもの成長にとって大切な森町の豊かな自然環境を保全し、子どもの視点に立った、子育てにやさしい公共的施設の整備や、安全で快適な道路環境の整備、住環境の整備など、子どもが伸び伸びと暮らせる生活空間を確保することが求められています。

1 子育てにやさしいまちづくりの推進

(1) 自然と共生するまちづくりの推進

子どもが伸び伸びと感性豊かに成長できるよう、子どもの成長にとって大切な自然環境の保全を図り、自然と共生するまちづくりを推進します。

事業・施策	内容
町民の森の維持管理	「町民の森」は、町内外の人々が自然の中で心身共に休養できる憩いの場所として、今後もより多くの利用者に親しまれる施設となるよう適切な整備、維持管理に努めます。

(2) 子育てにやさしい公共施設の推進

子どもや子ども連れの保護者が使いやすい施設となるよう、公共施設や設備の整備を推進します。

事業・施策	内容
公園の整備・点検 (再掲)	子どもの視点に立った遊び場の確保などの整備を進めるとともに遊具などの安全性を確認するため、定期的な点検を行います。

(3) 安心して外出できる環境の整備

子どもや子ども連れの保護者が安全に、安心して歩くことができるような道路交通環境を確保するため、生活道路等の整備を進めます。

事業・施策	内容
安全な道路環境の整備	通学路等の合同点検を実施し、危険箇所の把握に努め、対策の検討を図ります。

2 子育てを支える地域活動の推進

(1) 子育て団体の育成・支援

核家族化等が進んだことにより、世代間において子育ての実践的な知識や方法が継承されにくくなり、また地域社会の子育て機能が低下してきていることから、子育てに関する悩みを共有し、気軽に相談のできる仲間づくり、保護者同士のネットワークづくりを進め、自主的な子育て団体の活動を支援します。

事業・施策	内容
母親クラブへの支援・育成	家庭における児童の健全育成を図るため、地域の母親の連携組織である母親クラブの設立や活動を支援します。
子ども会活動やボランティア活動の促進	地域での青少年健全育成活動を活性化するため、社会教育学級等の地域活動や、子ども会活動、ボランティア活動の促進を図ります。

(2) 地域活動団体の推進

地域の青少年健全育成活動を活性化するため、広域的な社会教育活動の場として、地区ごとに活動を推進していくための地区社会教育推進協議会の活性化を図ります。

事業・施策	内容
地区社会教育推進協議会	町内会ごとの活動にとどまらず、広域的な活動の場として地区ごとに活動を推進していくための組織として、地区全体の社会教育活動を推進します。

(3) 活動の指導者の育成

地域の特性を活かして子どもを育むため、各団体・組織の指導者の育成・ネットワーク化や、地域における幅広い知識や技能をもつ人材の活用などに努めます。

事業・施策	内容
学校支援地域本部事業	学校の様々な活動を地域のボランティアが担うなど、地域住民が学校を支援する活動を通じて、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子育てをする体制を支援するため、地域学校協働本部への移行を検討します。
町内会社会教育学級	全ての町内会に社会教育推進員を委嘱し、各町内会で社会教育学級を実施し、その活動の中に、青少年健全育成に関するもの、世代間の交流、連帯感を深めるレクリエーションなどの取り入れを依頼し、各町内会の工夫による「心ふれあうまちづくり」を推進します。

(4) 子育てを支えるボランティアの育成

プレイリーダーや本の読み聞かせ、講座開催時の一時保育等のボランティアの養成・確保を図ります。

事業・施策	内容
ボランティアの養成・確保	プレイリーダーや本の読み聞かせ、講座開催時の一時保育等のボランティアの養成・確保を図ります。

3 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 交通安全対策の推進

子どもを交通事故から守るため、交通事故未然防止の啓発活動を充実させるとともに、地域住民による交通事故防止活動の推進、交通安全対策の推進に努めます。

事業・施策	内容
交通教室の開催	新入学（園）の子どもに正しい交通ルールを習慣付けるため、警察署及び交通安全指導員と連携し、交通教室を実施します。 また、保護者に対しても、正しい交通ルールの普及・啓発を行います。

事業・施策	内容
交通安全リーダーと語る会	警察官、交通安全指導員、PTA、保護者、役場職員等を交えて登下校、家庭における子どもの交通事故防止をテーマに意見交換会を実施します。
幼児交通安全対策研修会	幼児を交通事故から守るため、警察署や交通安全協会との連携のもと、町内幼稚園・保育所の職員や保護者を対象に研修会を実施します。
自転車街頭指導	自転車の安全な利用や走行の指導徹底を図るため、学校と協力して、街頭指導を実施します。

(2) 防犯対策の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路に居住する地域住民の協力を得て、こども110番の家を推進するとともに、警察等関係機関との連携を強化し、情報交換や迅速な情報提供と対応に努めます。

事業・施策	内容
こども110番の家	PTA等の協力を得て、主に小学校の通学路にあたる店舗や民家に、子どもたちが危険を感じた時に避難所となる「こども110番の家」としての協力を呼び掛け、告知旗の設置を推進します。
見守り活動の推進	放課後見守り隊等により、登下校時のあいさつや声掛け活動を推進します。
インターネット利用環境の安全確保 (再掲)	インターネットへの書き込みによるいじめ等をネットパトロールにより防止するとともに、タブレット等を活用した学習活動を通し、適切なインターネットの活用指導を推進します。 また、子どもがネットトラブルの被害者・加害者にならないよう、家庭においても、安全な環境づくりができるよう支援します。

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立を支援します

【現状と課題】

働き方改革に向けた取り組みが推進されている中で、女性の就業率は更に増加傾向にあります。仕事と家事、育児、介護などとの両立に悩む女性が多い現状です。そのため、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や、家庭における男女の役割分担などの見直しを含めた、新しいワークライフバランスが求められています。

今後は男女共に子育てに参画できる環境づくりとともに、女性が出産後も安心して職場に復帰でき、仕事を続けられるよう、職場環境の整備を進めることが必要です。

1 子育てしやすい職場環境の啓発

(1) 企業に対する雇用環境の啓発

関係機関と連携して、事業所への次世代育成支援対策推進法の周知を行い、育児休業制度や育児休業給付などの定着、労働時間の短縮やフレックスタイム制度、出産や子育てを理由とした退職者の再雇用制度等についてワークライフバランスの視点を踏まえ、啓発に努めます。

事業・施策	内容
雇用環境の啓発	事業所への次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行い、関係機関と連携し、育児休業制度や育児休業給付などの普及定着を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立のための支援

仕事と子育てを無理なく両立できるよう、保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター等の多様な子育て支援サービスに関する情報の周知に努めます。

事業・施策	内容
支援情報の提供	子育て中の母親が支援情報を得やすいように、資料等を見やすい所に配架するなど情報の提供に努めます。
多様な働き方に対応した子育て支援の展開	保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター等の子育て支援サービスに関する情報の周知に努めます。

2 家庭・地域・職場における男女共同参画意識の啓発

(1) 男女共同参画意識の啓発

男女共に充実した家庭生活を送るため、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方の見直しを進めることが必要です。

このため、職域、地域社会等における固定的な役割分担意識の解消や、職場優先の意識是正のための情報提供・啓発に努めます。

事業・施策	内容
男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の推進につながる人材の育成のために、町民への学習の機会と情報を提供します。 また、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った関係施策を立案・実施します。

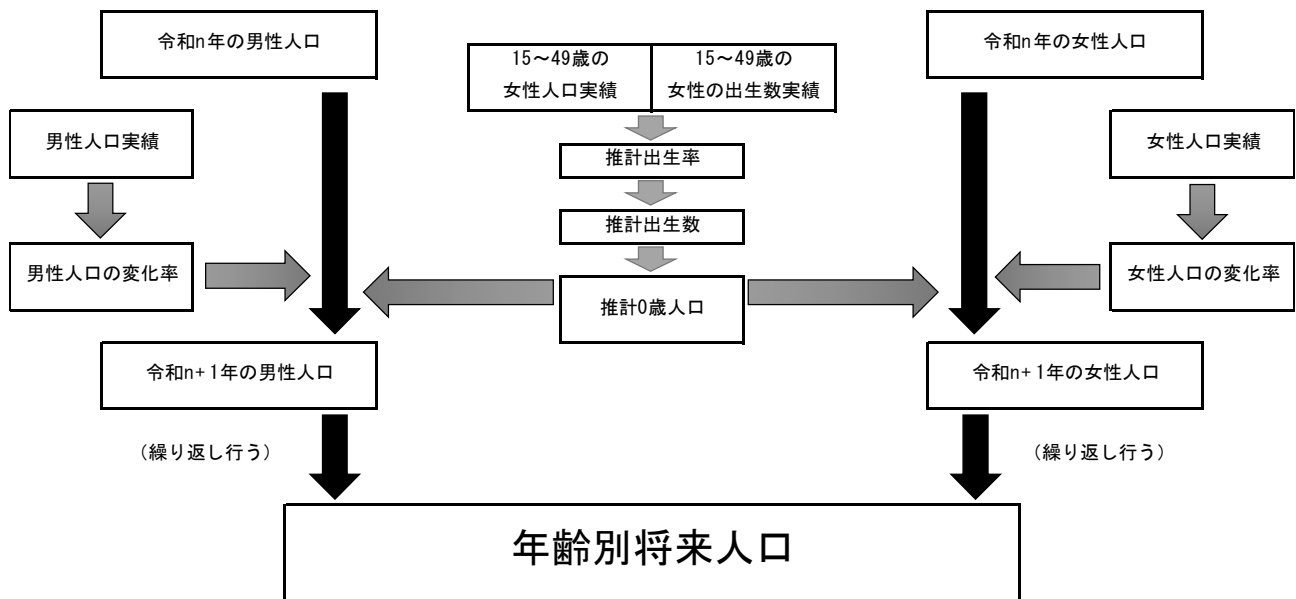


第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保の方策

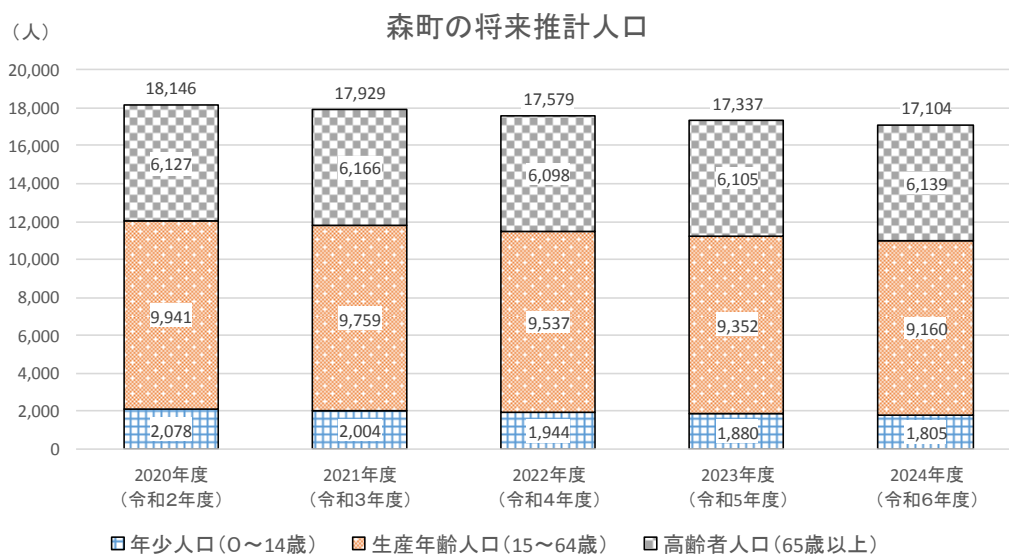
第1節 森町の将来の人口推計

第2期森町子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、町の将来人口の推計を行っています。推計は幼稚園、保育所の各学年の人数を求める必要があることから、住民基本台帳の男女各歳別人口を基に、1歳ごとの男女別人口を求めるコーホート変化率※によって推計しています。

※コーホート変化率法：コーホート（cohort）とは、同年（又は同時期）に出生した集団の事を指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法



1 総人口推計

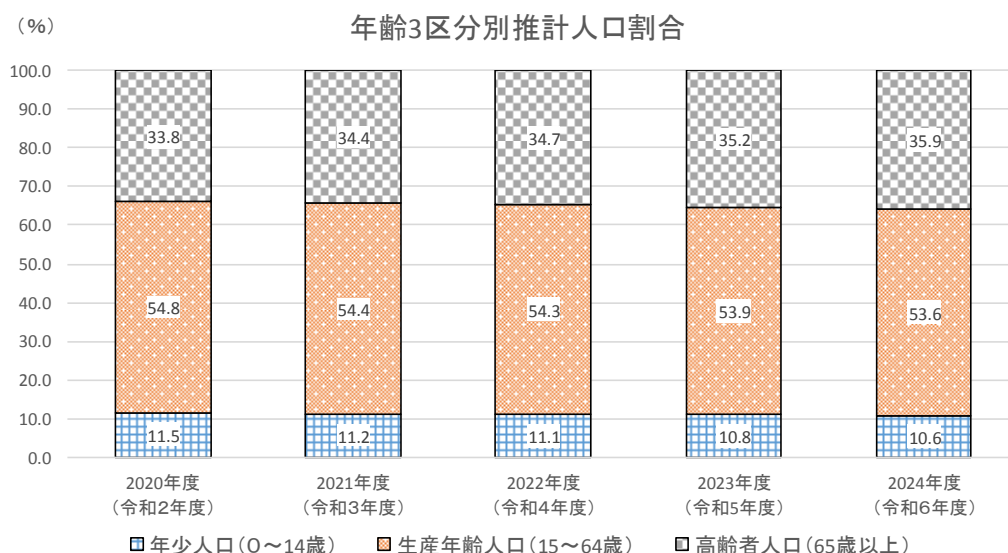


町の人口は、2020(令和2)年度以降減少していくと予想され、本計画最終年の2024(令和6)年度では17,104人となる見込みです。

年齢3区別に見ると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は2020(令和2)年度以降減少を続け、2024(令和6)年度では年少人口は1,805人、生産年齢人口は9,160人となる見込みです。

一方、高齢者人口(65歳以上)は2020(令和2)年度から2021(令和3)年度にかけて増加し、その後2022(令和4)年度にかけて減少しますが、2023(令和5)年後以降は再び増加し、2024(令和6)年度では6,139人となる見込みです。

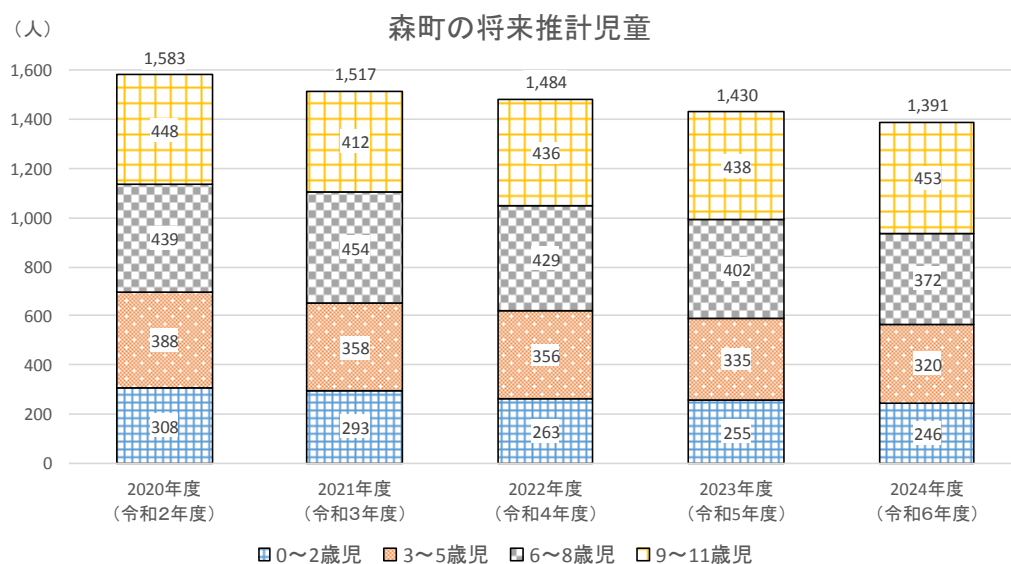




年齢3区分別推計人口を割合にしてみると、年少人口割合と生産年齢人口割合は2020(令和2)年度以降、低下していくと予想され、本計画最終年の2024(令和6)年度では、年少人口割合は10.6%、生産年齢人口割合は53.6%になる見込みです。

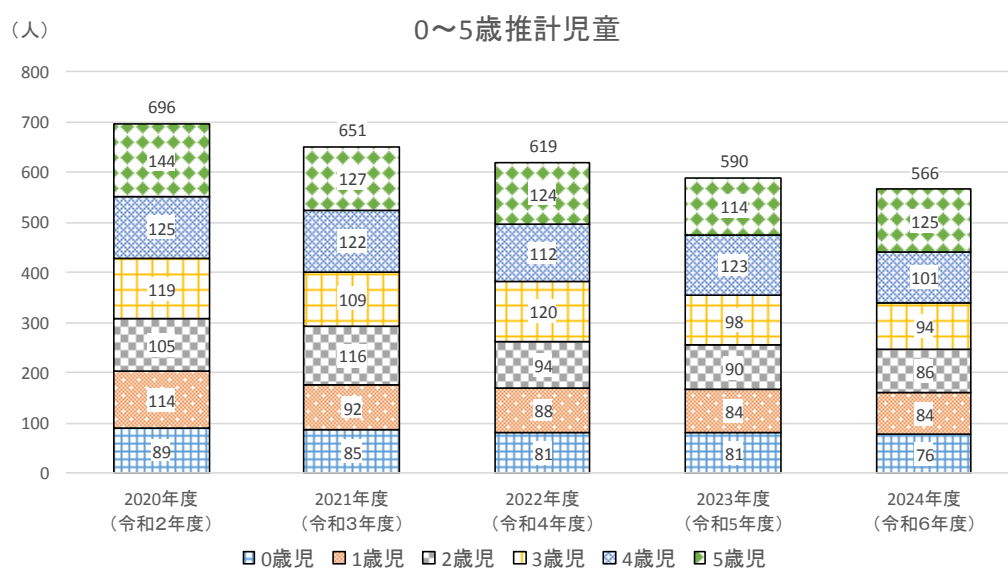
一方、高齢者人口割合は2020(令和2)年度以降、上昇していくと予想され、2024(令和6)年度では35.9%となる見込みです。

(1) 0~11歳人口推計



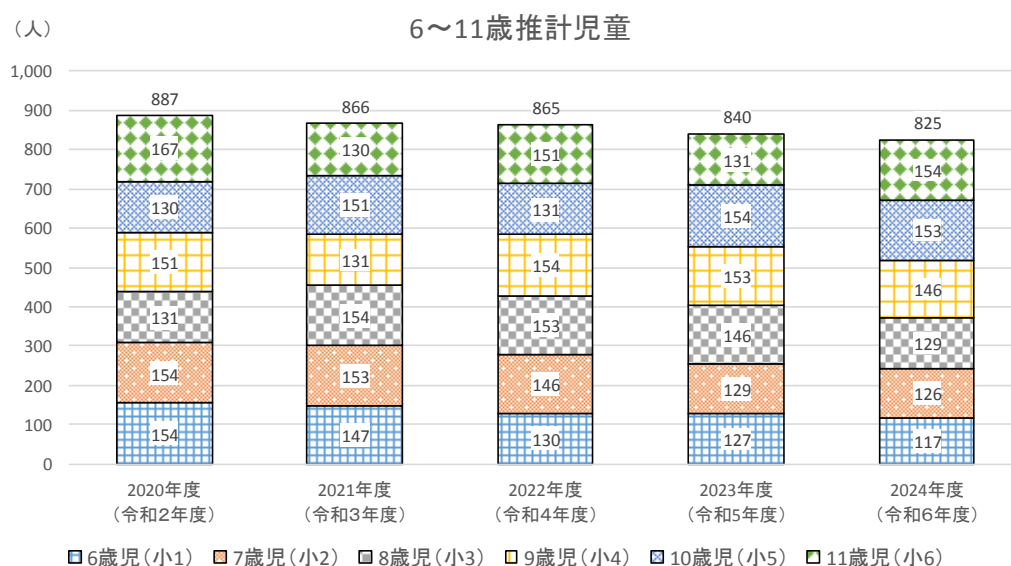
町の0~11歳人口は、2020(令和2)年度以降減少していくと予想され、本計画最終年の2024(令和6)年度では1,391人となる見込みです。

ア 0歳～5歳人口推計



町の0～5歳人口は、2020(令和2)年度以降減少していくと予想され、本計画最終年の2024(令和6)年度では566人となる見込みです。

イ 6歳～11歳児の推計



町の6～11歳人口は、2020(令和2)年度以降減少していくと予想され、本計画最終年の2024(令和6)年度では825人となる見込みです。

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、町全域を細かい範囲で設定すると、区域を越えた利用も多くある現状から、現在の利用や施設運営の状況の実態と見込みの比格差が過大となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

第1期計画では、地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを鑑み、将来的な子どもの数、幼稚園・保育所の子どもの人数や地区ごとの子どもの人数等を考慮し、町全体を1区域として教育・保育提供区域を設定しました。

第2期となる本計画においても、第1期計画の評価と昨今の町の子育てに関する状況を勘案し、引き続き町全体を一つの区域とします。

1 教育・保育の提供区域

町全体を一つの提供区域とします。

2 地域子ども・子育て支援事業の実施区域

教育・保育の提供区域と合わせ、町全体を一つの実施区域とします。

第3節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1 認定区分と家庭類型

(1) 認定区分

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

【教育・保育給付認定】

認定区分	支給要件	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定の子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育所等



(2) 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と母親の就労意向を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

【家庭類型区分図】

母親		3. パートタイム就労			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		120時間以上	120時間未 64時間以上	64時間未満	
父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	タイプB		タイプC	タイプC'
	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上 タイプC	120時間未 64時間以上 タイプE	タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD			タイプF

区分	内容
タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

2 「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

町では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和元年度に実施した「森町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

（1） 教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです。

○幼稚園 3歳から小学校入学までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。

○保育所 0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。

○認定こども園 0歳から小学校入学までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。地域の子育て支援の役割も担います。

○地域型保育事業

原則として保育が必要な3歳未満の子どもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。

○認可外保育施設

児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業名	町事業(見込みを含む)
(1) 延長保育事業	◇ 私立保育所2園・認定こども園での延長保育事業
(2) 子育て短期支援事業	◇ (ショートステイ事業(未実施))
(3) 地域子育て支援拠点事業	◇ 森町子育て支援センター運営事業
(4) 一時預かり事業	◇ 幼稚園での預かり保育事業 ◇ 私立保育所2園・認定こども園等での一時預かり事業
(5) 病児・病後児保育事業	◇ 病児・病後児保育事業(未実施)
(6) 利用者支援事業	◇ 身近な相談窓口の整備・運営 (母子保健型、特定型(保育コンシェルジュ))
(7) 妊婦健康診査事業	◇ 妊婦健康診査事業
(8) 乳児家庭全戸訪問事業	◇ こんにちは赤ちゃん訪問事業
(9) 養育支援訪問事業	◇ 養育支援訪問員等による支援
(10) 子育て援助活動支援事業	◇ ファミリー・サポート・センター事業(広域参画)
(11) 放課後児童健全育成事業	◇ 放課後児童クラブの整備・運営 (新・放課後子ども総合プラン(放課後子ども教室の一体型実施))

* 地域子ども・子育て支援事業のうち「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」は、量の見込み等を作成する事業からは対象外となっています。

また、「放課後子ども教室推進事業」、「新・放課後子ども総合プラン事業」については、アンケート調査に基づき量を見込むものではありませんが、確保方策や今後の方向性を明記します。

※量の見込み算出フロー

ステップ1

◆推計児童数の算出（※コーホート変化率法）

ステップ2

◆家庭類型の算出

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類

ステップ3

◆潜在家庭類型の算出

ステップ2の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向（本計画では母親の就労意向）を反映させてタイプを分類

ステップ4

◆潜在家庭類型別の対象児童数の算出

将来推計児童数と潜在家庭類型を掛け合わせ、事業ごとの対象児童数を算出

ステップ5

◆利用意向率の算出

アンケート調査での各事業の回答者数を、利用希望者数で割り利用意向率を算出

ステップ6

◆ニーズ量の算出

各事業の対象となる対象児童数に利用意向率を掛け合わせニーズ量を算出

第4節 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

1 教育ニーズ：1号認定

教育を必要とする1号認定の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(人)		243	234	229	222	215
確保 の方 策	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)(人)	293	293	293	293	293
	確認を受けない幼稚園(人)	0	0	0	0	0
	②合計(人)	293	293	293	293	293
差(②-①)(人)		50	59	64	71	78

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度時点で、町では幼稚園は5園体制となっています。施設定員数の合計は595人となっていますが、確保方策としては、293人となっています。

量の見込みに対し、現在の供給体制で確保ができると予想されますが、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を維持します。

2 保育ニーズ：2号認定、3号認定

保育を必要とする2号認定、3号認定の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(人)		292	299	297	299	300
確保の方策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)(人)	281	291	291	291	291
	特定地域型保育事業 (事業所内保育所、小規模保育所等)(人)	19	19	19	19	19
	②合計(人)	300	310	310	310	310
差(②-①)(人)		8	11	13	11	10

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度時点で、町では私立保育所が2か所、小規模保育所が1か所あり、0～5歳児定員数の合計は283人となっています。

幼稚園を含む、既存の全ての教育・保育施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業(小規模保育事業等)の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。



(1) 保育ニーズ：2号認定

保育を必要とする2号認定の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(人)		166	175	177	182	184
確保 の方 策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)(人)	170	180	180	185	185
	特定地域型保育事業 (事業所内保育所等)(人)	0	0	0	0	0
	②合計(人)	170	180	180	185	185
差(②-①)(人)		4	5	3	3	1

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度時点で、町では私立保育所が2か所あり、3～5歳児の定員数の合計は152人となっています。

幼稚園を含む、既存の全ての教育・保育施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業(事業所内保育事業等)の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

(2) 保育ニーズ：3号認定

3号認定の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(人)		126	124	120	117	116
確保の方策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)(人)	111	111	111	106	106
	特定地域型保育事業 (小規模保育所等)(人)	19	19	19	19	19
	②合計(人)	130	130	130	125	125
差(②-①)(人)		4	6	10	8	9

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度時点で、町では私立保育所が2か所、小規模保育所が1か所あり、0～2歳児定員数の合計は131人となっています。

幼稚園を含む、既存の全ての教育・保育施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業(小規模保育事業等)の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

【3号認定の保育利用率】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①0～2歳人口(人)	308	293	263	255	246
②3号認定認可定員数(人)	130	130	130	125	125
保育利用率(①/②)(%)	42.2	44.4	49.4	49.0	50.8

3号認定の保育利用率について、2020(令和2)年度以降は増加していく見込みとなっており、本計画最終年の2024(令和6)年度では50.8%になると予想されます。

ア 保育ニーズ：3号認定 0歳児

3号認定のうち、0歳児の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(人)		32	32	32	32	33
確保 の方 策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)(人)	26	26	26	26	26
	特定地域型保育事業 (小規模保育所等)(人)	9	9	9	9	9
	②合計(人)	35	35	35	35	35
差(②-①)(人)		3	3	3	3	2

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度時点で、町では私立保育所が2か所、小規模保育所が1か所あり、0歳児定員数の合計は30人となっています。

幼稚園を含む、既存の全ての教育・保育施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業(小規模保育事業等)の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。



イ 保育ニーズ：3号認定 1・2歳児

3号認定のうち、1・2歳児の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(人)		94	92	88	85	83
確保 の方 策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)(人)	85	85	85	80	80
	特定地域型保育事業 (小規模保育所等)(人)	10	10	10	10	10
	②合計(人)	95	95	95	90	90
差(②-①)(人)		1	3	7	5	7

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度時点で、町では私立保育所が2か所、小規模保育所が1か所あり、1～2歳児定員数の合計は101人となっています。

幼稚園を含む、既存の全ての教育・保育施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業(小規模保育事業等)の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

第5節 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

1 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み（人日）	4,988	5,008	5,028	5,048	5,068
②確保の方策（人日）	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
施設数（か所）	2	2	2	2	2
差（②－①）（人日）	212	192	172	152	132

【量の確保の方策】

2015(平成27)年度から子ども・子育て支援新制度が始まって以降、延長保育のニーズは高まり続けています。

2019(令和元)年度時点で、町では私立保育所2か所で18時～19時までの延長保育事業を行っていますが、今後も保護者のニーズに応えることができるように、弾力的な運営を継続します。数値は利用児童の延べ人数とします。

2 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

【事業概要】

（１） ショートステイ

保護者が、疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

（２） トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり子どもの養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において子どもを預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
②確保の方策（人日）	0	0	0	0	0
施設数（か所）	0	0	0	0	0
差（②－①）（人日）	0	0	0	0	0

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度時点で、町では当該事業を実施していません。

今後も、周辺市町との連携も視野に入れながら受け入れ体制を検討します。

3 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み（人回）	1,880	1,875	1,870	1,865	1,860
②確保の方策（人回）	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
施設数（か所）	1	1	1	1	1
差（②-①）（人回）	20	25	30	35	40

【量の確保の方策】

森町子育て支援センターで当該事業を実施しています。

近年では、子育て相談等のニーズが高まり続けているため、弾力的な運営を継続し、今後も保護者のニーズに応えることができる体制を整えます。



4 一時預かり事業

(1) 幼稚園型

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量 の 見 込 み	① 1号認定 (人日)	10,320	9,567	9,433	8,886	8,549
	② 2号認定 (人日)	0	0	0	0	0
	③ 合計 (人日)	10,320	9,567	9,433	8,886	8,549
④ 確保の方策 (人日)		10,400	9,600	9,500	9,000	8,600
施設数 (園)		5	5	5	5	5
差 (④-③) (人日)		80	33	67	114	51

【量の確保の方策】

2015(平成27)年度から子ども・子育て支援新制度が始まったことに伴い、町でも幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業を始めました。

2019(令和元)年度時点で、町では5園で当該事業を実施していますが、年々一時預かりのニーズは高まり続けています。

弾力的な運営を継続し、今後も保護者のニーズに応えることができる体制を整えます。

(2) 幼稚園型を除く

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(人日)	200	220	240	240	240
②確保の方策(人日)	200	220	240	240	240
施設数(か所)	1	1	1	1	1
差(②-①)(人日)	0	0	0	0	0

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度から、町では私立保育所1か所で当該事業を開始しています。

また、町独自の事業として当該事業とは別に「緊急一時預かり事業」も町内私立保育所3か所で実施しています。

弾力的な運営を継続し、今後も保護者のニーズに応えることができる体制を整えます。

5 病児・病後児保育事業

【事業概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にあるお子さんを、一時的に看護師、保育士がいる専門施設においてお預かりする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(人日)	60	60	80	80	100
②確保の方策(人日)	60	60	80	80	100
差(②-①)(人日)	0	0	0	0	0

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度時点で、町では当該事業を実施していません。

利用ニーズがあることから、今後も、周辺市町との連携も視野に入れながら受け入れ体制を検討します。



6 利用者支援事業（「母子保健型」、「特定型」）

【概要】

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、相談支援等を行う事業です。「基本型」、「特定型」、「母子保健型」の3種類があります。

【量の見込みと確保の内容】

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
母子保健型	①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	②確保の方策（か所）	1	1	1	1	1
	差（②－①）（か所）	0	0	0	0	0

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
特定型	①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	②確保の方策（か所）	1	1	1	1	1
	差（②－①）（か所）	0	0	0	0	0

【量の確保の方策】

町では、2016(平成28)年度から「母子保健型」の事業を実施しており、保健福祉課内の子育て世代包括支援センターにて対応しています。

今後は、「特定型(保育コンシェルジュ)」にも取り組み、保護者のニーズに応えることができる体制を整備します。

7 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦健診は、母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(回)	1,255	1,190	1,134	1,134	1,064
②確保の方策(回)	1,255	1,190	1,134	1,134	1,064
差(②-①)(回)	0	0	0	0	0

【量の確保の方策】

2020(令和2)年度以降も、継続して保健福祉課にて対応します。

静岡県と静岡県医師会及び助産師会が、14回の委託契約を締結して実施しています。基本健診14回、超音波検査4回、血液検査1回、血算検査1回、GBS検査1回分の費用を公費負担しています。

8 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(人)	89	85	81	81	76
②確保の方策(人)	89	85	81	81	76
差(②-①)(人)	0	0	0	0	0

【量の確保の方策】

2020(令和2)年度以降も、継続して保健福祉課にて対応します。

9 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み（件）	10	10	10	10	10
②確保の方策（件）	10	10	10	10	10
差（②－①）（件）	0	0	0	0	0

【量の確保の方策】

町では、2016(平成28)年度から当該事業を実施しています。

弾力的な運営を継続し、今後もニーズに応えることができる体制を整えます。

10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（協力会員）が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅等で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は18歳未満の子どもを持つ保護者とした事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み（人日）	46	42	44	44	46
②確保の方策（人日）	46	42	44	44	46
差（②－①）（人日）	0	0	0	0	0

【量の確保の方策】

袋井市と広域実施しています。情報提供等により利用を促進していくとともに、協力会員の確保に努めます。

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

就業等により昼間家庭にいない保護者の児童を対象に、学校が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等小学校の長期休業中にも実施します。

【量の見込みと確保の内容】

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
① 量 の 見 込 み	1年生（人）	74	74	62	64	53
	2年生（人）	56	55	55	47	47
	3年生（人）	24	30	28	29	21
	4年生（人）	17	13	16	15	16
	5年生（人）	5	6	5	6	5
	6年生（人）	1	1	1	1	1
	合計（人）	177	179	167	162	143
②確保の方策（人）		200	200	200	200	200
施設数（クラブ）		5	5	5	5	5
差（②－①）（人）		23	21	33	38	57

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度時点で、町では公立小学校3校に併設型で当該事業を実施しており、1クラブの定員数はおよそ40人で、定員数の合計は200人となっています。弾力的な運営を継続し、今後もニーズに応えることができる体制を整えます。

12 放課後子ども教室推進事業

【事業概要】

町内の小学校において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
②確保の方策(か所)	2	2	2	2	2
差(②-①)(か所)	0	0	0	0	0

【量の確保の方策】

2019(令和元)年度時点で、町では公立小学校2校で当該事業を実施しています。

13 新・放課後子ども総合プラン事業

(一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施)

【概要】

同一の小学校内において実施している放課後子ども教室に、放課後児童クラブを利用している児童が参加できるようにする取り組みです。

【量の確保の方策】

放課後児童クラブを実施している学校施設でも、子どもたちが育ちに必要なさまざまな体験活動を経験できるよう、放課後子ども教室の一体型実施を目指し検討を進めます。

14 その他のサービス

(1) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、町の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について低所得者に対して、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

事業の導入については、国、県及び近隣市町の動向を踏まえるとともに、町民ニーズなどを把握しながら検討します。

(2) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

町では教育・保育の提供量がニーズ量を上回っていますが、ニーズの内容把握に努め、求められる多様なサービス提供に答えられる方策の検討を進めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画を推進するにあたっては、町民の皆さんの参加、協力が不可欠なことから、子育て支援サービスや事業については、広く町民の皆さんにお知らせし、御理解と御協力を得ながら推進していくことが必要です。広報を始めとして、町ホームページ、町からの配布資料等で本計画の周知を図ります。

2 計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、保健福祉課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて状況の把握、点検を行い、森町子ども・子育て会議において評価を実施します。森町子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直しを図ります。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の提供については、施設の認定こども園化を含め公立幼稚園と私立保育所の適切な役割分担により、教育要領に基づき基本を大切にする幼稚園教育と、保育指針に基づく生活に根ざした教育・保育により、確実な提供を目指し、森町の子どもの育ちと子育てへの支援充実を推進します。さらに、保育所待機児童の解消を図るためにも、認定こども園化を始めとする多様な保育事業に積極的に取り組みます。

また、放課後児童クラブの安定した運営を図るため、施設の計画的な整備を推進するなど、地域全体で家庭の子育てを支援する体制を拡充します。

いずれも、支援サービスのより良い提供に努め、提供量とニーズ量との大きな開きがないか検証しつつ推進します。

4 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業との連携

幼稚園を含む、既存の全ての教育・保育施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（小規模保育所等）の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

また、全ての子どもに必要な教育・保育の提供が実現するよう、地域型保育事業と教育・保育施設の連携を確実にし、情報共有を基盤に育ちの環境を保障します。

子どものより良い育ちのため、最善の利益が求められるよう推進し、必要に応じ見直しを図ります。

5 小学校等との連携

幼・小・中一貫教育をさらに推進し、就学時における情報交換等、小中学校、幼稚園、保育所が連携し、各種事業を推進します。

常に、子どもを中心とした連携を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園の授業料、幼稚園や認定子ども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、年4回の支給を目安とし、公正かつ適正な給付方法について適宜検討します。

子育てのための施設等利用給付の対象施設である「特定子ども・子育て支援施設等」の確認や公示、指導監督等については、認可権限や指導監督権限を持つ県に対し運営状況等の情報提供を求める等により、連携しながら保育の質の向上を図るよう努めます。

資料編

1 アンケート調査結果抜粋

調査概要

- (1) 調査対象 就学前児童の保護者、就学児童の保護者
- (2) 調査期間 2019(令和元)年7月18日～2019(令和元)年7月31日
- (3) 調査方法 調査票を郵便にて配布・回収

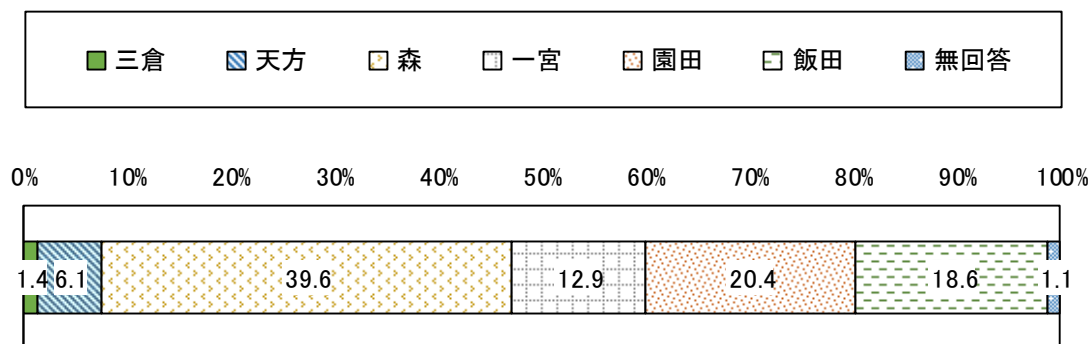
【就学前児童の保護者アンケートから】

配布数 547人 回収数 280件 回収率 51.2%

お住まいの地域について

問 お住まいの地区はどちらですか。

(n=280)

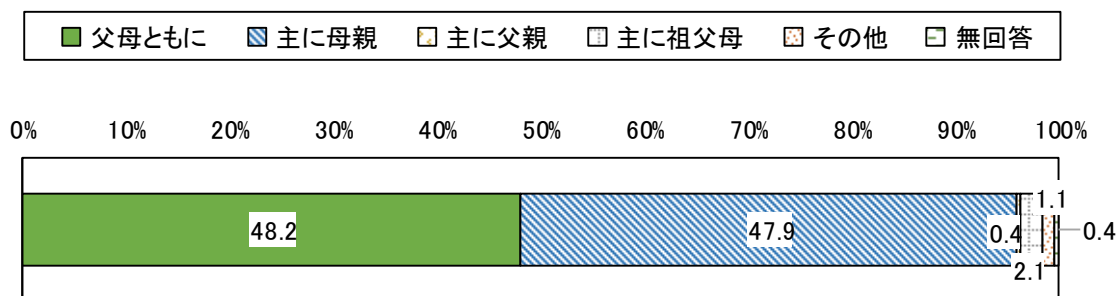


居住地域は、「三倉」が1.4%、「天方」が6.1%、「森」が39.6%、「一宮」が12.9%、「園田」が20.4%、「飯田」が18.6%となっています。

お子様とご家族の状況について

問 子育てを主に行っているのはどなたですか。

(n=280)

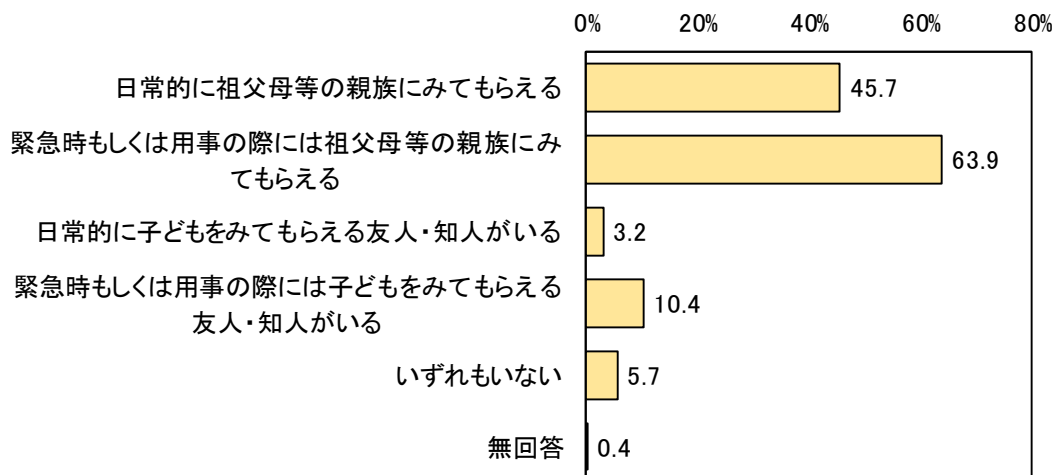


主に子育てをしている人は、「父母ともに」が48.2%、「主に母親」が47.9%、「主に父親」が0.4%、「主に祖父母」が2.1%などとなっています。

子どもの育ちをめぐる環境について

問 日頃、お子様をみてもらえる親族・知人はいますか。

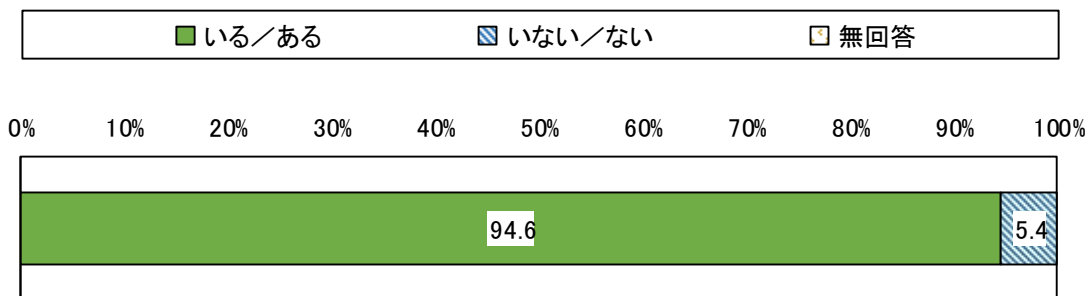
(n=280)



子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が63.9%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が45.7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が10.4%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が3.2%となっています。また、「いずれもない」が5.7%となっています。

問 子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。

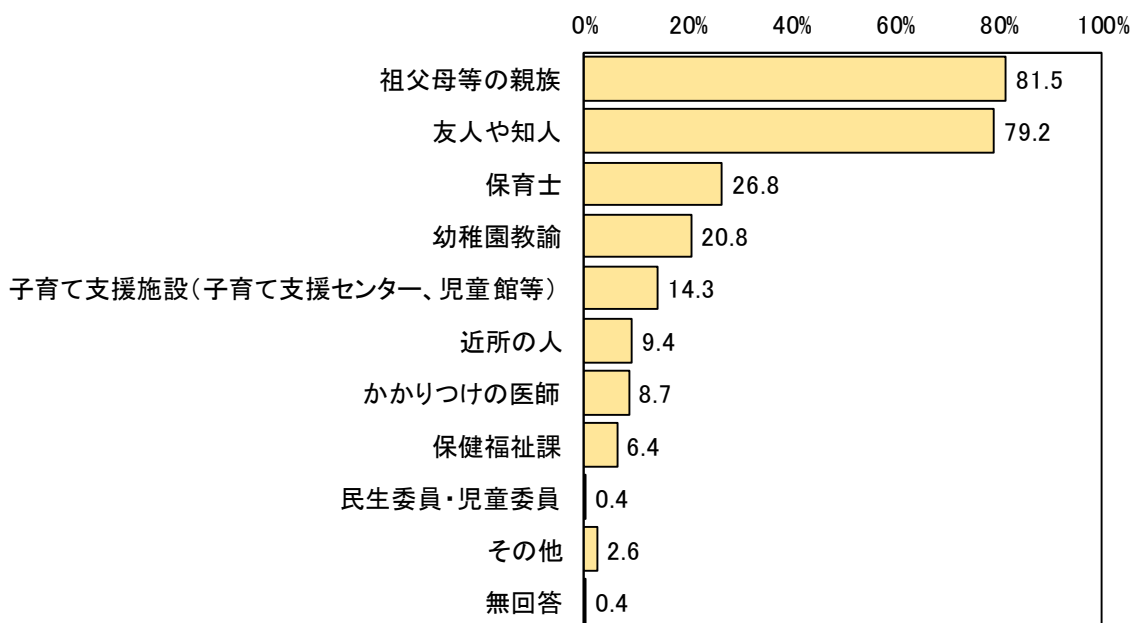
(n=280)



子育てをする上での相談相手は、「いる／ある」が94.6%で最も多く、次いで「いない／ない」が5.4%となっています。

問 相談相手が「いる／ある」方で、気軽に相談できる人は、誰ですか。
(あてはまるものすべてに○)

(n=265)

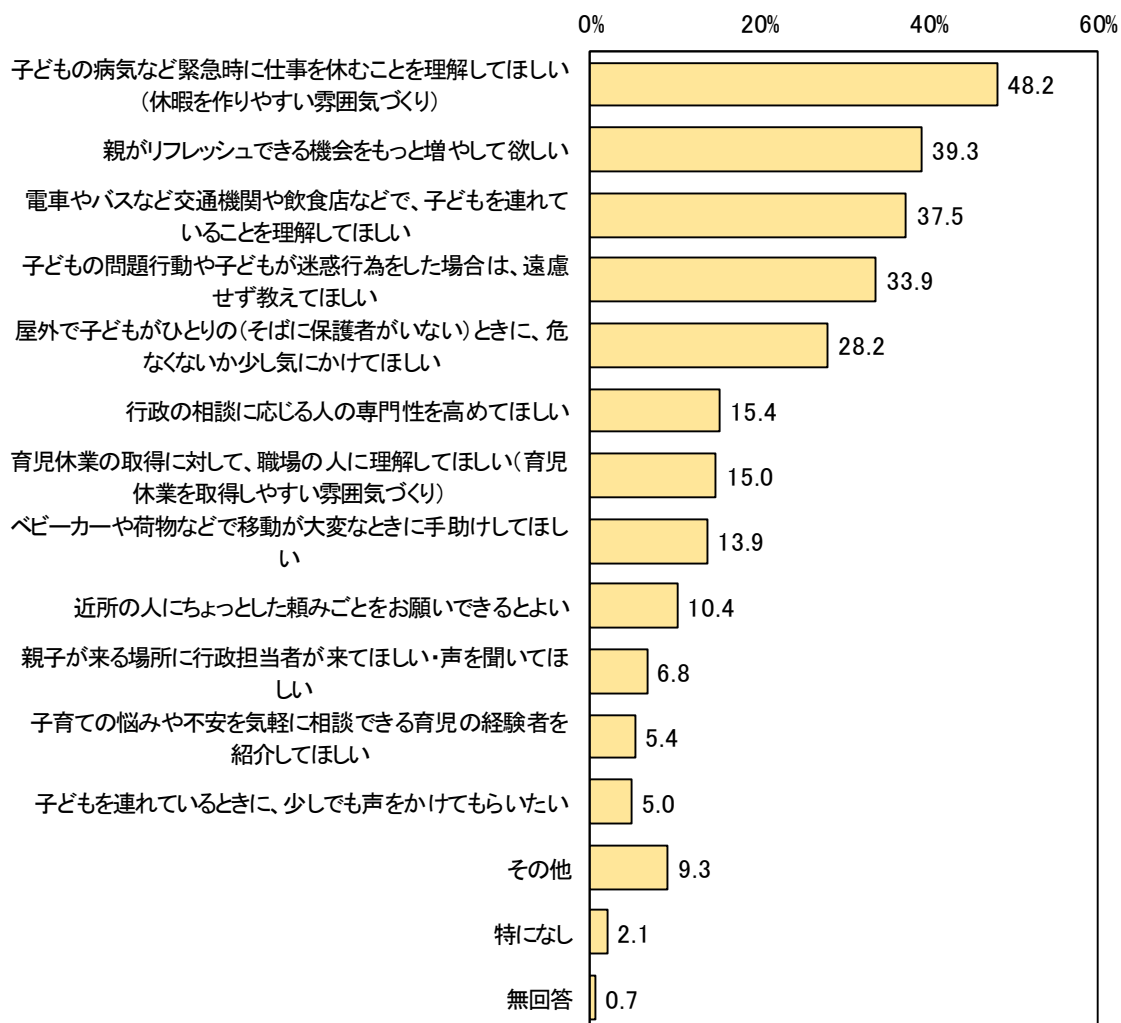


子育てをする上での相談相手は、「祖父母等の親族」が81.5%で最も多く、次いで「友人や知人」が79.2%、「保育士」が26.8%、「幼稚園教諭」が20.8%、「子育て支援施設(子育て支援センター、児童館等)」が14.3%などとなっています。

問 子育てで、周囲からどのようなサポートがあればよいですか。

(あてはまるもの3つまでに○)

(n=280)



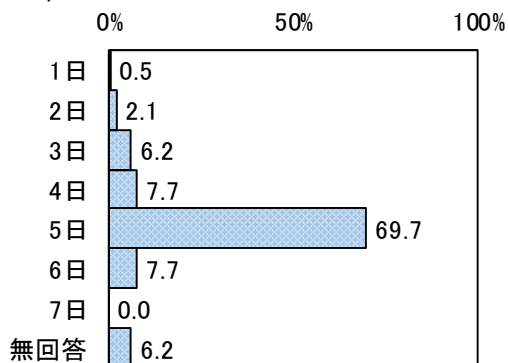
子育てをする上で周囲に求めるサポートは、「子どもの病気など緊急時に仕事を休むことを理解してほしい(休暇を作りやすい雰囲気づくり)」が48.2%で最も多く、次いで「親がリフレッシュできる機会をもっと増やして欲しい」が39.3%、「電車やバスなど交通機関や飲食店などで、子どもを連れていることを理解してほしい」が37.5%、「子どもの問題行動や子どもが迷惑行為をした場合は、遠慮せず教えてほしい」が33.9%、「屋外で子どもがひとりの(そばに保護者がいない)ときに、危なくないか少し気にかけてほしい」が28.2%などとなっています。

保護者の就労状況について

問 就労している母親の1週あたりの「就労日数」、1日あたりの「就労時間をお答えください。

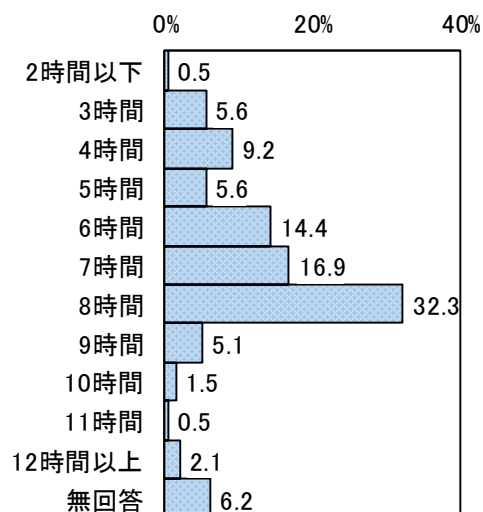
・ 1週あたりの就労日数

(n=195)



・ 1日あたりの就労時間

(n=195)



就労している母親の1週あたりの就労日数は、「5日」が69.7%で最も多く、次いで「4日」が7.7%、「6日」が7.7%、「3日」が6.2%などとなっています。

また、1日あたりの就労時間は、「8時間」が32.3%で最も多く、次いで「7時間」が16.9%、「6時間」が14.4%、「4時間」が9.2%などとなっています。

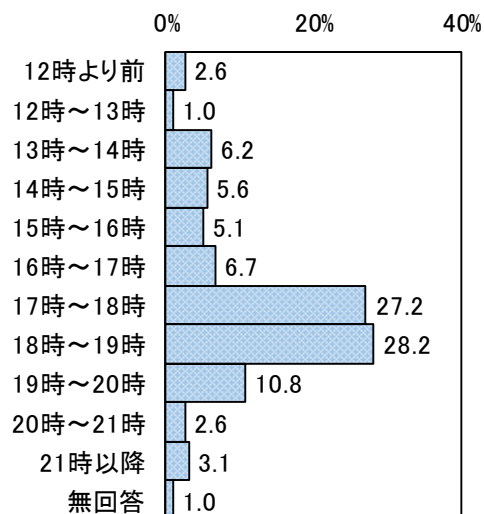
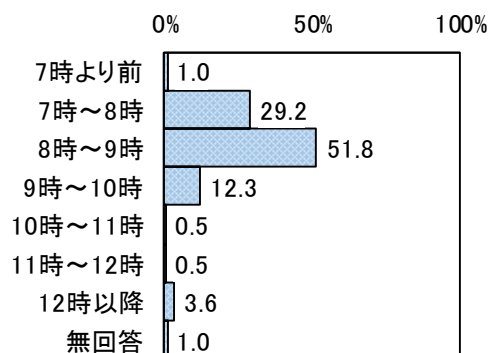
問 就労している母親の、出勤のために家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。

・家を出る時刻

・帰宅時刻

(n=195)

(n=195)

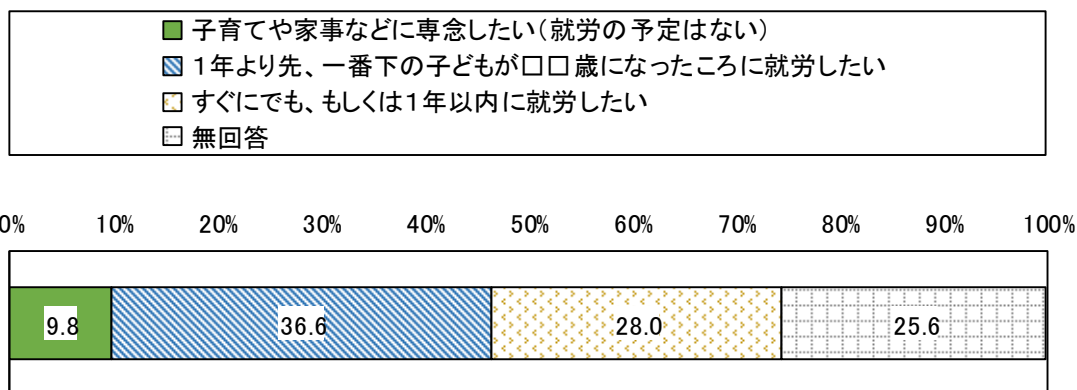


就労している母親の、出勤のために家を出る時刻は、「8時～9時」が51.8%で最も多く、次いで「7時～8時」が29.2%、「9時～10時」が12.3%などとなっています。

また、帰宅時刻は、「18時～19時」が28.2%で最も多く、次いで「17時～18時」が27.2%、「19時～20時」が10.8%、「16時～17時」が6.7%、「13時～14時」が6.2%などとなっています。

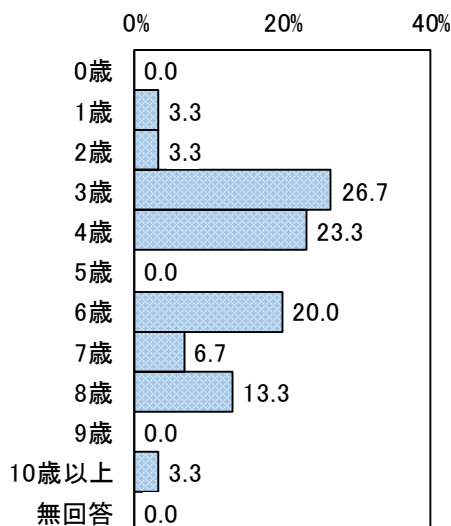
問 就労していない母親で、就労希望はありますか。

(n=82)



・ 母親の就労希望時の下の子どもの年齢

(n=30)



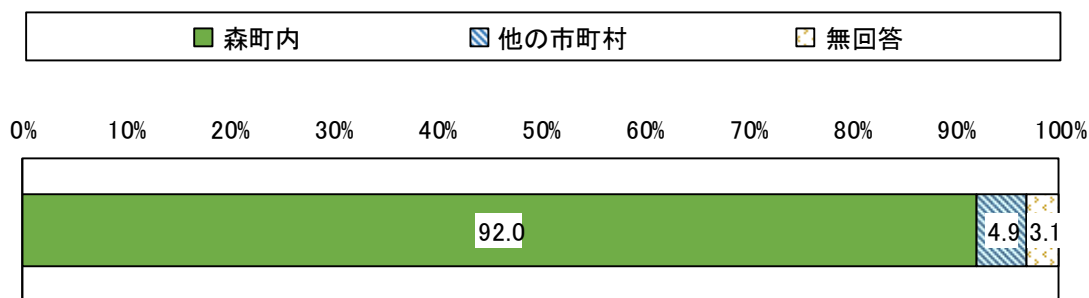
就労していない母親の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」が36.6%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が28.0%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が9.8%となっています。

なお、母親の就労希望時の下の子どもの年齢は、「3歳」が26.7%で最も多く、次いで「4歳」が23.3%、「6歳」が20.0%、「8歳」が13.3%、「7歳」が6.7%などとなっています。

お子様の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

問 現在、利用している教育・保育事業（保育園・幼稚園・認可外保育施設等）の実施場所はどちらですか。

(n=224)

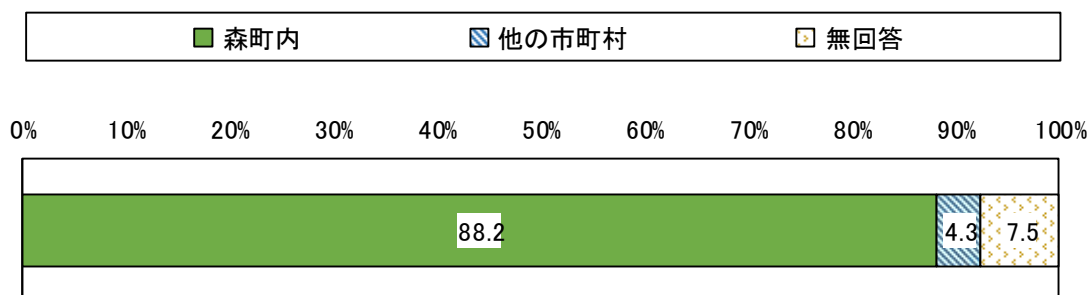


平日の定期的な教育・保育の事業を利用している場所は、「森町内」が92.0%、「他の市町村」が4.9%となっています。

《参考》他の市町村：浜松市（浜北区）、磐田市、袋井市、掛川市、豊橋市

問 どこにある教育・保育事業（保育園・幼稚園・認可外保育施設等）を利用したいですか。

(n=255)

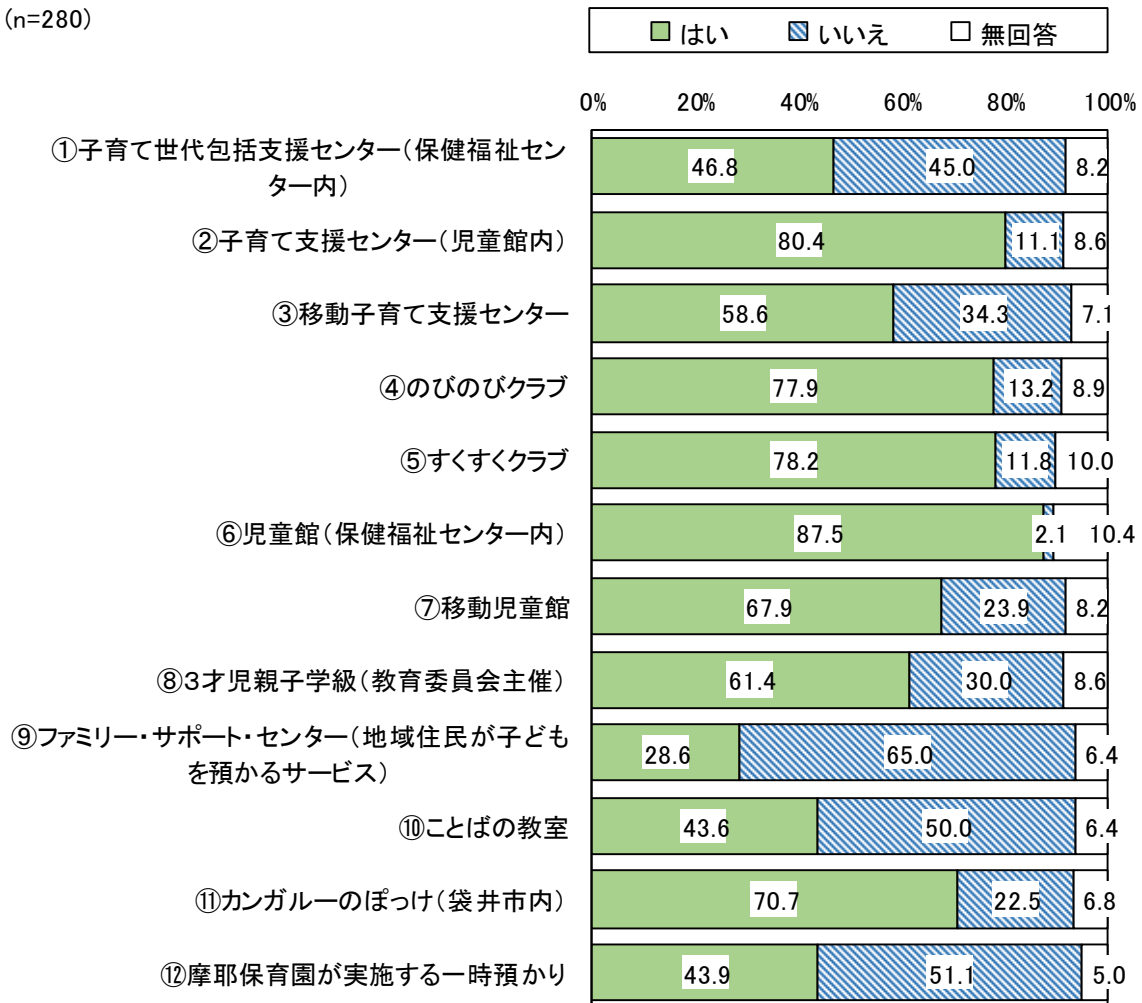


平日の定期的な教育・保育の事業を利用したい場所は、「森町内」が88.2%、「他の市町村」が4.3%となっています。

お子様の子育て支援事業の利用状況について

問 子育て支援事業で知っているものがありますか。

(n=280)

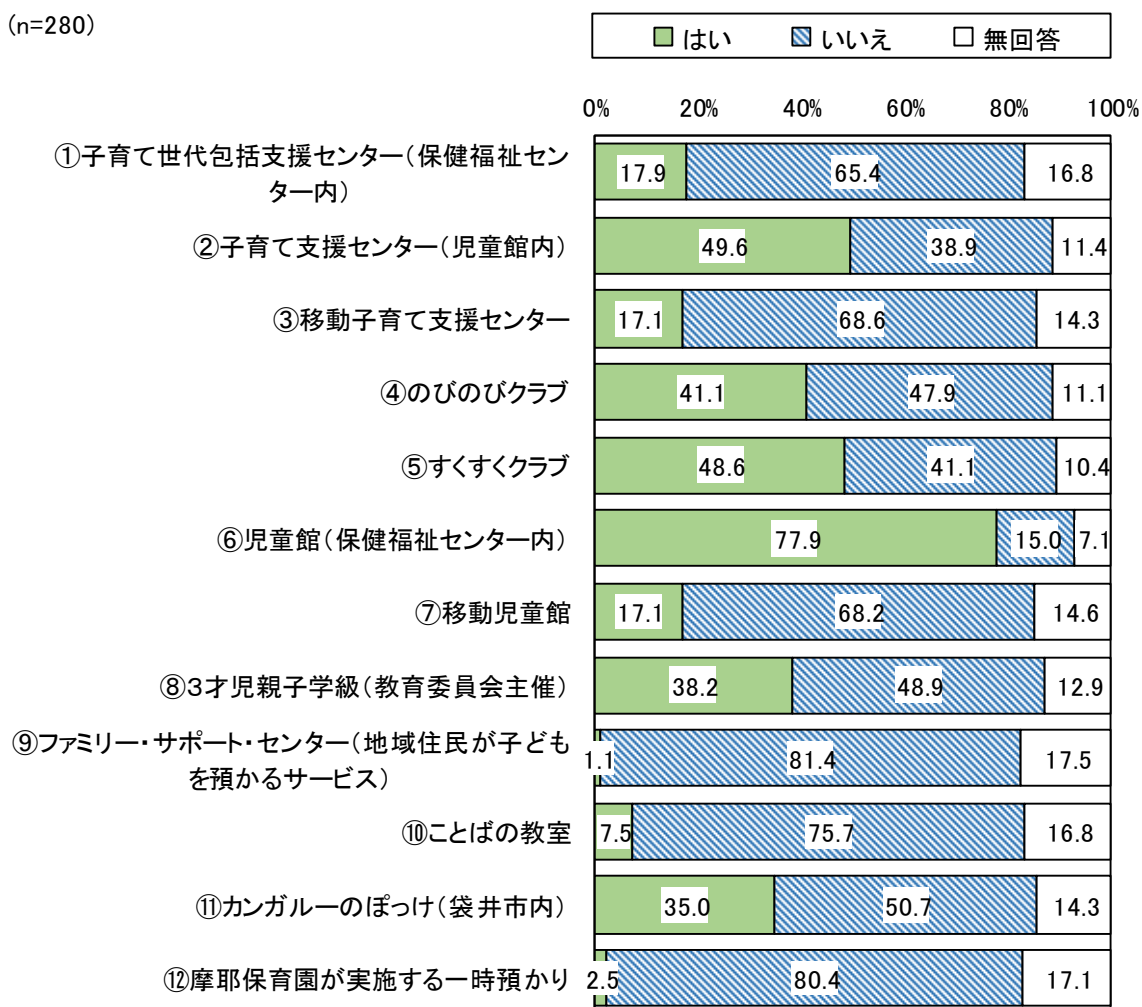


子育て支援事業の知っているものについて、「はい」が多い順に、「⑥児童館(保健福祉センター内)」(87.5%)、「②子育て支援センター(児童館内)」(80.4%)、「⑤すくすくクラブ」(78.2%)、「④のびのびクラブ」(77.9%)などとなっています。

一方、「いいえ」が多い順では、「⑨ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かるサービス)」(65.0%)、「⑫摩耶保育園が実施する一時預かり」(51.1%)、「⑩ことばの教室」(50.0%)、「①子育て世代包括支援センター(保健福祉センター内)」(45.0%)などとなっています。

問 子育て支援事業で利用したことがあるものがありますか。

(n=280)

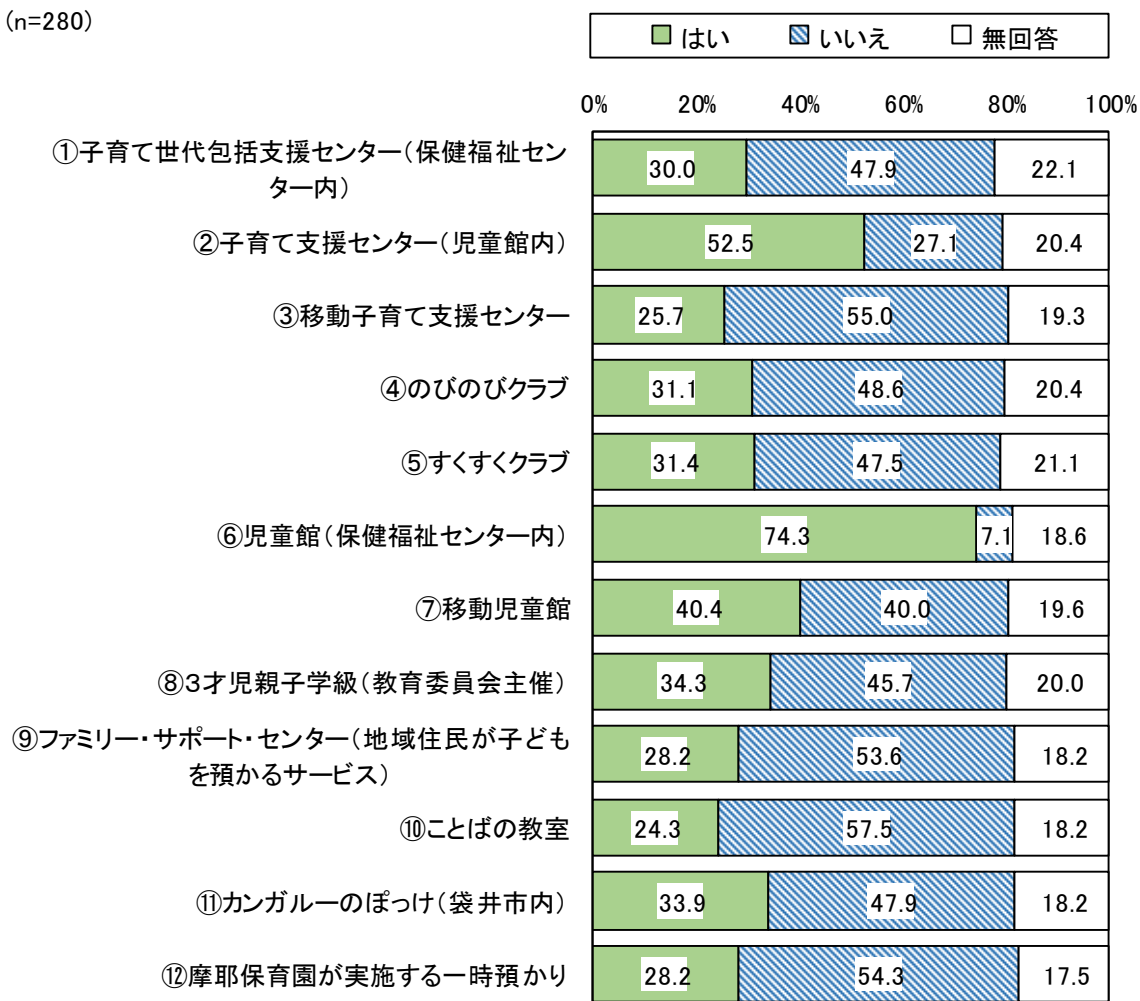


子育て支援事業で利用したことがあるものについて、「はい」が多い順に、「⑥児童館(保健福祉センター内)」(77.9%)、「②子育て支援センター(児童館内)」(49.6%)、「⑤すくすくクラブ」(48.6%)、「④のびのびクラブ」(41.1%) などとなっています。

一方、「いいえ」が多い順では、「⑨ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かるサービス)」(81.4%)、「⑫摩耶保育園が実施する一時預かり」(80.4%)、「⑩ことばの教室」(75.7%) などとなっています。

問 子育て支援事業で今後、利用したいものがありますか。

(n=280)



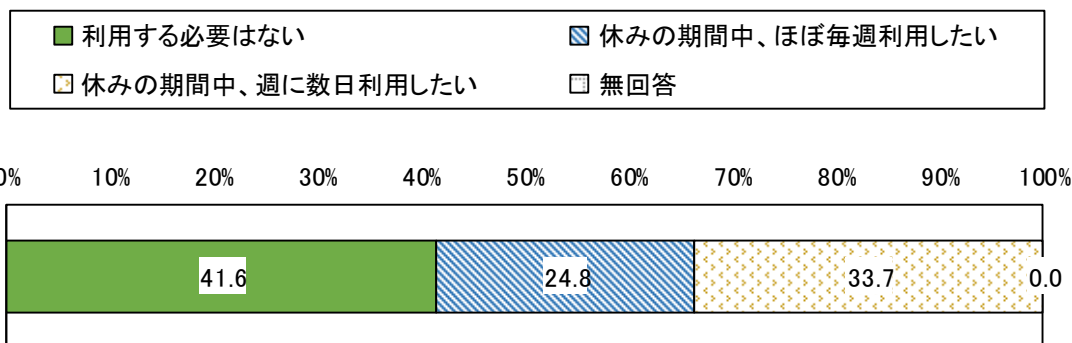
子育て支援事業の今後、利用したいものについて、「はい」が多い順に、「⑥児童館(保健福祉センター内)」(74.3%)、「②子育て支援センター(児童館内)」(52.5%)、「⑦移動児童館」(40.4%)などとなっています。

一方、「いいえ」が多い順では、「⑩ことばの教室」(57.5%)、「③移動子育て支援センター」(55.0%)、「⑫摩耶保育園が実施する一時預かり」(54.3%)、「⑨ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かるサービス)」(53.6%)などとなっています。

お子様の休日や長期休業中の定期的な教育・保育事業*の利用希望について

問 「幼稚園」を利用されている方で、夏休みなど長期の休業中の、預かり保育を含む教育・保育事業の利用希望はありますか。

(n=101)

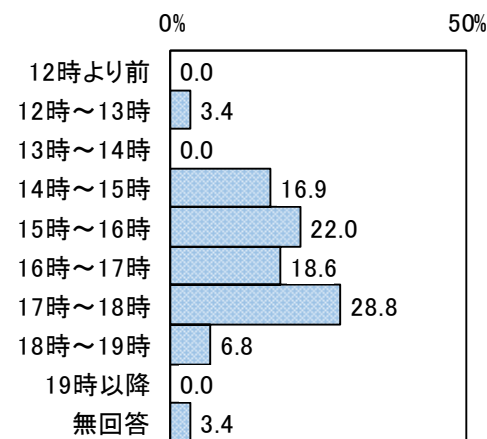
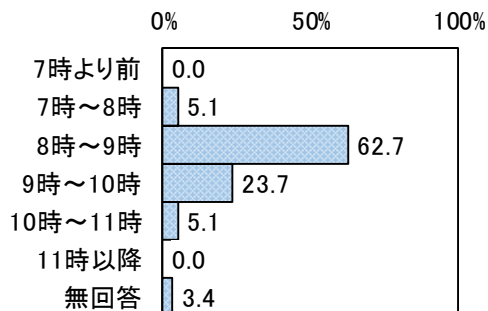


・ 利用開始時刻

・ 利用終了時刻

(n=59)

(n=59)

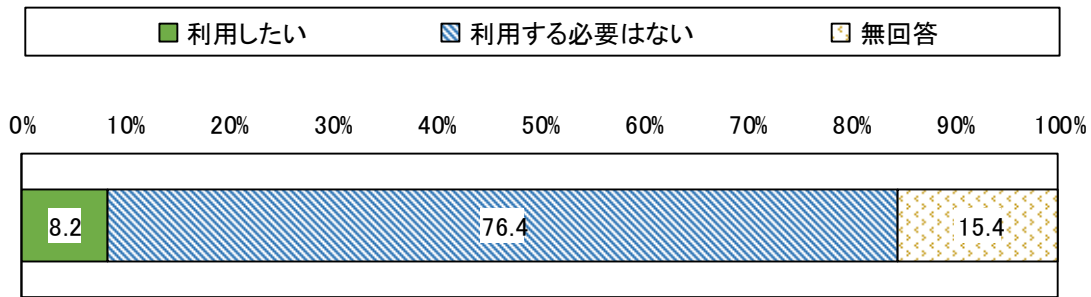


幼稚園を利用している方の定期的な教育・保育の事業の長期休業中の利用希望は、「利用する必要はない」が41.6%、「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」が24.8%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が33.7%となっています。

希望する長期休業中の利用開始時刻は、「8時～9時」が62.7%で最も多く、希望する利用終了時刻は、「17時～18時」が28.8%で最も多くなっています。

問 夜間保育のサービスを実施した場合、利用を希望しますか。

(n=280)

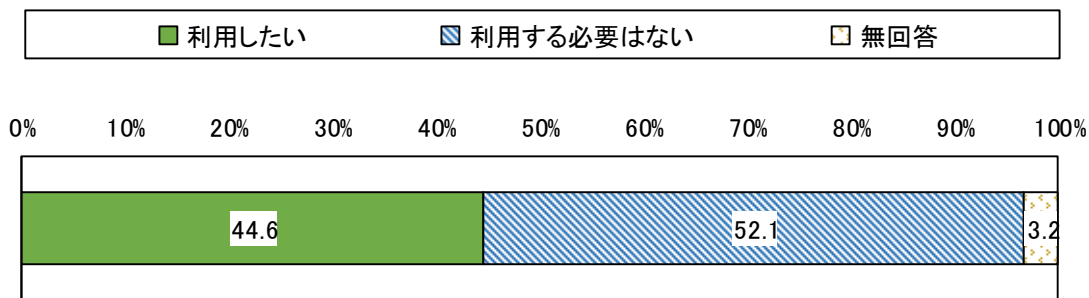


夜間の保育サービスを実施した場合の利用希望は、「利用したい」が8.2%、「利用する必要はない」が76.4%となっています。

お子様の不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

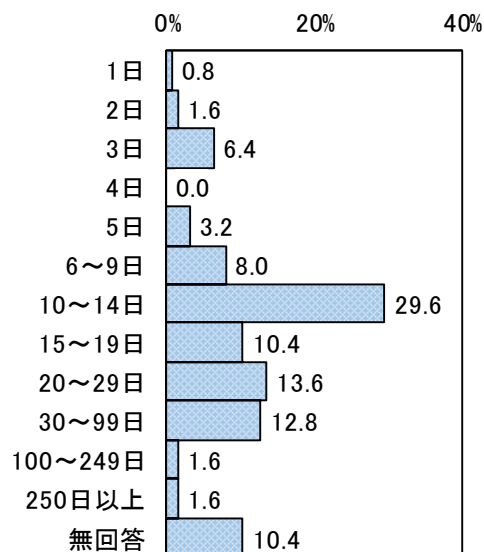
問 保護者の私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい保育園などで実施されている「一時預かり」を利用する必要があると思いますか。

(n=280)



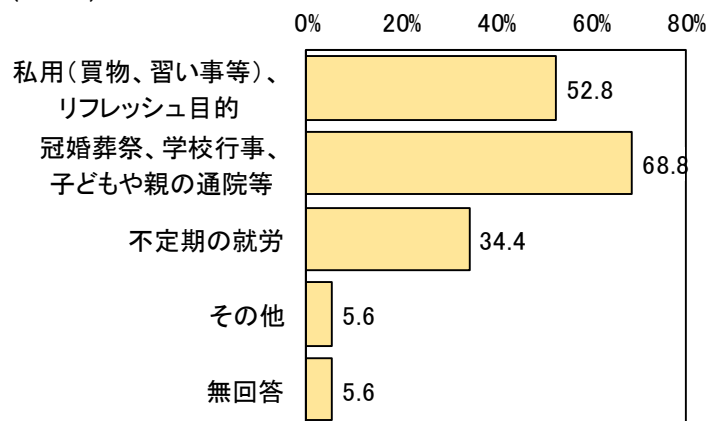
・ 利用したい場合の1年間の合計日数

(n=125)



・ 事業の利用目的

(n=125)



事業の利用希望は、「利用したい」が44.6%で最も多く、次いで「利用する必要はない」が52.1%となっています。

利用したい場合の1年間の合計日数は、「10～14日」が29.6%で最も多くなっています。

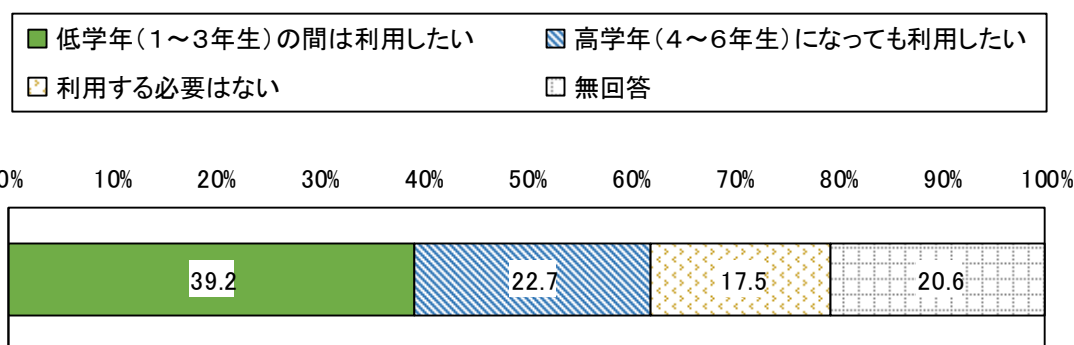
事業の利用目的は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が68.8%で最も多く、次いで「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が52.8%、「不定期の就労」が34.4%となっています。

また、1年間に必要な日数は、いずれも「10～14日」が最も多くなっています。

5歳以上のお子様の小学校就学後の放課後の過ごし方について

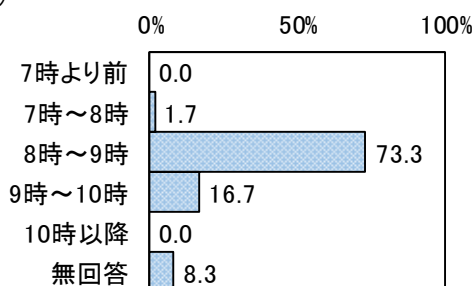
問 小学校入学後の夏休みなどの長期の休業期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。

(n=97)



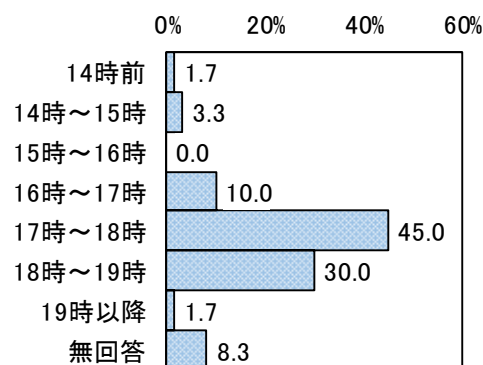
・ 利用開始時刻

(n=60)



・ 利用終了時刻

(n=5)



長期休業中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望は、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が39.2%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が22.7%、「利用する必要はない」が17.5%となっています。

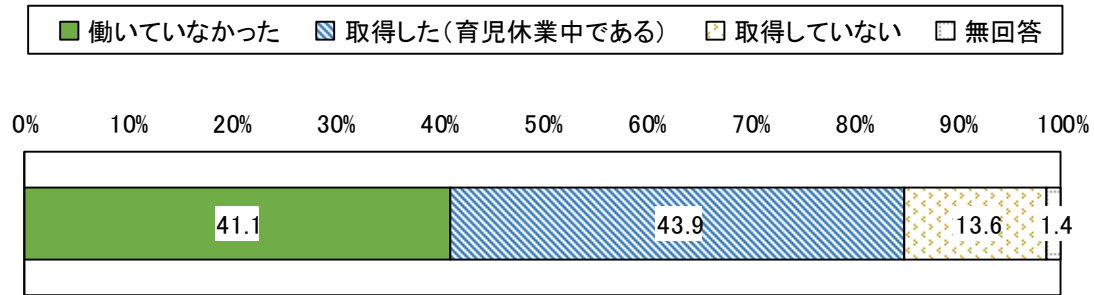
希望する利用開始時刻は「8時～9時」が73.3%で最も多く、利用終了時刻は「17時～18時」が45.0%で最も多くなっています。

育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

問 お子様が生まれた時の、父母の育児休業取得の有無と、その理由をお答えください。

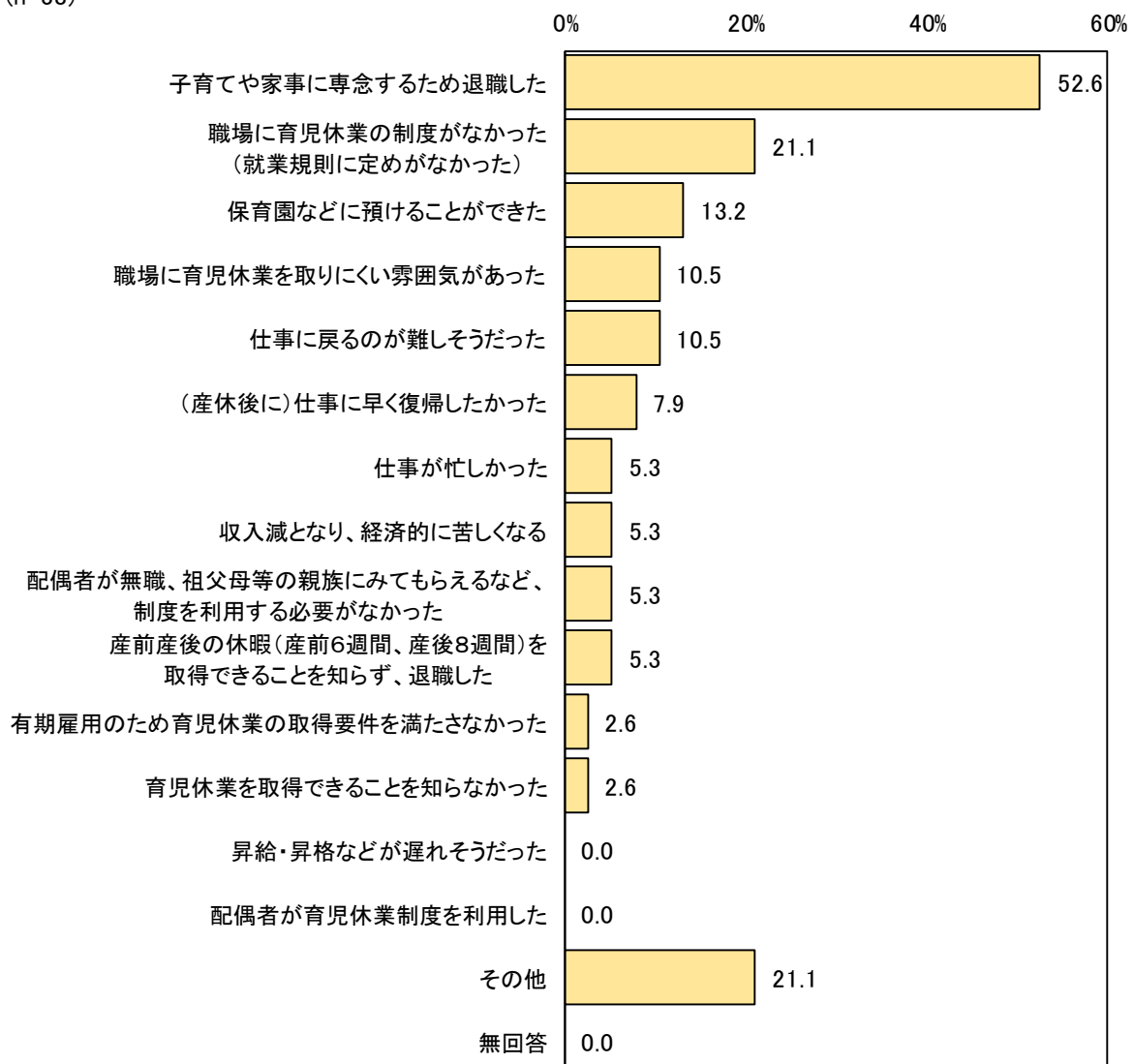
《母親》

(n=280)



・ 母親が育児休業を取得していない理由

(n=38)

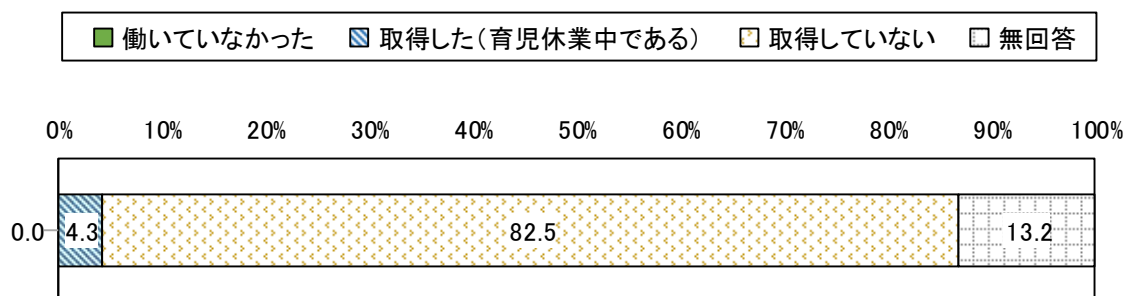


母親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が41.1%、「取得した(育児休業中である)」が43.9%、「取得していない」が13.6%となっています。

このうち、育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が52.6%で最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が21.1%、「保育園などに預けることができた」が13.2%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と「仕事に戻るのが難しそうだった」が共に10.5%などとなっています。

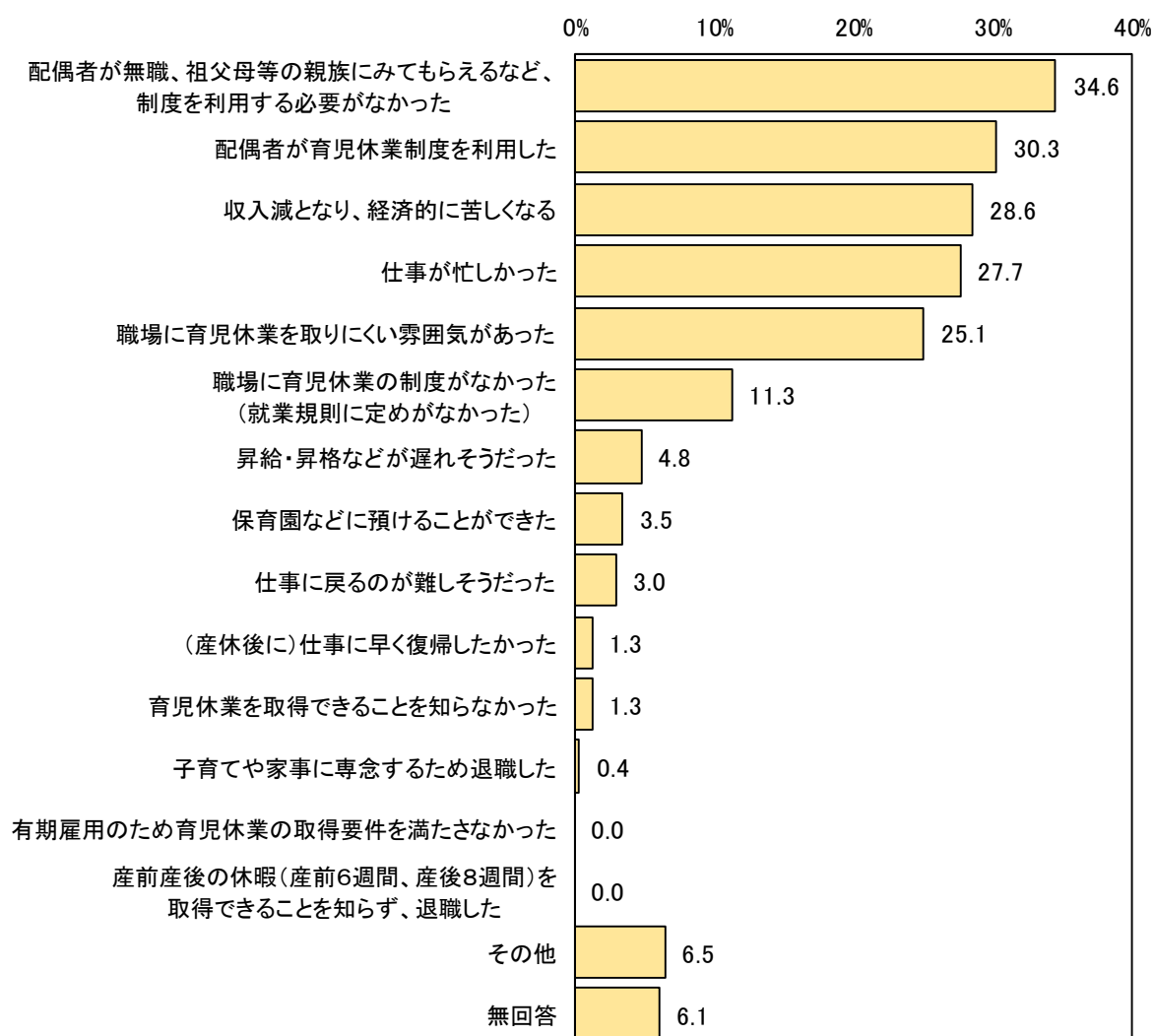
《父親》

(n=280)



・父親が育児休業を取得していない理由

(n=231)



父親の育児休業の取得状況は「取得した（育児休業中である）」が4.3%、「取得していない」が82.5%となっています。

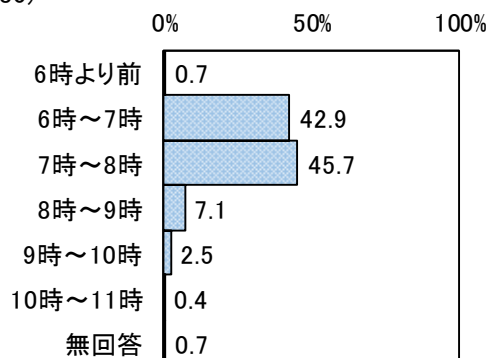
このうち、育児休業を取得していない理由は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が34.6%で最も多く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が30.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が28.6%、「仕事が忙しかった」が27.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が25.1%などとなっています。

お子様の生活習慣について

問 お子様の起床時刻と就寝時刻をお答えください。

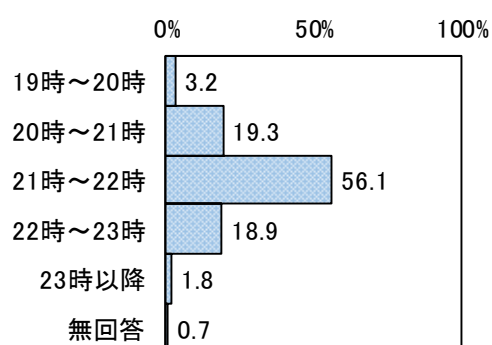
・起床時刻

(n=280)



・就寝時刻

(n=280)



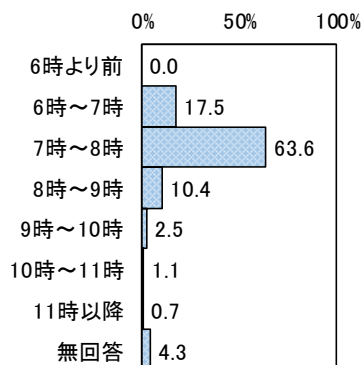
子どもの起床時刻は、「7時～8時」が45.7%で最も多く、次いで「6時～7時」が42.9%、「8時～9時」が7.1%、「9時～10時」が2.5%などとなっています。

子どもの就寝時刻は、「21時～22時」が56.1%で最も多く、次いで「20時～21時」が19.3%、「22時～23時」が18.9%などとなっています。

問 お子様の食事をとる時間をお答えください。

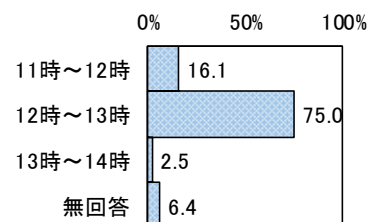
・朝食の時間

(n=280)



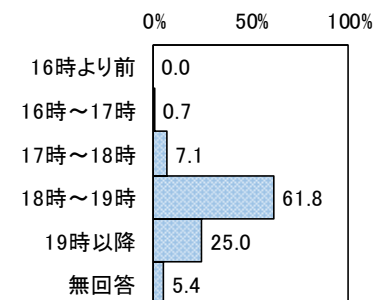
・昼食の時間

(n=280)



・夕食の時間

(n=280)

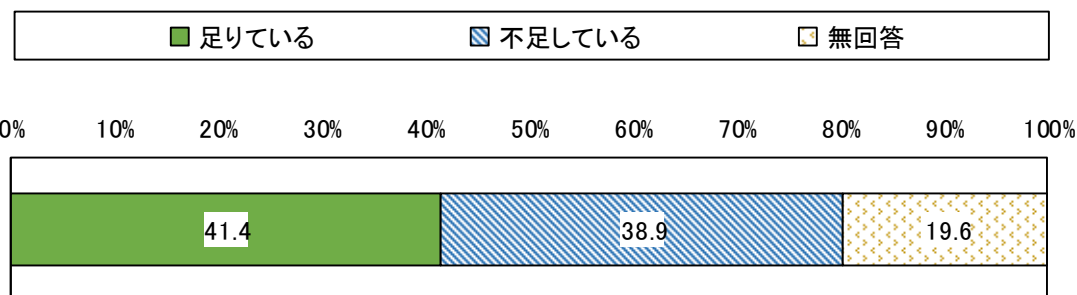


子どもの朝食の時間は、「7時～8時」が63.6%で最も多く、次いで「6時～7時」が17.5%、「8時～9時」が10.4%などとなっています。次に、子どもの昼食の時間は、「12時～13時」が75.0%で最も多く、次いで「11時～12時」が16.1%、「13時～14時」が2.5%となっています。夕食の時間は、「18時～19時」が61.8%で最も多く、次いで「19時以降」が25.0%、「17時～18時」が7.1%、「16時～17時」が0.7%となっています。

森町での「子ども・子育て」について

問 森町の障がい児等の支援体制は足りていると思いますか

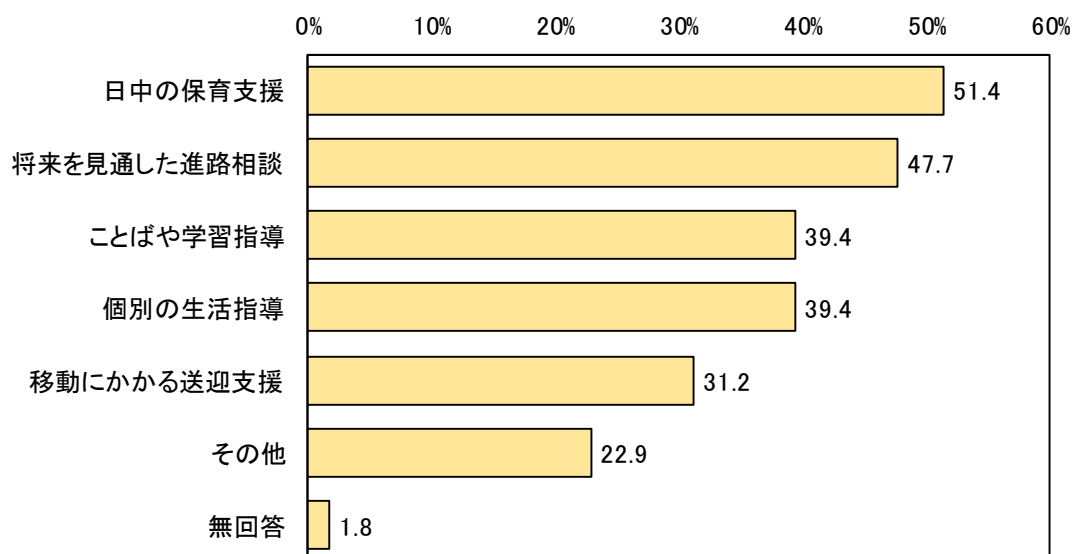
(n=280)



森町の障がい児支援体制については、「足りている」が41.4%、「不足している」が38.9%となっています。

問 障がい児等の支援として、どのような支援が不足していると思いますか。

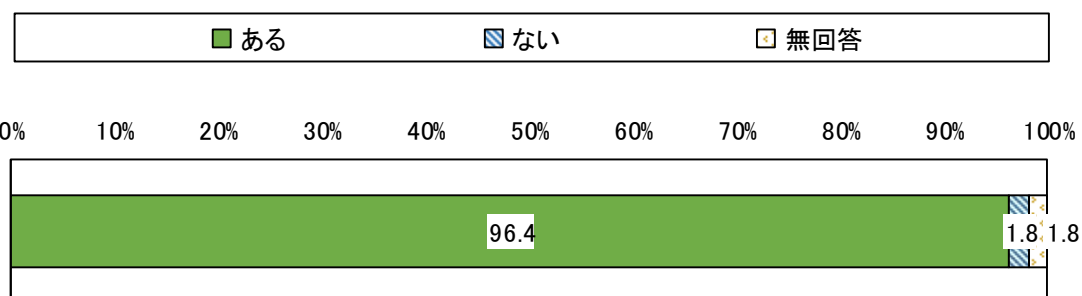
(n=109)



森町に不足していると思う障がい児支援は、「日中の保育支援」が51.4%で最も多く、次いで「将来を見通した進路相談」が47.7%、「ことばや学習指導」が39.4%、「個別の生活指導」が39.4%、「移動にかかる送迎支援」が31.2%などとなっています。

問 子育てに、喜びを感じることはありますか。

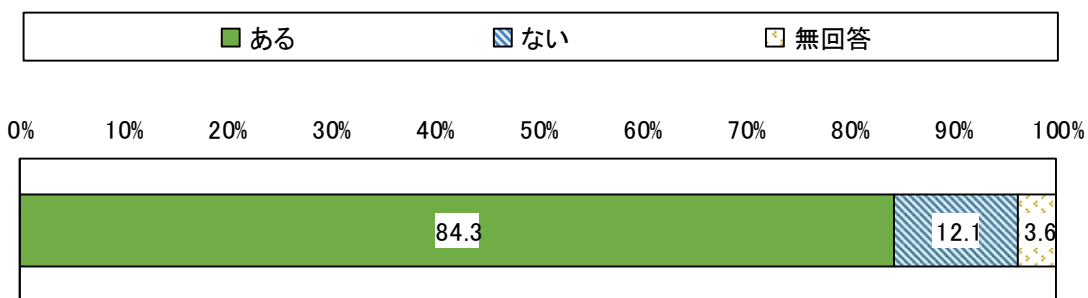
(n=280)



子育てに喜びを感じることは、「ある」が96.4%、「ない」が1.8%となっています。

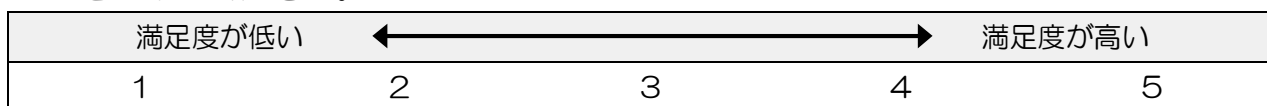
問 子育てに、ストレスを感じることはありますか。(1つに○)

(n=280)

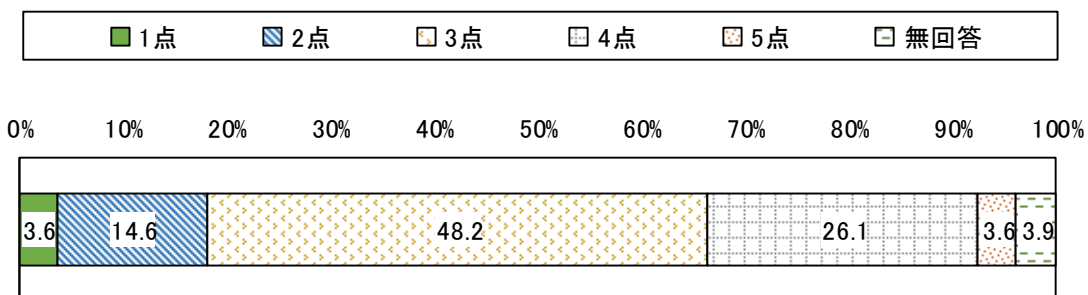


子育てにストレスを感じるかは、「ある」が84.3%、「ない」が12.1%となっています。

問 子育ての環境や支援への満足度について総合的に判断してあてはまる番号に1つに○をつけてください。



(n=280)



子育ての環境や支援への満足度は、「1点」が3.6%、「2点」が14.6%、「3点」が48.2%、「4点」が26.1%、「5点」が3.6%となっています。

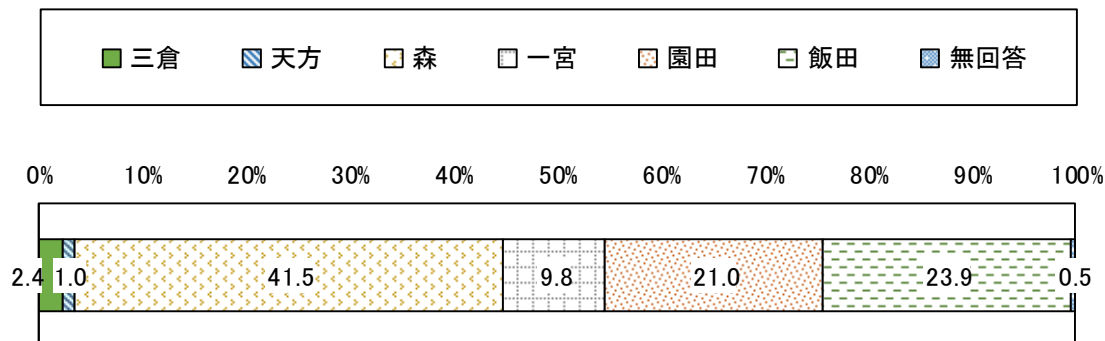
【就学児童の保護者アンケートから】

配布数 432 人 回収数 205 件 回収率 47.5%

お住まいの地域について

問 お住まいの地区はどちらですか。

(n=205)

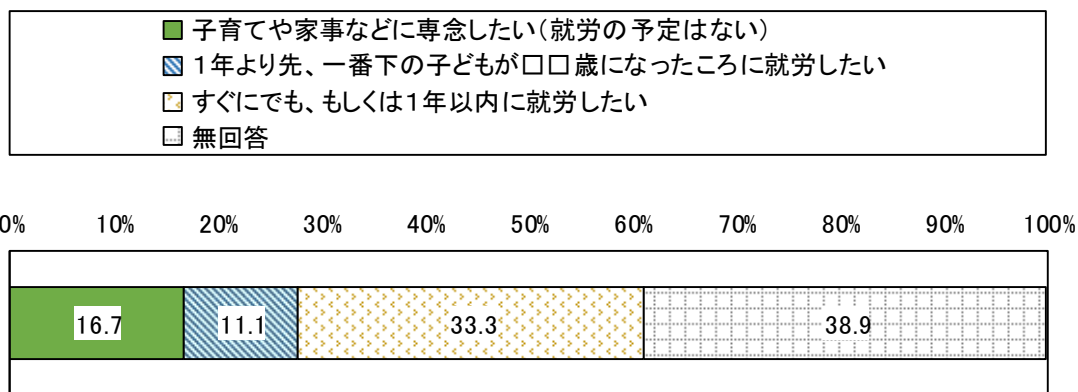


居住地域は、「三倉」が2.4%、「天方」が1.0%、「森」が41.5%、「一宮」が9.8%、「園田」が21.0%、「飯田」が23.9%となっています。

お子様の保護者の就労状況について

問 就労していない母親に伺います。就労希望はありますか。

(n=18)



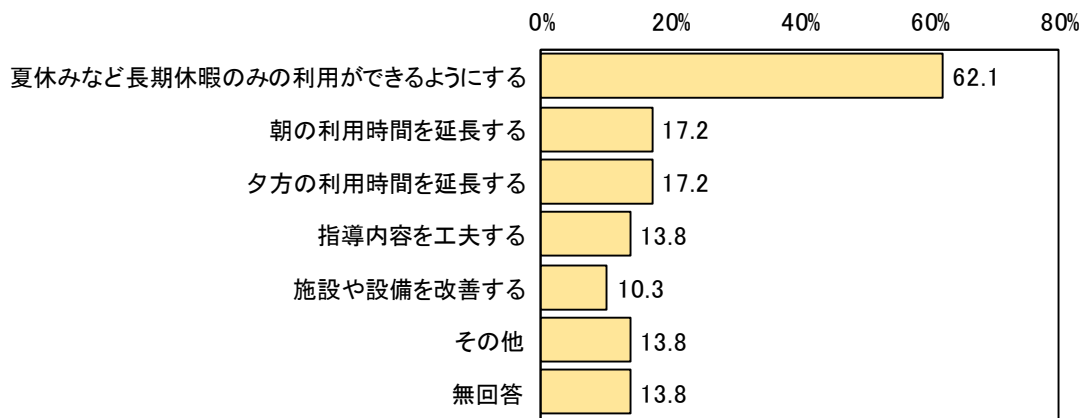
就労していない母親の就労希望は、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が16.7%、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が11.1%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が33.3%となっています。

なお、母親の就労希望時の下の子どもの年齢は、回答者が2名であり、それぞれ「9歳」、「13歳以上」と回答しています。

お子様の放課後児童クラブの利用状況について

問 利用している放課後児童クラブにどのようなことを希望しますか。
(あてはまるものすべてに○)

(n=29)

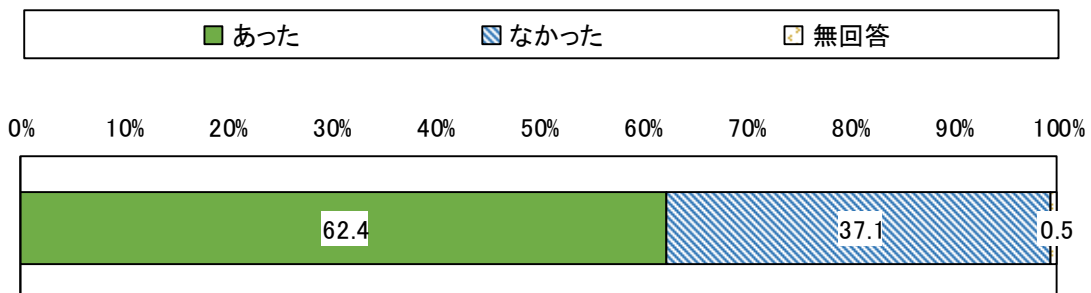


現在通っている放課後児童クラブに希望することは、「夏休みなど長期休暇のみの利用ができるようにする」が62.1%で最も多く、次いで「朝の利用時間を延長する」と「夕方の利用時間を延長する」が共に17.2%、「指導内容を工夫する」が13.8%、「施設や設備を改善する」が10.3%などとなっています。

お子様の病気の際の対応について

問 この1年間に、お子様が病気やケガで小学校を休まなければならなかったことはありますか。

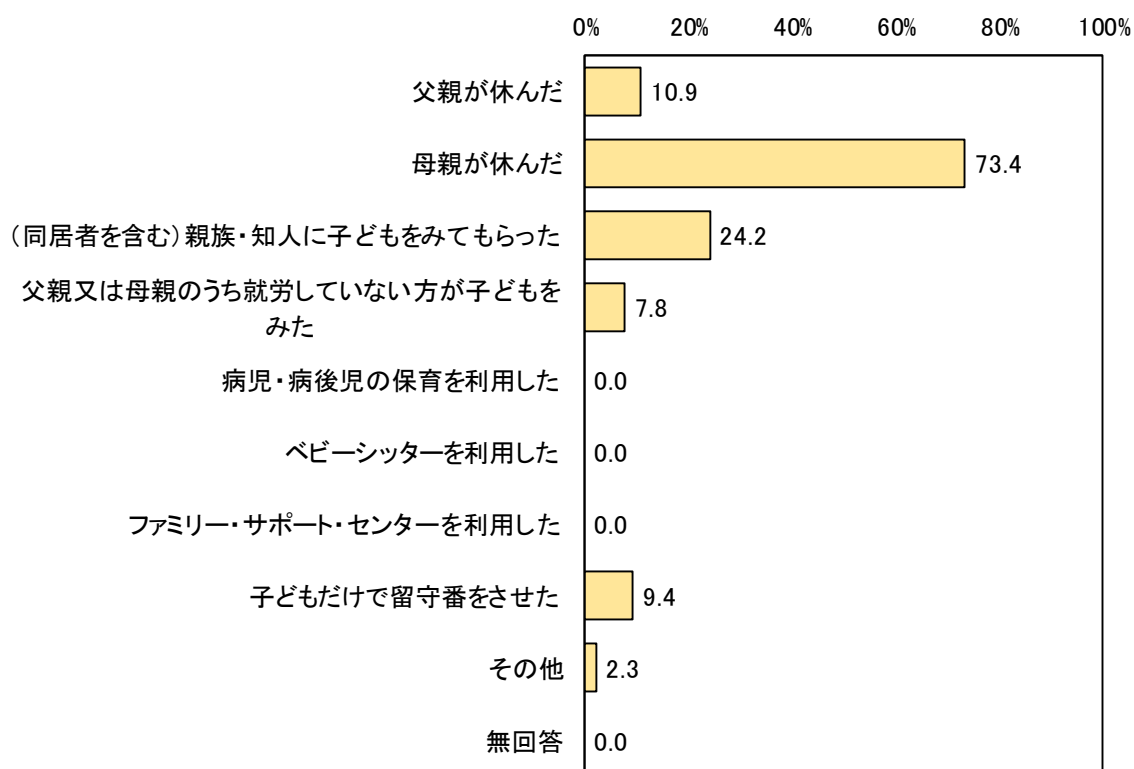
(n=205)



子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことは、「あった」が62.4%、「なかった」が37.1%となっています。

問 お子様が病気で小学校を休まなければならなかった場合の対処方法をお答えください。

(n=128)



小学校を休んだ場合の対処方法は、「母親が休んだ」が73.4%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が24.2%、「父親が休んだ」が10.9%、「子どもだけで留守番をさせた」が9.4%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が7.8%などとなっています。

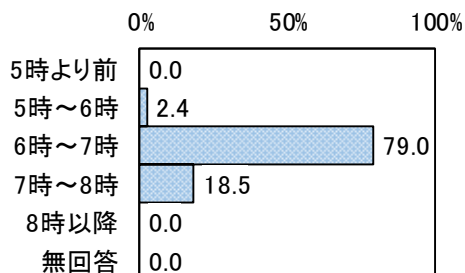
お子様の生活習慣について

問 お子様の起床時刻と就寝時刻をお答えください。

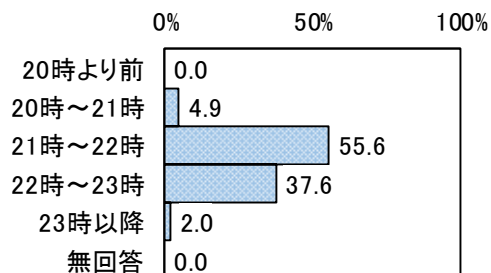
・起床時刻

・就寝時刻

(n=205)



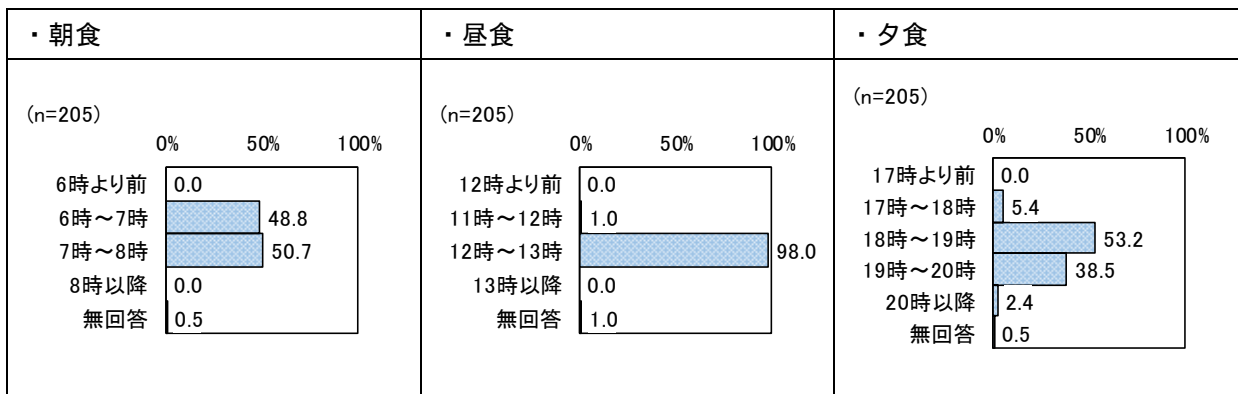
(n=205)



子どもの起床時間は、「6時～7時」が79.0%で最も多く、次いで「7時～8時」が18.5%、「5時～6時」が2.4%となっています。

子どもの就寝時間は、「21時～22時」が55.6%で最も多く、次いで「22時～23時」が37.6%、「20時～21時」が4.9%、「23時以降」が2.0%となっています。

問 お子様の食事をとる時間をお答えください。

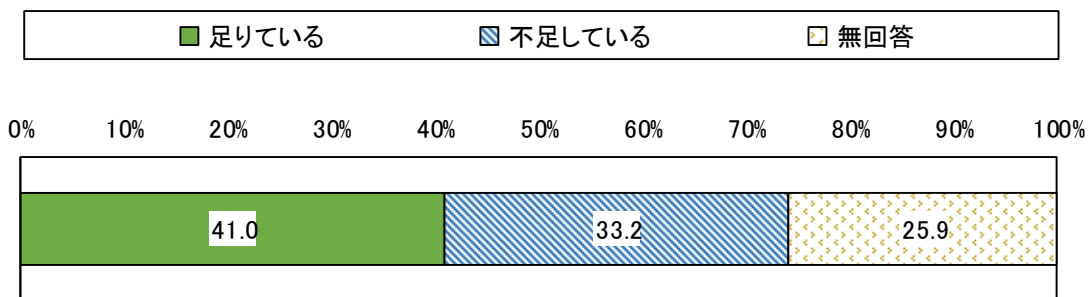


子どもの朝食の時間は、「7時～8時」が50.7%で最も多く、次いで「6時～7時」が48.8%となっています。次に、昼食の時間は、「12時～13時」が98.0%で最も多く、次いで「11時～12時」が1.0%となっています。夕食の時間は、「18時～19時」が53.2%で最も多く、次いで「19時～20時」が38.5%、「17時～18時」が5.4%、「20時以降」が2.4%となっています。

森町での「子ども・子育て」について

問 森町の障がい児等の支援体制は足りていると思いますか

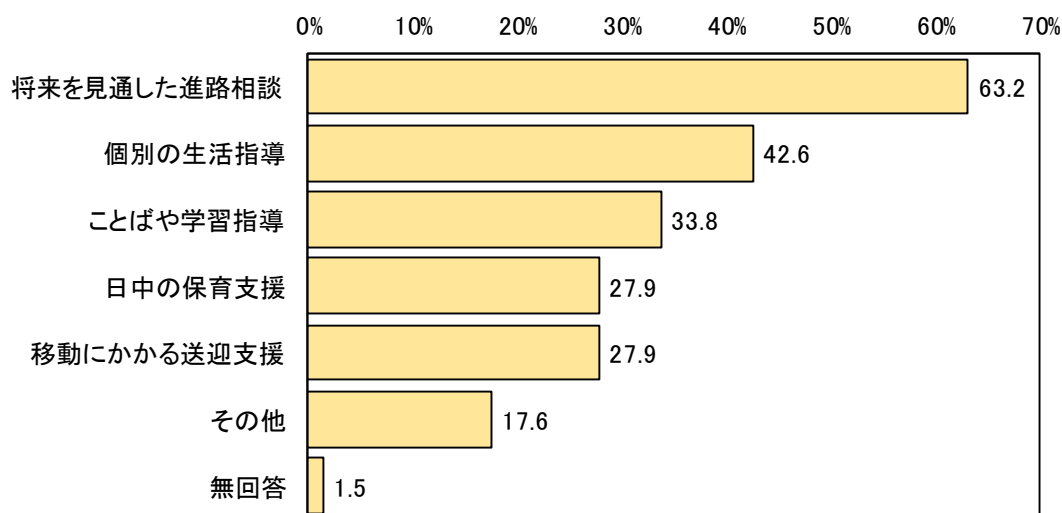
(n=205)



森町の障がい児支援体制については、「足りている」が41.0%で最も多く、次いで「不足している」が33.2%となっています。

問 障がい児等の支援として、どのような支援が不足していると思いますか。

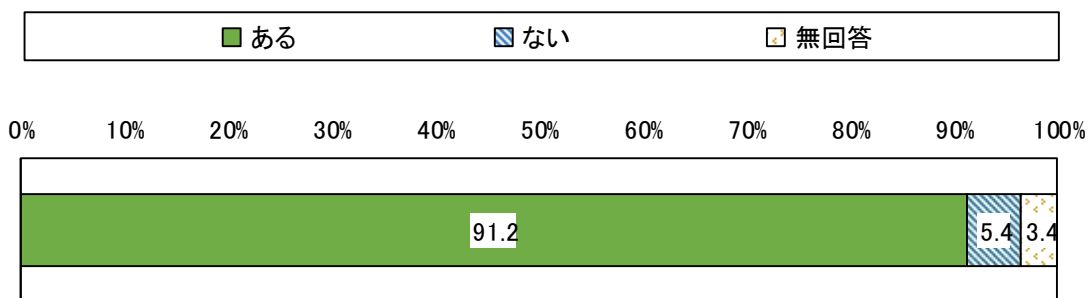
(n=31)



森町に不足していると思う障がい児支援は、「将来を見通した進路相談」が63.2%で最も多く、次いで「個別の生活指導」が42.6%、「ことばや学習指導」が33.8%、「日中の保育支援」と「移動にかかる送迎支援」が共に27.9%などとなっています。

問 子育てに、喜びを感じることはありますか。

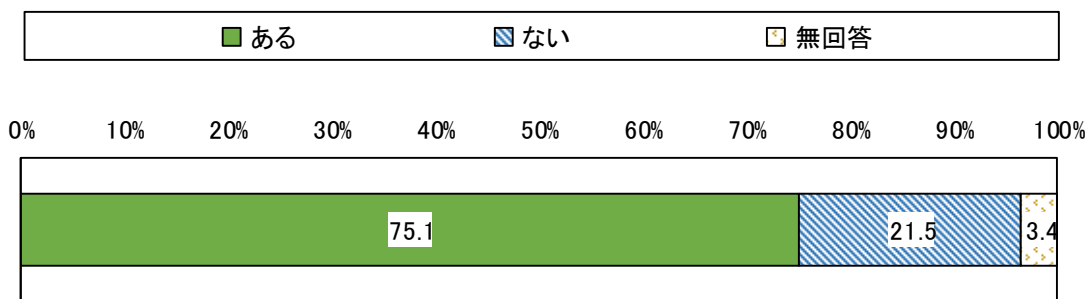
(n=205)



子育てに喜びを感じることは、「ある」が91.2%、「ない」が5.4%となっています。

問 子育てに、ストレスを感じることはありますか。

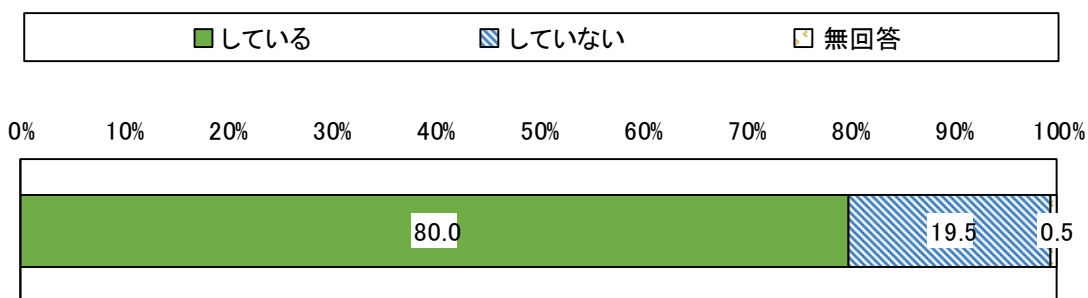
(n=205)



子育てにストレスを感じるかは、「ある」が75.1%、「ない」が21.5%となっています。

問 お子様は習い事をしていますか

(n=205)

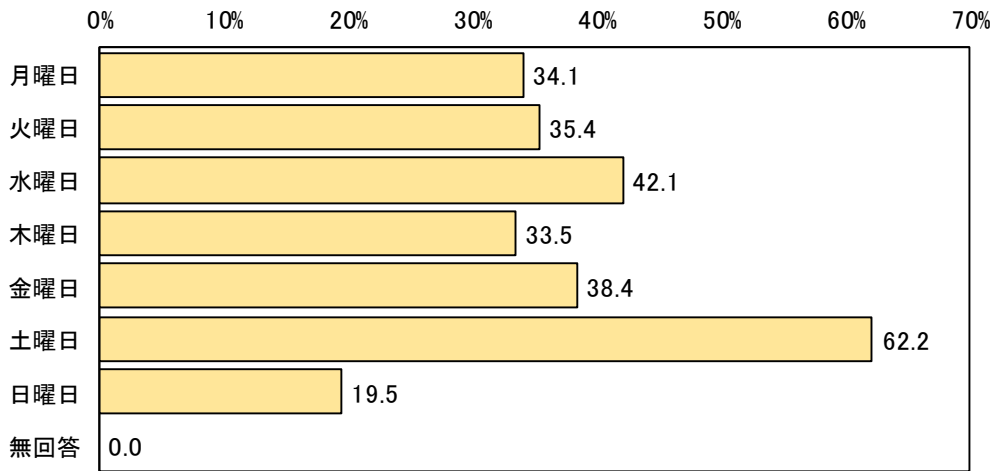


子どもの習い事について、「している」が80.0%、「していない」が19.5%となっています。

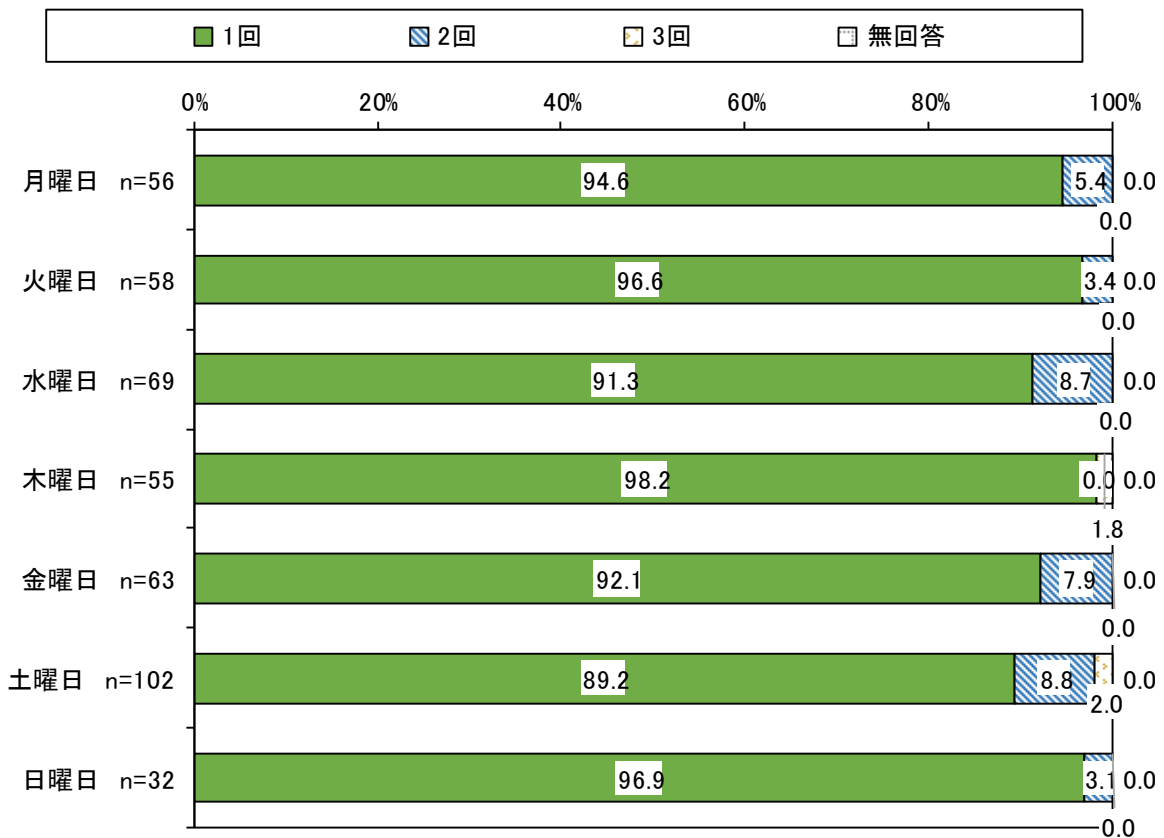
問 一週間のうち、それぞれの曜日で何個習い事（スポーツ等も含む）をしていますか。

【習い事をしている曜日】

(n=164)

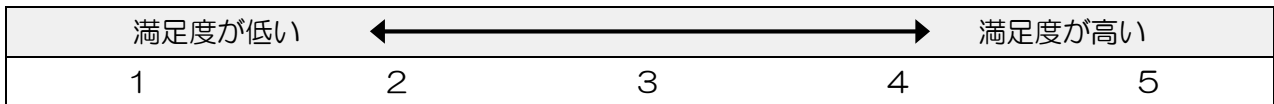


【各曜日の習い事の数】

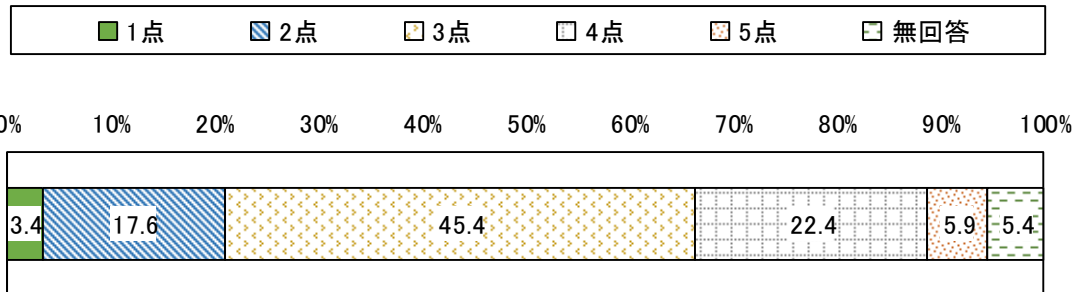


習い事をしている曜日は、「土曜日」が62.2%で最も多く、次いで「水曜日」が42.1%、「金曜日」が38.4%、「火曜日」が35.4%、「月曜日」が34.1%などとなっています。それぞれの曜日での習い事の回数は、いずれも「1回」が最も多くなっています。また、1人あたりの1週間の習い事の数、平均2.3回となっています。（別途計算）

問 子育ての環境や支援への満足度について総合的に判断してあてはまる番号に1つに○をつけてください。



(n=205)



子育ての環境や支援への満足度は、「1点」が3.4%、「2点」が17.6%、「3点」が45.4%、「4点」が22.4%、「5点」が5.9%となっています。

2 子ども・子育て会議設置要綱

森町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、森町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第61条第7項に規定する森町子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 森町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内会長連絡協議会を代表する者
- (2) 主任児童委員
- (3) 保育園及び幼稚園の従事者
- (4) 児童福祉団体関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (7) 町内事業所を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者への協力依頼)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員でない者に協力を依頼することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則

この告示は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

3 森町子ども・子育て会議委員

No.	所属	氏名	団体	役職
1 会長	学識経験者	山本 玲子	森町民生委員・児童委員協議会	会長
2	森町町内会長連絡協議会代表	高木 達雄	森町町内会長連絡協議会	理事
3	主任児童委員	赤坂 幸彦	森町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員代表
4	保育園及び幼稚園の従事者	萩野 洋子	ときわ保育園	園長
5	保育園及び幼稚園の従事者	水谷 尚禎	摩耶保育園	園長
6	保育園及び幼稚園の従事者	関塚 壽恵彦	森町公立幼稚園長会 (森町立飯田・天方幼稚園)	会長 (園長)
7	児童福祉団体関係者	安藤 まどか	摩耶保育園父母の会	会長
8	児童福祉団体関係者	片岡 修一	森町公立幼稚園 PTA 連絡会	会長
9	児童福祉団体関係者	建部 憲久	森町 PTA 連絡会	会長
10	学識経験者	山本 あけみ	森町校長会 (森町立飯田小学校)	代表 (校長)
11	学識経験者	森 暁美		元主任児童委員
12	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	西村 嘉子	森町子育て支援センター (森町児童館)	センター長 (館長)
13	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	一木 洋子	森町放課後児童クラブ支援員	代表
14	町内事業所を代表する者	野口 正美	豊田合成(株)森町工場	代表
15	町内事業所を代表する者	山本 良典	松井梱包(株)	代表

4 子ども・子育て会議の開催

第1回

日時：令和元年10月29日（火）午前10時～

場所：森町保健福祉センター 会議室A（2階）

内容：（1）第1期 森町子ども・子育て支援事業計画の進行管理について
（2）第2期 森町子ども・子育て支援事業計画の策定について
（3）その他

第2回

日時：令和元年12月13日（金）午後1時30分～

場所：森町保健福祉センター 会議室A（2階）

内容：（1）子ども・子育て支援施設の視察について（報告）
（2）第2期 森町子ども・子育て支援事業計画の素案について
（3）その他 今後の日程について

第3回

日時：令和2年1月28日（火）午後1時30分～

場所：森町保健福祉センター 会議室A（2階）

内容：（1）パブリックコメントについて（報告）
（2）第2期 森町子ども・子育て支援事業計画の素案について
（3）答申について
（4）その他

書面決議

日時：令和2年3月13日（金）～令和2年3月19日（木）

方法：書面送付による

内容：（1）第2期 森町子ども・子育て支援事業計画案について
（2）答申について

5 諮問書

森厚生第260号
令和元年10月29日

森町子ども・子育て会議 会長 様

森町長 太田 康雄

森町子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

子ども・子育て支援法第61条第7項の規定に基づき、森町子ども・子育て支援事業計画を策定したいので諮問します。

6 答申書

令和2年3月19日

森町長 太田 康雄 様

森町子ども・子育て会議
会長 山本 玲子

森町子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和元年10月29日付け森厚生第260号により、諮問のありました森町子ども・子育て支援事業計画について、慎重に審議した結果、適切なものであると認め、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 保育を必要とする子どもを受け入れるための施設の十分な確保が早急に実現されるよう、また、子どもの健やかな育ちを保障するため、関わる施設・人材の十分な質の確保がなされるよう、本計画に掲げる取り組みを推進することを求めます。
- 2 本計画の趣旨と内容について、多くの町民と関係機関に知っていただき、理解と協力が得られるように、積極的に情報発信をしながら周知することを求めます。

第2期 森町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：森町 保健福祉課

〒437-0215

静岡県周智郡森町森50-1 森町保健福祉センター 内

電話：0538-85-1800

FAX：0538-85-1294